

(仮称)世田谷区未来つながるプラン(案)の検討状況について

1 主旨

令和4年度～令和5年度の2年間を計画期間とする(仮称)世田谷区未来つながるプラン(案)の検討状況を取りまとめたので、報告する。

2 (仮称)世田谷区未来つながるプラン(案)の検討状況

別紙1「概要版」及び別紙2「検討状況」のとおり

3 素案からの主な変更点 ※以下、ページ番号の記載は別紙2「検討状況」参照

- 東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現について加筆(7、25、30ページ)
- 「第2章 策定の背景」の「1 社会状況の変化」の各項目(6～9ページ)及び「2 将来人口推計(3) 将来人口推計から見える課題・展望(18ページ)」について、区の認識などを一部加筆
- 「第2章 策定の背景 4 次期基本計画に向けて」における、マッチング、参加と協働の取組みについて、これまでの振り返りと今後の方向性を統合し、DXの推進も踏まえて一部加筆(22～24ページ)
- SDGsについて、新たに独自の「クローバーモデル」として再整理(33ページ)
- 第3章から第5章の取組みについて、具体的な内容を追加(詳細は以下のとおり)

項目	変更点
第3章 4つの政策の柱に基づく取組み(38ページ～)	・施策を構成する事業の「事業の方向性」を追加 ・「実現に向けた取組み(行動量)」の取組み項目及び「成果指標」の指標項目を追加 ・各施策と関連するSDGs17のゴールのアイコンを追加
第4章 DXの推進(80ページ～)	・Re・Design SETAGAYAへの2年間の「実現に向けた取組み」を追加

項目	変更点
第5章 行政経営改革の取組み (1) 行政経営改革10の視点に基づく取組み(88ページ～)	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営改革10の視点に基づく取組みの項目とその内容を追加 年度別計画の取組み項目を追加
(2) 外郭団体の見直し(127ページ～)	<ul style="list-style-type: none"> 今後2年間の改革方針に基づく「取組み」及び「取組みの方向性」を追加 改革の実現に向けた「取組み項目」を追加
(3) 公共施設等総合管理計画に基づく取組み(144ページ～)	<ul style="list-style-type: none"> 建物に関する取組みについて、施設類型別の取組項目及び施設名を追加 都市基盤に関する取組みについて、取組み方針と取組み項目を追加

※計画期間内の年次別の取組み内容や成果指標の目標値、事業費や効果額については、令和4年度当初予算編成と整合を図り、計画案の中でお示しする。

4 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見募集期間

令和3年9月15日(水)～令和3年10月6日(水)

(2) 意見提出人数及び件数

①提出人数：159人

②提出件数：210件

(3) 区民意見に対する区の考え方について

令和4年2月に計画案を報告する際に、パブリックコメントに対する区の見解をあわせてお示しする。

5 今後のスケジュール(予定)

令和4年 2月 5 常任委員会報告(計画案、パブリックコメント実施結果)
3月 計画策定

6 次期基本計画策定に向けて

令和6年度を初年度とする新たな基本計画の策定に向け、専門家などで構成する審議会を設置する方向で検討しており、(仮称)世田谷区基本計画審議会条例の制定について、令和4年区議会第1回定例会への提案を予定している。

審議会の構成や区民参加の手法等の詳細は、令和4年1月にお示しする。

(仮称) 世田谷区未来つながるプラン2022-2023 (実施計画)

案<検討状況>
【概要版】

世田谷区
令和3年11月

第1章 計画の策定について

<計画の位置づけ>

これまでの取り組み

- 基本計画の実現に向けた具体的な取り組みを示す計画（実施計画）として、「新実施計画」を策定
- 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑みて策定した「政策方針」に基づき、政策課題の優先順位を整理し、あらゆる施策の本質的な見直しを推進

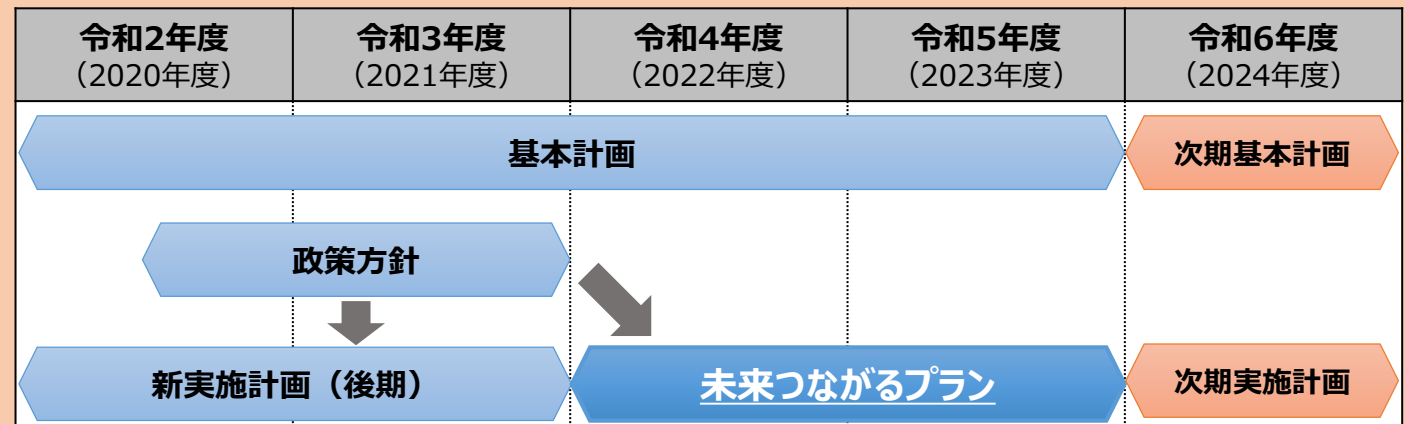


本計画の位置づけ

- 「政策方針」を踏まえながらも、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画につながる計画として策定
- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「第2期世田谷区総合戦略」として位置づけ、一体的に管理

<計画期間>

- 計画期間は、令和4年度～令和5年度の2年間



第2章 策定の背景

<社会状況の変化>

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

- 社会全体の価値観や行動の変化への対応や、持続可能な行財政運営の確保、事務事業の見直しを進める必要がある

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

- 自治体レベルでもあらゆるステークホルダーと連携した分野横断的な取組みが求められている
- 東京2020大会を契機とした「共生のまち世田谷」の実現の取組みを、レガシーとして継続する必要がある

(5) 高度情報化社会の到来と デジタル・トランスフォーメーション（DX）

- 先端技術を積極的に活用し、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスの構築や業務の効率化、区民視点での改革を進め、新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していく必要がある（Re・Design SETAGAYA）

(2) 大規模自然災害の発生（気候危機）

- 気候危機により激甚化・頻発化する災害から区民を守るため、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、気候変動を緩和する取組みを進め、安全で災害に強いまちづくりを実現する必要がある

(4) 人口トレンドの変化

- 今後の人口構成の変化にも対応するため、新たなにぎわいや魅力の創出により、自治体として持続的な成長を遂げる必要がある

(6) 地域における関わりが多様化

- 地域行政制度を基軸に、より住民に身近できめ細やかな施策を展開し、誰もが互いに支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことで、持続可能な住民自治を実現する必要がある

第2章 策定の背景

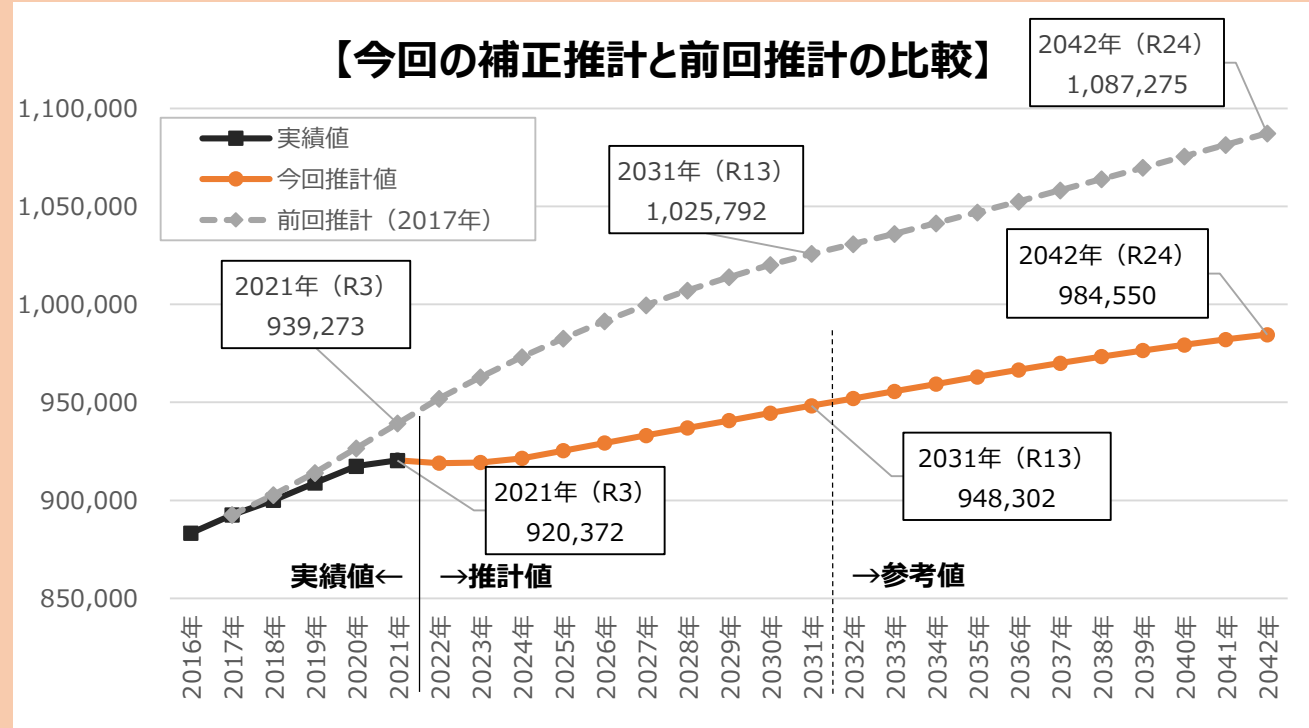
<将来人口推計>

◆ 平成29年7月に、「新実施計画（後期）」の策定に併せ、人口増加が継続する仮定で推計を実施

⇒ 平成29年以降の区の人口は推計値を下回って推移し、さらに転入超過の減少など、コロナ禍によるトレンドの変化により推計値と実績値の乖離が拡大



コロナ禍における人口動向を踏まえ、令和3年7月に将来人口推計の補正を実施



【推計結果】

- 令和4年に人口減となるも、その後は増加に転じ、年0.4%程度の増加傾向が継続
 - 令和13年の区人口は948,302人に達すると推計（令和3年比：約28,000人増）
- ⇒ 中長期的な増加傾向が緩やかに

【課題・展望】

- 保育や介護など、今後の福祉サービスの需要の見極めが必要
- 生産年齢人口の維持や年少人口の増加を図るなど、人口構成のバランスを重視した施策展開により、持続可能で魅力ある世田谷を創出

第2章 策定の背景

<財政見通し>

◆今後2年間の財政見通し（令和3年8月時点修正）

（単位：百万円）

区分		令和4年度			令和5年度		
		予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率
歳入	特別区税	117,907	0	0.0%	117,907	0	0.0%
	地方消費税交付金	19,913	0	0.0%	19,913	0	0.0%
	特別区交付金	48,780	500	1.0%	49,380	600	1.2%
	国庫・都支出金	82,218	△ 1,312	△1.6%	84,247	2,029	2.5%
	繰入金	13,300	2,296	20.9%	16,010	2,710	20.4%
	特別区債	9,720	△ 1,793	△15.6%	16,937	7,217	74.2%
	その他	27,331	△ 512	△1.8%	28,062	731	2.7%
	歳入合計 (A)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
歳出	人件費	59,007	△ 812	△1.4%	59,684	677	1.1%
	行政運営費	228,511	△ 2,165	△0.9%	229,848	1,337	0.6%
	扶助費	100,448	1,653	1.7%	101,631	1,183	1.2%
	公債費	11,520	△ 649	△5.3%	11,073	△ 447	△3.9%
	他会計繰出金	26,683	454	1.7%	27,233	550	2.1%
	その他行政運営費	89,860	△ 3,623	△3.9%	89,910	51	0.1%
	投資的経費	31,651	2,157	7.3%	42,924	11,273	35.6%
	歳出合計 (B)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
財政収支 C (A-B)		0			0		

【財政見通し】

- 令和3年2月に公表した今後5年間の中期財政見通しについて、令和4年度予算フレーム等を踏まえ、現時点における歳入見込みや必要経費等を反映し、今後の区の財政見通しの修正を実施



【今後の予定】

- 今後、つながるプランの計画案の策定に向けて、計画に位置づける施策の具体的な取組みを精査し、今後2年間（令和4年度～令和5年度）における事業費を示す。

第2章 策定の背景

<次期基本計画の策定に向けて>

【新実施計画の振り返り】

- 基本計画で掲げた目標に向けて、新実施計画に事業を位置づけて取組みを推進
(例：保育待機児童の解消、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の開設)
- 基本計画策定後に顕在化した課題に対しては、新実施計画を見直すことで対応
(例：世田谷版ネウボラの推進、世田谷区児童相談所の開設)

◆マッチング、参加と協働による推進

- デジタルを活用して、多様な参加と協働、さらなるマッチングの推進
- 基本計画で掲げている「協働」や「連携」を土台に、「協創」や「共創」へ
- さらにその先も見据え、新たな世田谷を創造することでさらなる発展を目指す

◆次期基本計画の検討にあたって

◆具体的な政策や施策検討にあたっての視点

➤ 「コロナ禍からの復興」

例：緊急時対応、グリーンリカバリー

➤ 「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会」

例：超高齢社会への対応、気候変動の緩和と適応、災害に強いまちづくり、「共生のまち世田谷」の実現の取組み

➤ 「地域コミュニティ」

例：地域行政の推進、居場所づくり

➤ 「子育てしやすいまち」

例：児童館、切れ目のない子育て支援、ICT活用

➤ 「持続可能な循環型社会」

例：カーボンニュートラル、グリーンインフラ、持続可能な地域経済、多様性、SDGs

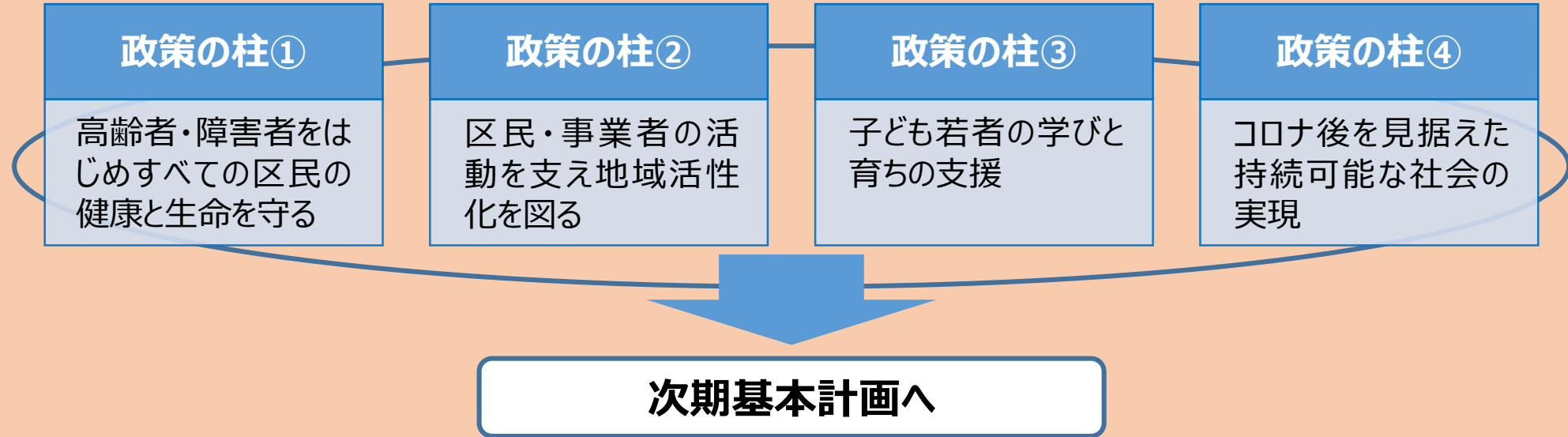
➤ 「新たな自治体経営」

例：DX、官民連携手法による公共施設、持続可能な行財政運営

※その他、つながるプランにおける施策の状況や、コロナ後の社会状況等も踏まえて、総合的に検討

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

<基本的な考え方>



次期基本計画につなげていくために、4つの政策の柱を設け、施策を推進

◆ 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方

<位置づける施策>

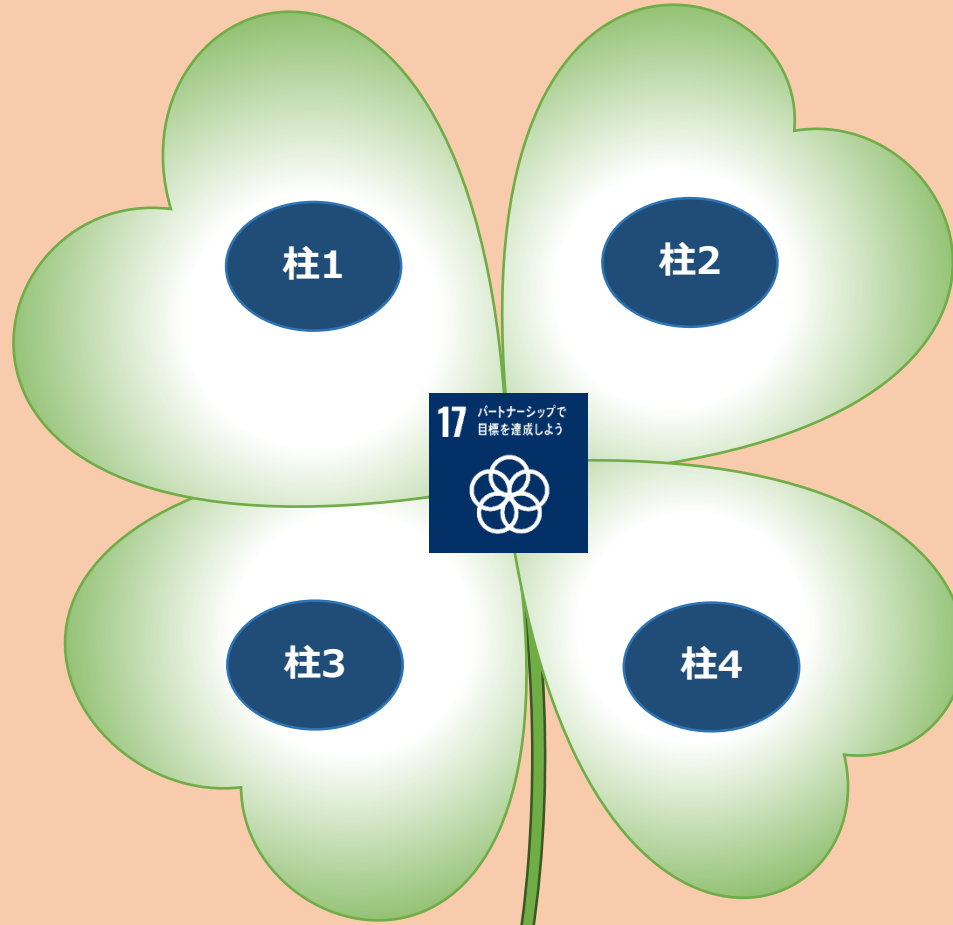
- 新規条例の制定など、大きな動きがある施策
- 次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、今後2年間に重点的に取り組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策

<位置づけない施策>

- 分野別計画に位置づけられている施策（左記の条件に該当する重要な取組みは除く）
- 施設整備等のハード系事業
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策の施策は、時期を捉えて柔軟かつ機動的に対応する性質であるため、本計画には位置づけない

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

<SDGsの推進>

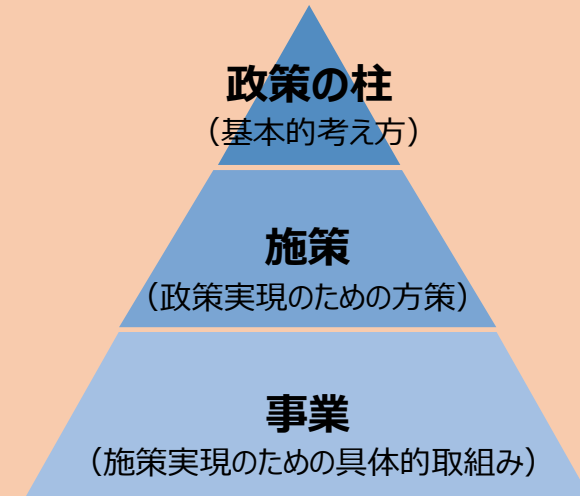


人権の尊重とジェンダー主流化の視点を持ち、参加と協働により経済、社会、環境の側面から取り組むことで、ウェルビーイングの向上を図り、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指す

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

【施策体系】

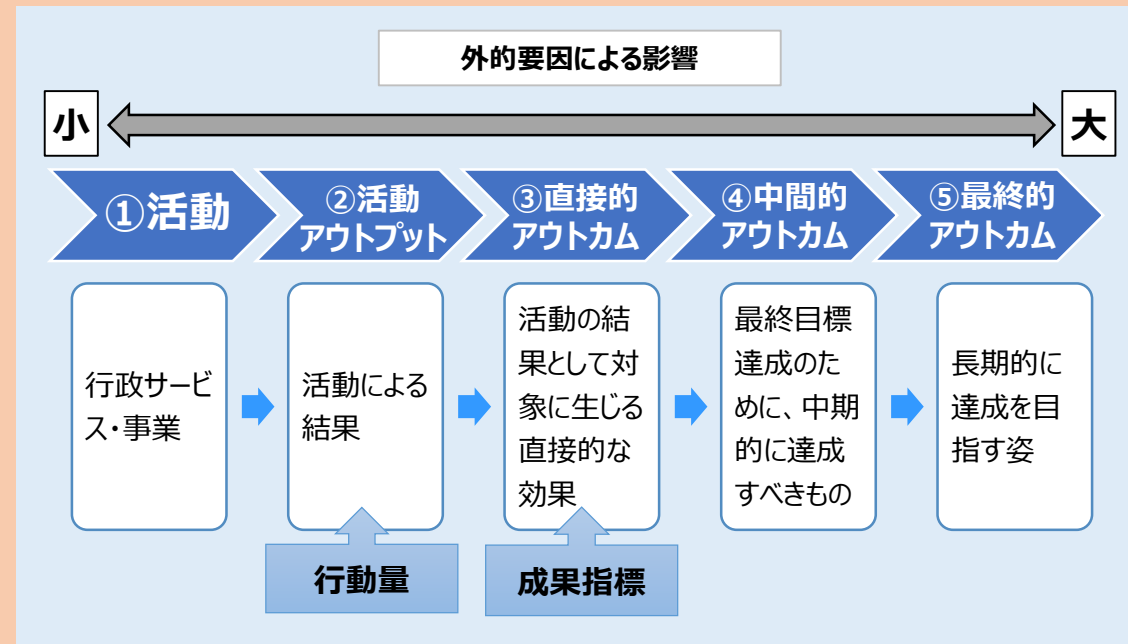
- 4つの政策の柱に位置づける施策について、「政策の柱—施策—事業」の体系に整理
- 施策ごとに「目指す姿」「施策を構成する事業」「取組みの方向性」「実現に向けた取組み（行動量）」「成果指標」を設定



【指標設定】

- 指標の設定にあたり、ロジックモデルを活用
- 成果指標は、最終目標に近づくほど外的要因によって左右されやすくなるため、計画期間も考慮し、行動量の成果や影響が直接的に生じる「直接的アウトカム」を成果指標として設定することを原則とする。

※直接的アウトカム：活動の結果として区民・事業者等の対象に与える直接的な効果



第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

◆政策の柱①

高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

No	施策名
施策1	地域防災力の向上
施策2	安全で災害に強いまちづくり
施策3	ひきこもり支援の推進
施策4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進
施策5	障害者の地域生活の支援
施策6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化
施策7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進

◆政策の柱②

区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

No	施策名
施策8	地域行政の推進
施策9	高齢者の地域参加促進
施策10	持続可能な地域経済の基礎づくり
施策11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

◆政策の柱③

子ども若者の学びと育ちの支援

No	施策名
施策12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート
施策13	社会的養育の推進
施策14	ICT基盤を活用した新たな教育の推進
施策15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進

◆政策の柱④

コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

No	施策名
施策16	多様性の尊重
施策17	気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進
施策18	循環型社会形成に向けた3Rの取組みの推進
施策19	魅力ある街づくり

第4章 DXの推進

Re・Design SETAGAYAへのステップ^o（2年間の取組み）

1) 行政サービスのRe・Designの取組み



オンライン
手続き

01 オンライン手続き

離れた場所から好きな時に電子申請や電子データによる手続きができる。



オンライン
相談

02 オンライン相談

離れた場所からでも職員と顔を合わせて、相談が可能になる。



24h
チャット
相談・案内

03 チャット相談・案内

曜日・時間帯を問わず、24時間いつでも問合せ可能になる。



キャッシュレス

04 キャッシュレス

現金以外にも様々な方法で支払いが可能になる。



セグメント
受信

05 セグメント受信

自分にとって必要な情報をすぐに知ることができる。



Support
デジタルデバ
イド
解消

06 デジタルデバインド解消

ICT機器の利活用による情報格差を生まない。

2) 参加と協働のRe・Designの取組み



気軽な
区民参加

01 気軽な区民参加

いつでも、どこでも、誰でも区政に意見が言える。



コミュニケー
ションの
多様化

03 コミュニケーションの多様化

区民や地域団体、事業者、行政などがそれぞれコミュニケーションをとれるようになる。



ニーズの
みえる化

02 ニーズのみえる化

ニーズのみえる化によってEBPMの取組みや事業者提案型の地域課題解決を促す。



マッチング
による協働

04 マッチングによる協働

マッチングにより地域活動に参加する機会を多様化する。

*EBPM : Evidence-based Policy Making 事実（エビデンス）に基づく政策立案

3) 区役所のRe・Designの取組み



どこでも繋がる
ネットワーク

01 どこでも繋がるネットワーク

インターネット環境へのスムーズな接続や回線速度向上、事務用端末の利便性向上を図る。



オンラインツール
活用の拡充

02 オンラインツール活用の拡充

全員がいつでも、どこでも、誰とでも繋がる。多様な選択肢でフレキシブルな働き方ができる。



コミュニケー
ションの
活性化

03 コミュニケーションの活性化

チャットやフリーアドレスで他部署の職員とも連携でき、横断的なプロジェクトを生み出せる。

-First step-

各取組みの基盤となるICT利用環境の整備



庁内
オープンデータ

04 庁内オープンデータ

必要な時に必要な情報を取り出せる。データ分析に基づいたEBPMの取組を実現する。



業務効率化

05 業務効率化

庶務事務等の省力化や電子化によって、本来業務に注力できる。

4) Re・Designを支える人材の確保・育成



第5章 行政経営改革の取組み

<行政経営改革10の視点に基づく取組み>

- 自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、行政経営改革の3つの基本方針と10の視点により、行政経営改革の取組みを着実に推進
- デジタル技術を活用する（検討を含む）取組み項目を明確化（ **DX** を付記）

【基本方針1】区民に信頼される行政経営改革の推進

視点	取組み名
1 自治体改革の推進	1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革
	1-2 自治体間連携等の推進（総合戦略）
2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	DX 2-1 地域行政の推進【再掲】
	2-2 公文書の適正な管理・活用の推進
	2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し
	2-4 情報公開の推進
	DX 2-5 広報機能の充実
	2-6 広聴機能の充実
	2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進
3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	DX 3-1 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革
	DX 3-2 DX推進を支える情報化基盤の強化
	DX 3-3 保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み
	DX 3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み
	3-5 災害対策本部機能の充実
	3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減
4 執行体制の整備	DX 4-1 執行体制の整備と人材育成

第5章 行政経営改革の取組み

【基本方針2】持続可能で強固な財政基盤の確立

視点	取組み名
5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	5-1 行政評価の活用による事業の検証
	5-2 効果的な新公会計制度の運用
6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	6-1 官民連携の取組み
	6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進
	DX 6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し
7 施策事業の効率化と質の向上	DX 7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上
	DX 7-2 時代にあった業務改善の取組み
	7-3 補助金の見直し
	7-4 庁有車の統廃合
	7-5 区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）
	DX 7-6 保育園入園申請手続きの効率化
8 区民負担等の適切な見直し	8-1 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し

【基本方針3】資産等の有効活用による経営改善

視点	取組み名
9 公有財産等の有効活用	9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却
10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	DX 10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進
	10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保
	10-3 区有地を活用した税外収入の確保
	10-4 公園を活用した税外収入の確保
	10-5 安全かつ効率的な公金運用
	DX 10-6 債権管理重点プランに基づく取組み

第5章 行政経営改革の取組み

<外郭団体の見直し>

外郭団体を取り巻く状況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業運営や経営への影響
- NPO等の公共サービスの担い手増加、民間事業者による公共的役割の高まり、官民連携手法の多様化
- SDGsの推進、世田谷区におけるDXの推進



取組みの方向性

外郭団体を取り巻く状況の変化を踏まえ、外郭団体改革基本方針における5つの改革の取組み方針に基づき、区民サービスの向上とより一層の効率的・効果的な経営体制の確立を目指して11団体ごとに改革を進める

改革の取組み方針

- ① 外郭団体のあり方に関する見直し
- ② 外郭団体への委託事業に関する見直し
- ③ 財政的視点・関与の見直し
- ④ 人的支援・関与の見直し
- ⑤ 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

<公共施設等総合管理計画に基づく取組み>

世田谷区公共施設等総合管理計画（令和3年9月一部改訂）に基づき、持続可能な公共施設の維持管理の実現に取り組む

重点方針

重点方針 1	学校を中心とした複合化整備の推進
重点方針 2	効果的・効率的な公共施設整備の徹底
重点方針 3	既存施設の区民利用機会の更なる拡充

別紙2

(案)検討状況

**(仮称)世田谷区未来つながる
プラン 2022-2023
(実施計画)**

**世田谷区
令和3年11月**

目次

第1章 計画の策定について	1
1 計画の位置づけ・期間	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 世田谷区総合戦略	3
(3) つながるプランの計画期間	3
2 計画の進行管理	4
(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理	4
第2章 策定の背景	5
1 社会状況の変化	6
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	6
(2) 大規模自然災害の発生（気候危機）	6
(3) SDGs（持続可能な開発目標）の推進	7
(4) 人口トレンドの変化	7
(5) 高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション（DX）	8
(6) 地域における関わりの多様化	9
2 将来人口推計	10
(1) 人口の動向	10
(2) 将来人口推計	11
(3) 将来人口推計から見える課題・展望	18
3 財政見通し	20
(1) 今後2年間の財政見通し（令和4年度から令和5年度） ※令和3年8月時点	20
(2) 推計にあたっての考え方	21
4 次期基本計画に向けて	22
(1) 新実施計画の振り返り	22
(2) マッチング、参加と協働の取組み	22
(3) 次期基本計画の検討にあたって	24
第3章 4つの政策の柱に基づく取組み	28
1 基本的な考え方	29
(1) 4つの政策の柱に基づく取組み	29
(2) 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方	30
(3) 分野別計画における主な取組み	31
(4) SDGsの推進	31
2 施策体系	34
(1) 施策体系	34
(2) 指標の設定	34

(3) 計画の評価	35
3 4つの政策の柱に基づく個別施策	36
4 分野別計画における主な取組み	75
5 事業費一覧	75
第4章 DXの推進	76
1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	77
(1) デジタル社会の実現に向けて	77
(2) 世田谷区DX推進方針（～Re・Design SETAGAYA～）	77
(3) 変革（Re・Design）への基盤づくり	78
2 Re・Design SETAGAYA へのステップ（2年間の取組み）	78
(1) 行政サービスのRe・Design の取組み	78
(2) 参加と協働のRe・Design の取組み	78
(3) 区役所のRe・Design の取組み	79
(4) Re・Design を支える人材の確保・育成	79
3 実現に向けた取組み	80
第5章 行政経営改革の取組み	83
1 行政経営改革10の視点に基づく取組み	84
行政経営改革の10の視点	84
取組み一覧	86
2 外郭団体の見直し	125
各外郭団体の取組み	126
3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み	140
取組み方針	140
取組み内容	141
4 行政経営改革効果額	150

第 1 章 計画の策定について

- 1 計画の位置づけ・期間
- 2 計画の進行管理

1 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

世田谷区では、「世田谷区基本構想（平成 25 年 9 月議決）」に基づき、10 年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした、区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画（平成 26 年度～令和 5 年度）」（以下「基本計画」という。）を定めています。

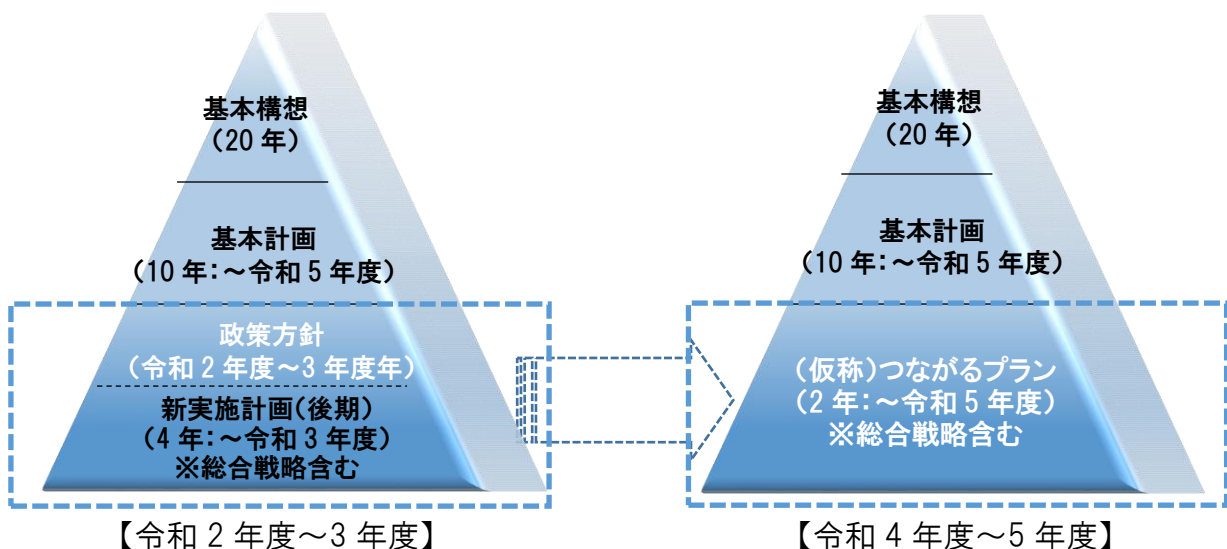
この基本計画の実現に向けた具体的な取組みを示す計画として、「新実施計画（前期）（平成 26 年度～平成 29 年度）」及び「新実施計画（後期）（平成 30 年度～令和 3 年度）」を策定し、これまで着実に施策を推進してきました。

一方、令和 2 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年にわたり厳しい財政状況が見込まれるなか、切迫する区民ニーズに応え、持続可能な行財政運営を確保するとともに、政策課題の優先順位を全庁横断的に整理し、あらゆる施策について本質的に見直しを進めるため、「世田谷区政策方針（令和 2 年 9 月～令和 3 年度）」（以下「政策方針」という。）を策定し、区民生活の安全と安心を守り抜くための施策を最優先に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症の収束もいまだ見通せず、厳しい財政見通しが続くなか、区の実施計画は令和 3 年度、基本計画は令和 5 年度で最終年度を迎えます。

こうした状況のなか、令和 4 年度及び令和 5 年度の実施計画については、これまでの計画の継続ではなく、コロナ禍により大きく変化する社会状況を踏まえ、次期基本計画策定につながる計画としていく必要があります。

そのため、政策方針を踏まえつつ、次期基本計画も見据え、新たな政策の柱を設定し、重点的な取組みを明確にした区民にわかりやすい計画として新たに再構築し、「（仮称）世田谷区未来つながるプラン」（以下「つながるプラン」という。）を策定します。



(2) 世田谷区総合戦略

つながるプランには、将来人口推計や持続可能で活力ある地域社会の実現に向けた取り組みを盛り込み、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、「第2期世田谷区総合戦略（令和2年度～令和5年度）」として引き続き位置づけ、一体的に管理を行っていきます。

①基本目標

以下の3つの基本目標の達成に向け、取り組みを進めていきます。

基本目標1：多くの世代の希望の実現

基本目標2：地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築

基本目標3：心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流

②計画期間

令和2年度から令和5年度を計画期間とします。

国においては、総合戦略の計画期間を5年間としていますが、基本計画・実施計画と整合を図るため、4年間の計画期間としています。

③具体的な施策・事業等

つながるプランにおける施策ごとに、どの「基本目標」の施策かわかるよう明示します。

(3) つながるプランの計画期間

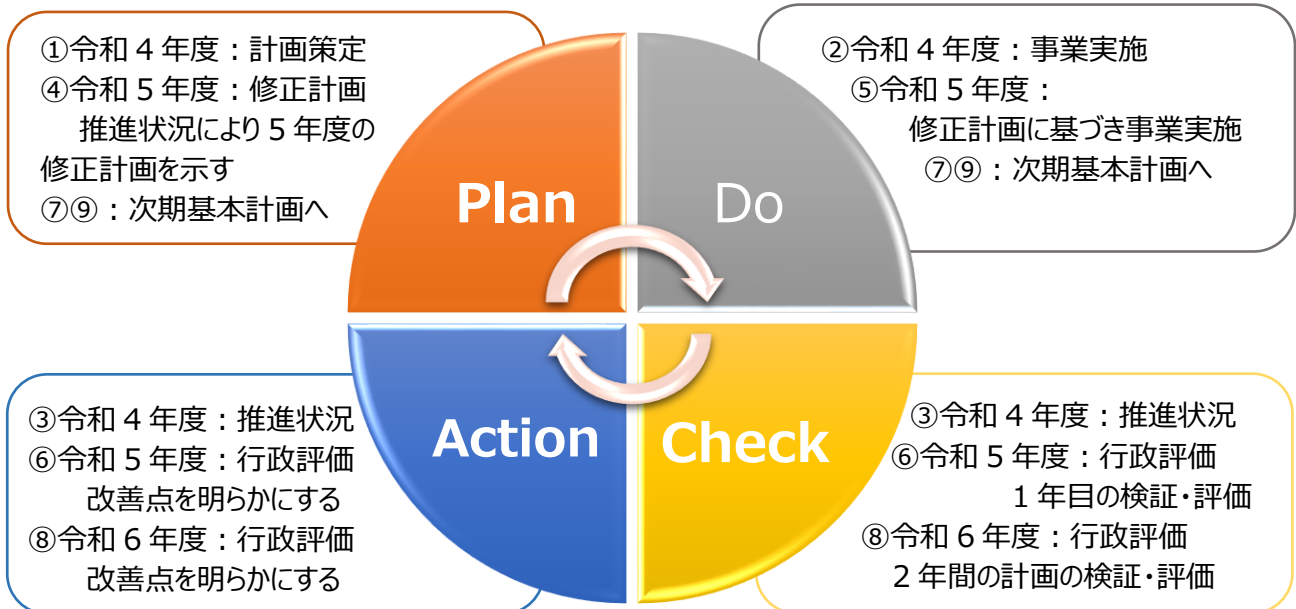
計画の期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間とします。

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
基本構想（平成25年9月～）【20年】					
基本計画（平成26年度～令和5年度）【10年】				次期基本計画（令和6年度～）	
政策方針 (令和2年度～令和3年度)					
新実施計画(後期) (平成30～令和3年度)【4年】 ※第2期総合戦略含む		(仮称)つながるプラン(実施計画) (令和4年度～令和5年度) ※第2期総合戦略含む		次期実施計画（令和6年度～）	

2 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる計画の進行管理

つながるプランでは、1年目にそれぞれの施策がどの程度進んでいるか推進状況を作成し、進捗管理を行い、必要に応じて計画の修正を行います。また、行政評価を通じて検証・評価を実施することで、PDCAサイクルにより進める計画としていきます。



第2章 策定の背景

- 1 社会状況の変化
- 2 将来人口推計
- 3 財政見通し
- 4 次期基本計画に向けて

1 社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、2019年12月にはじめて確認されて以降、瞬く間に世界中に広がり、各国の主要都市で相次いで都市封鎖（ロックダウン）が実施されました。我が国においても、複数回にわたる緊急事態宣言が発出され、長期間にわたり、活動制限が実施されるなど、生命や健康のみならず、日常生活における外出や移動、地域経済や地域活動、学校教育など、様々な分野に甚大な影響を及ぼしました。

一方、コロナ禍の制約のなかで、産業構造や働き方、人と人とのコミュニケーションのあり方、デジタル化の進展など、新しい生活様式への移行が進み、社会全体の価値観や行動の変化が生まれています。

ワクチン接種によっても、複数の変異株の出現やブレイクスルー感染によって完全な収束を見通すことはできません。新型コロナウイルス感染症の影響は長期化することを前提に、区民の健康と生命を守り抜くことを優先して、感染拡大防止と、区民や事業者の社会・経済活動の維持・活性化の取組みを進めていく必要があります。同時に、新たな生活スタイルや働き方、変化する社会経済状況などに対応するため、様々な局面に合わせた柔軟な対策を講じていく必要があります。

また、経済への打撃も大きく、内閣府が発表した2020年度の実質GDP成長率は、前年度比4.6%減となり、リーマンショック時より悪く、戦後最大の落ち幅となるなど、引き続き、厳しい区民生活と区の財政状況が見込まれます。複数年にわたりコロナ以前の水準への回復が見込めない前提で、持続可能な行財政運営を確保するとともに、施策の優先順位を整理し、事務事業の見直しを進めていく必要があります。

(2) 大規模自然災害の発生（気候危機）

地球規模の気候危機は、重大な局面を迎えています。世界各地で記録的な高温や大規模森林火災、巨大化した台風など、地球温暖化の影響と考えられる気候異変が頻発し、甚大な被害が発生しており、人類の生存さえ脅かしています。区では、令和2年10月に「気候非常事態宣言」を発出し、行動を呼びかけていますが、これからの10年を見通すのが難しい状況にあります。

さらに、2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震など、大規模な地震も発生しています。関東大震災から100年を迎えようとしているなか、今後30年間に約70%の確率で首都直下地震等が発生するともいわれています。

世田谷区では、令和元年10月に発生した台風第19号により、上野毛・野毛地区、玉堤地区など多摩川沿いでは広範囲に浸水被害が発生しました。

激甚化・頻発化する災害から区民を守るため、さらなる防災・減災の取組みを強化するとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する効果的な取組みを、区と区民、事業者で着実に進め、安全で災害に強いまちづくりを実現する必要があります。

(3) SDGs (持続可能な開発目標) の推進

SDGsは、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応しています。

コロナ禍において、世界共通で取り組むSDGsに対する認識が改めて広がっているなか、自治体レベルにおいても、あらゆるステークホルダー¹と連携した分野横断的な取り組みを推進していくことが求められます。

また、東京2020大会を契機とした、「共生のまち世田谷」の実現に向け進めてきた取り組みについて、SDGsの理念でもある「誰一人取り残さない」社会の構築に向けて、レガシーとして継続していく必要があります。

SDGsの17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(4) 人口トレンドの変化

世田谷区の人口は、これまで、想定を上回る速さで増加しており、前回新実施計画(後期)時点の人口推計(2017年推計)においても、2042年まで一貫して増加傾向が続くと見込んでいました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年7月から転出超過の状況が続き、令和3年4月1日時点の人口は、前回基本計画策定時の平成26年以降、はじめて前年度同月を下回る結果となりました。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の構成では、顕著な変化はみられませんが、30代~40代の子育て世代の人口は減少し、50

¹ ステークホルダー：「利害関係者」のこと。区にかかわるすべての人を指す。

代以上の年代は増加傾向が続いています。また、外国人の人口は、これまで増加傾向が続いていましたが、令和2年3月以降、減少傾向が続いています。

一方、令和2年10月の国勢調査では、948,147人（速報値）と過去最高の人口となり、住民基本台帳における人口との差が約3万人生じています。ごみの分量や災害時の避難など、住民基本台帳では把握できない人口についても、留意する必要があります。

当面は、コロナ後の動向を注視していく必要がありますが、2025年には、団塊世代が後期高齢者となり、人生100年時代ともいわれる超高齢社会は一層進展していきます。いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりや、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会を構築することが求められます。

また、今後の人口構成の変化にも対応するため、地域経済・活動の活性化、労働生産性の向上や資源循環型社会への転換など、新たなにぎわいや魅力の創出により、自治体も持続的な成長を遂げる必要があります。

（参考）基本計画策定時からの人口動向（4月1日時点）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
870,063	877,833	887,994	896,057	903,613	912,095	921,556	920,471

（5）高度情報化社会の到来とデジタル・トランスフォーメーション（DX）

I o T、ロボット、人工知能（A I）、ビッグデータなど、社会のあり方に影響を及ぼす新たな技術が進展するなか、国は、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である

「Society5.0」の実現を提唱しています。

また、従来からの業務やプロセスのデジタル化（デジタイゼーション²、デジタルイゼーション³）をさらに発展させ、デジタル技術により変革する「デジタル・トランスフォーメーション（DX）⁴」への取組みも、コロナ禍により様々な分野において急速に広まっています。

人々の暮らしを豊かにする先端技術を積極的に区政運営に取り入れ、急速に変容する区民生活に応じた新たな行政サービスを構築するとともに、新しいスタイルでの働き方による区の業務の効率化・区民視点での改革を一層進め、新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していく必要があります（Re・Design SETAGAYA）。

区では基本計画で「参加と協働」を区政運営の土台に据えてきました。デジタル技術を活用して、コミュニティや政策形成の議論を深めるデジタル・デモクラシー⁵により、「参加と協働」を各分野で発展させていく必要があります。

² デジタイゼーション：デジタル技術を活用することで、既存のビジネスプロセスをデジタル化すること。

³ デジタルイゼーション：デジタル技術を活用することで、既存のビジネスモデルを変革すること。

⁴ デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

⁵ デジタル・デモクラシー：インターネットなどの情報通信技術を用いて、市民が政治や行政に直接的に関わること。

(6) 地域における関わりの多様化

コロナ禍による外出自粛やテレワークの急速な普及など、職住近接の進展により身近な地域で過ごす時間が増えたことで、地域への関心が高まる一方、人と人との交流の減少により地域で互いに支える力の衰退が懸念されるなど、新たな地域コミュニティのあり方が問われています。

また、単独世帯の割合が、この間増加傾向にあり、平成 27 年の国勢調査の結果によると、一般世帯のおよそ半数を占めており、今後も増加が予想されます。コロナ禍においては、一人暮らしで検査陽性により自宅療養となった方に、大きな不安と健康上の危機が及ぶ事態となりました。また、今後、高齢者の単独世帯の増加は、社会的孤立や貧困のリスク、介護需要への影響も懸念されます。

家族や共に暮らす者同士による支えあい機能が低下していくなかで、地域コミュニティは面としての広がりから、点と点をつなぐ状況となり、災害時の共にサポートする力などの低下が危惧されます。身近な地域コミュニティと行政の役割はこれまで以上に大きくなり、誰もが地域で支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められます。

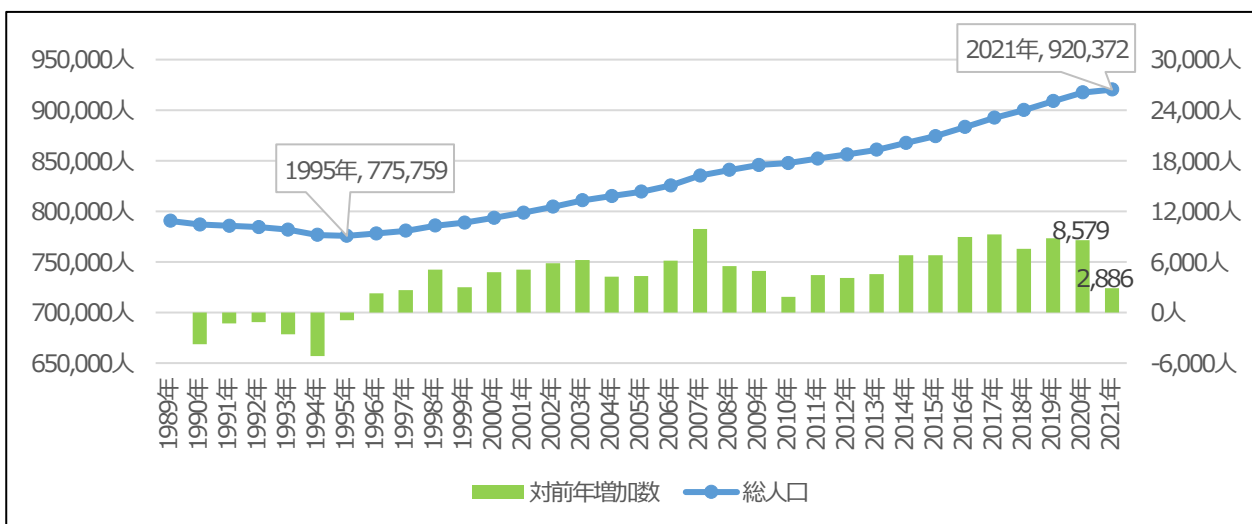
区には、長い議論を経て生まれた地域行政制度がありますが、時代に合わせた、抜本的な見直しが必要です。将来にわたって持続可能な住民自治を実現するためにも、本庁、総合支所、まちづくりセンターを有機的につなぐ地域行政制度の位置づけを 30 年ぶりに検証し、再構築するため、(仮称)地域行政の推進に関する条例の準備を進めており、今後、より住民に身近できめ細やかな施策を展開していく必要があります。

2 将来人口推計

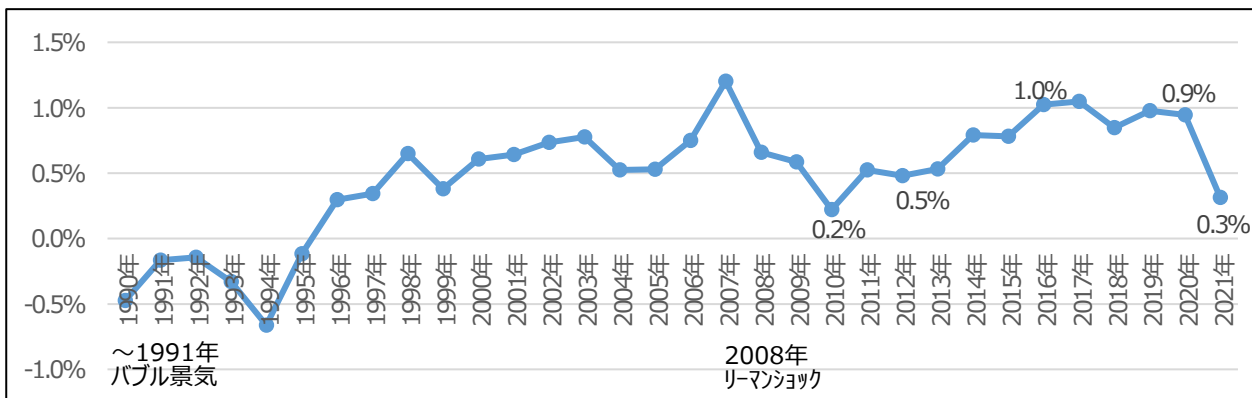
(1) 人口の動向

- 区の総人口は、平成7年（1995年）以降、26年間一貫して増加し続け、この間に約14万人増加しました。
- 増加率は平均して年0.7%程度であり、図表2のとおり、平成20年（2008年）のリーマンショック後に増加傾向が弱まり、平成23年（2011年）の東日本大震災後も0.5%程度の増加率で推移した後、次第に増加率が高まり近年は1%程度の高水準で推移してきました。しかしながら、令和2年（2020年）は0.3%の増加率に落ち込みました。なお、これは1～12月の暦年で見た値であり、図表3のとおり月別の推移ではコロナ禍での減少傾向がより明確となっています。
- 令和2年（2020年）以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因すると見られる人口動向の変化により、他自治体から世田谷区への転入超過が減少しています。令和2年（2020年）5月頃から区の総人口は減少傾向で推移しています。

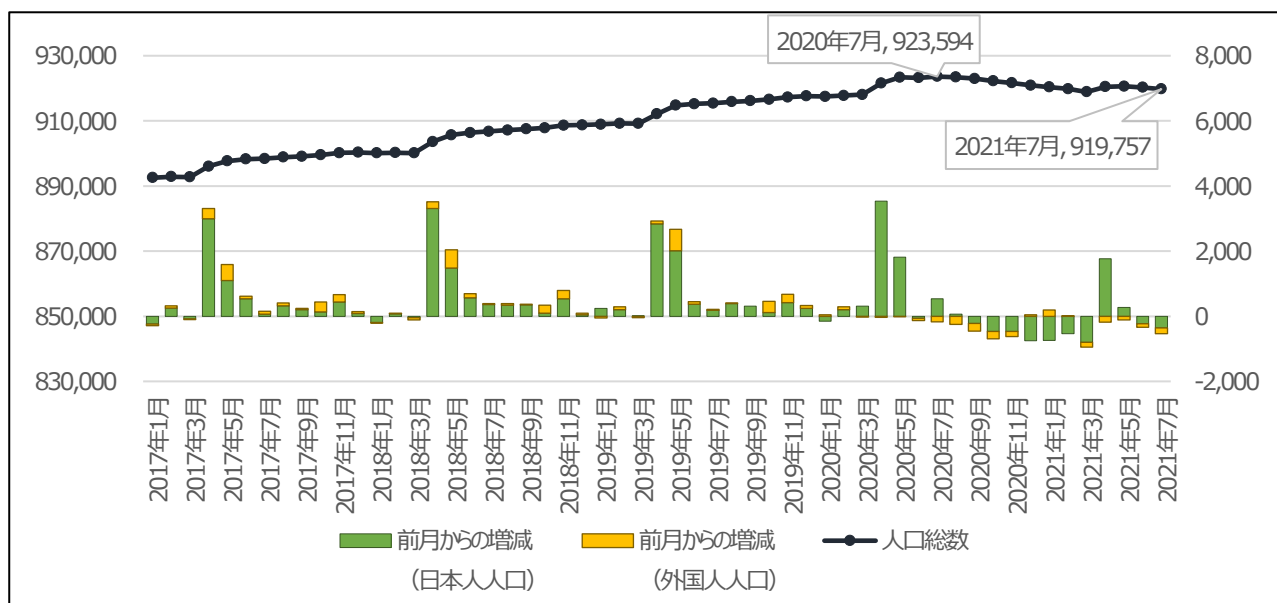
図表1) 総人口の推移



図表2) 対前年増加率



図表 3) 月別の総人口の推移



(2) 将来人口推計

区の将来人口推計は、新実施計画（後期）に併せて平成 29 年 7 月に実施しました。この推計は、それ以前の人口増加が継続する仮定で推計を行いました。しかし、平成 29 年以降、区の人口数は推計値を下回って推移しており、さらに、コロナ禍でのトレンドの変化により推計値と実績値の差は拡大傾向にあります。こうした状況を踏まえ推計の補正を行いました。

■ 推計方法

前回推計と同様にコーホート要因法⁶により推計を行いました。

コロナ禍により転入超過が縮小しており、この動向が当面 1 年間継続し、その後に回復していく想定とします。ただし、中長期的にもコロナ禍に起因するトレンド変化の影響が続くと想定します。

⁶ コーホート要因法：将来人口推計で用いられる一般的な方法。コーホート（出生年が同じ集団）ごとに毎年の経過に伴う変化を出生・死亡・移動の要因別に計算する方法。

【前回推計からの変更点】

	前回推計	今回推計（補正推計）
基準とする人口	2017年1月1日	2021年1月1日
推計期間	2018年～2042年までの25年間	2022～2031年までの10年間 ※2032～2042年は参考値として示す。
日本人人口と 外国人人口	日本人人口は男女各歳で推計 外国人人口は総数で推計	外国人人口を含む総人口を男女各歳で推計 ※外国人人口のみの推計を参考に示す。
出生の仮定値	過去10年の母親年齢別出生率の近似曲線から将来の仮定値を設定する。	前回と同じ。 ※2021年は直近のトレンドを反映させる。
死亡の仮定値	直近の生命表をもとに生残率を算出し、それを将来の仮定値とする。	前回と同じ。
移動の仮定値	過去5年の移動率のトレンドと過去10年の移動率の平均値を用いて将来の仮定値を設定する。	原則として過去3年の移動率の平均値を将来の仮定値とする。 ※2021年は直近1年の移動率を採用。

【新型コロナウイルス感染症による影響の推計への反映】

出生	コロナ禍により出生率の回復は遅れると想定し、2021年の出生率は直近3年のトレンドで推計。
移動	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響を受けた昨年4月以降の人口動向を推計に取り入れるため過去の純移動率は暦年ではなく年度単位で算出する。 ・直近1年（2020→2021年）の純移動率を当面1年（2021→2022年）に適用する。純移動率は、その後2年間かけて過去3年の平均水準に回復する設定とする。 ・今後の全国の人口減少の影響を受けることを想定し、過去3年平均の水準に回復した後、移動のボリュームの大きい生産年齢人口（15～64歳）の純移動率のみ日本全体の毎年各歳の将来推計人口の変化率を乗ずる。

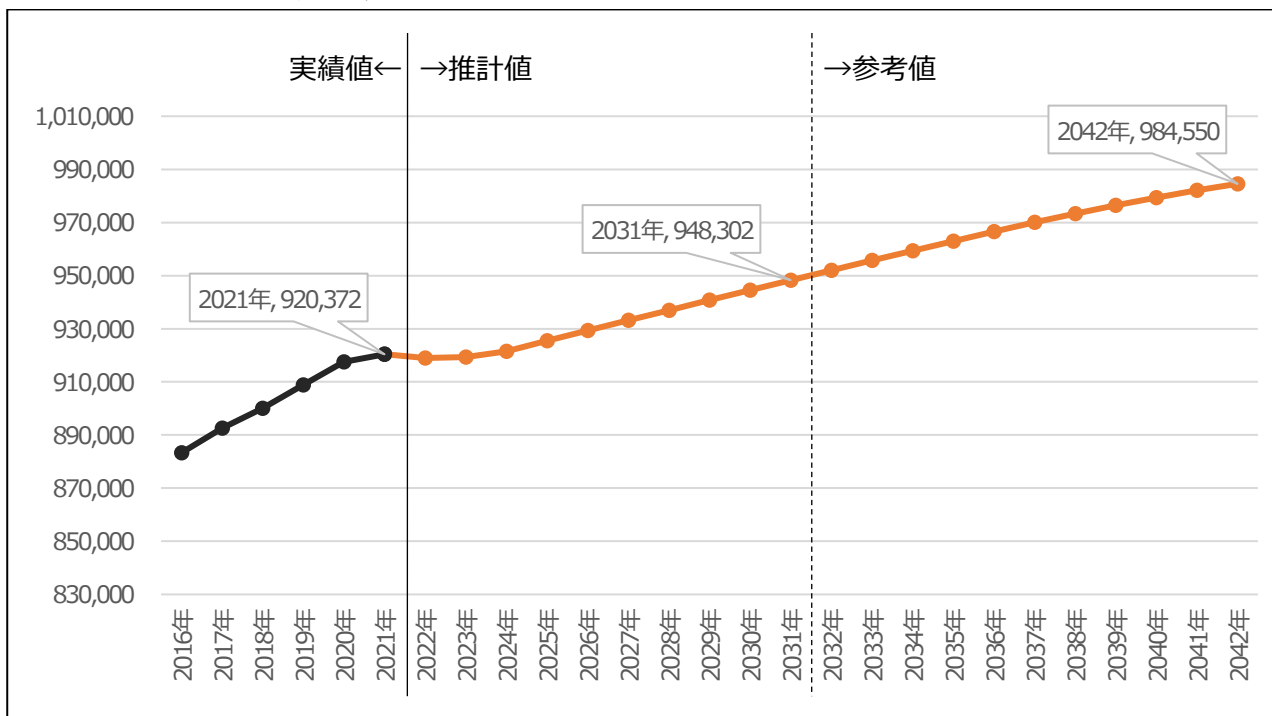
■推計結果

【総人口】

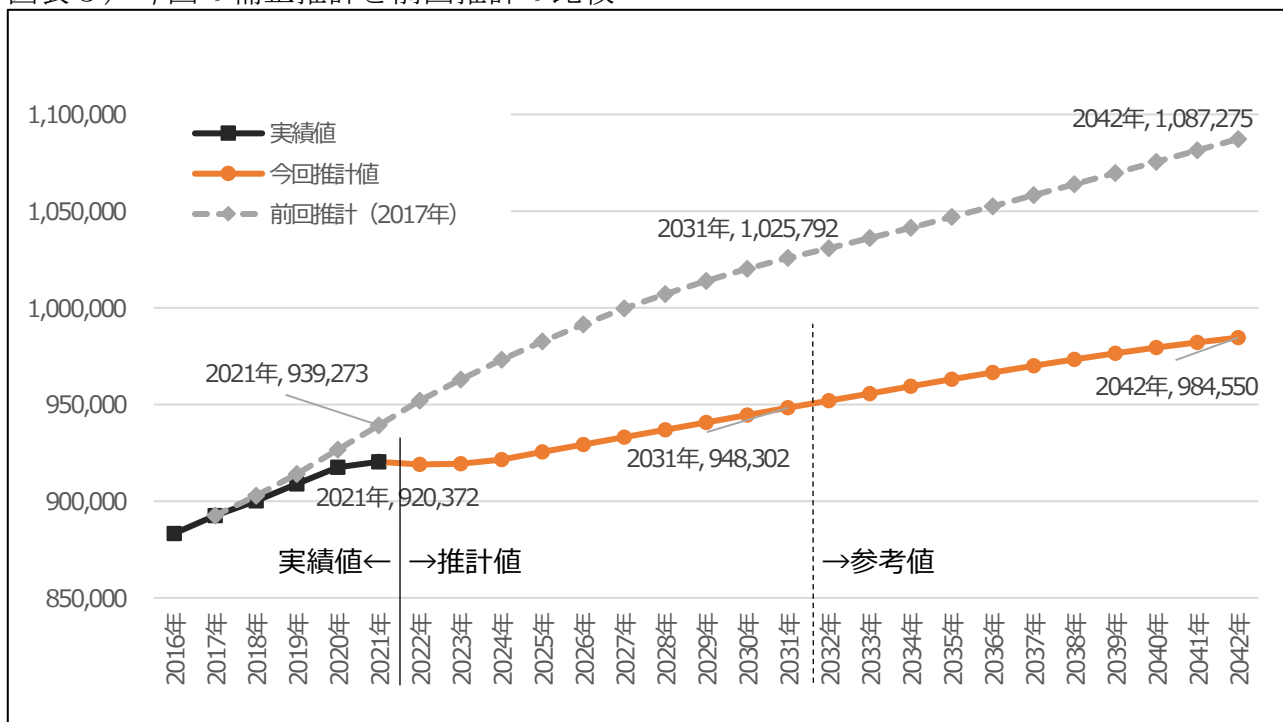
令和4年（2022年）に人口減となりますが、その後、人口増に回復し、年0.4%程度での増加傾向が継続します。区の人口は、10年後の令和13年（2031年）に948,302人となり、令和3年（2021年）と比較して約2万8千人増加します。

前回推計と比較して、今回の推計ではコロナ禍による短期的な動向が反映されたことに加えて、中長期的な増加傾向がより緩やかな推計となりました。

図表4）総人口（外国人含む）の推計結果



図表5）今回の補正推計と前回推計の比較



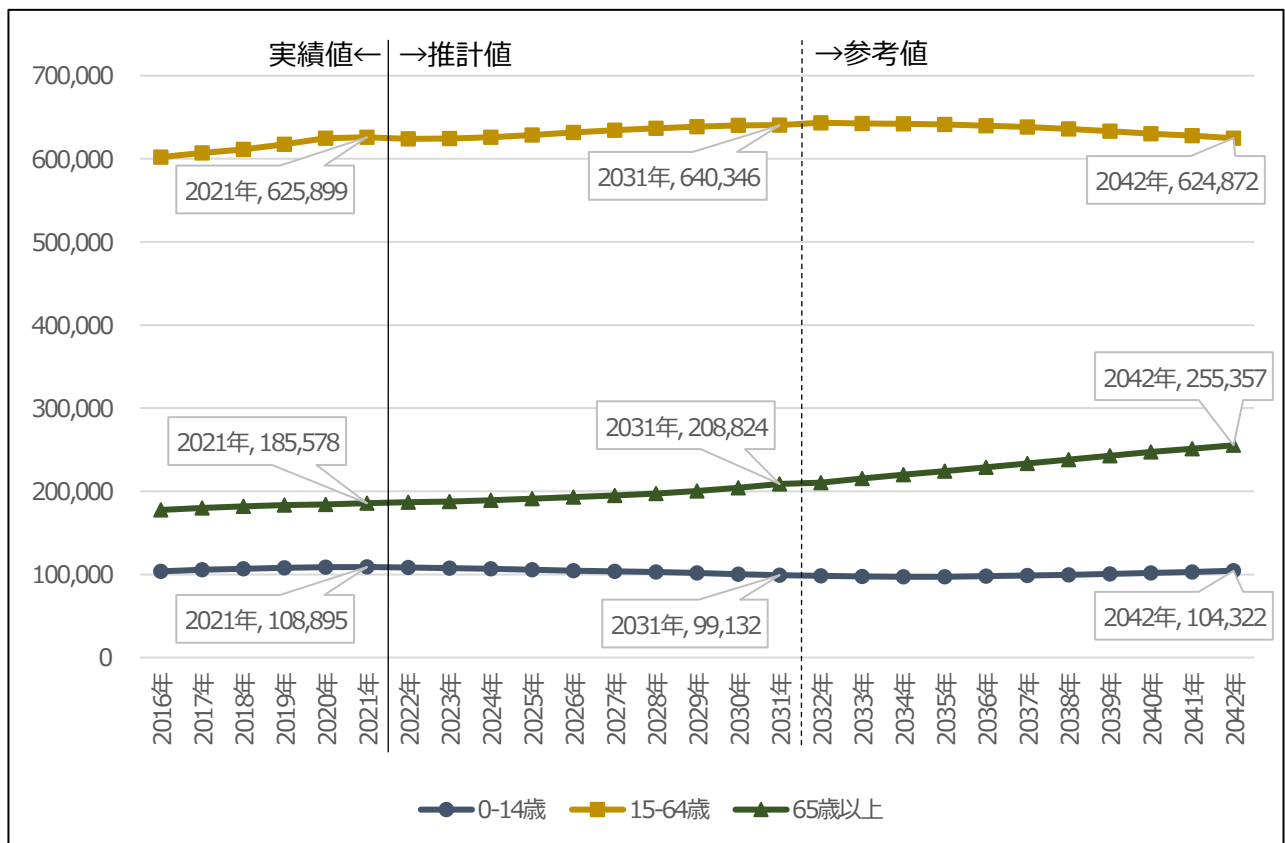
【年齢3階層別人口】

年少人口（0～14歳）は、緩やかな減少傾向が続きます。参考値で示している令和14年（2032年）以降は出生数の回復により緩やかな増加傾向となる見込みです。

生産年齢人口（15～64歳）は、当面は微増傾向で推移していきます。参考値で示している令和14年（2032年）以降は、次第に減少傾向に転じていく見込みです。

高齢者人口（65歳以上）は一貫して増加が続きます。今後の10年間で約2万3千人の増加（約13%の増加）となります。参考値で示している令和14年（2032年）以降はさらに増加傾向が高まる見込みです。

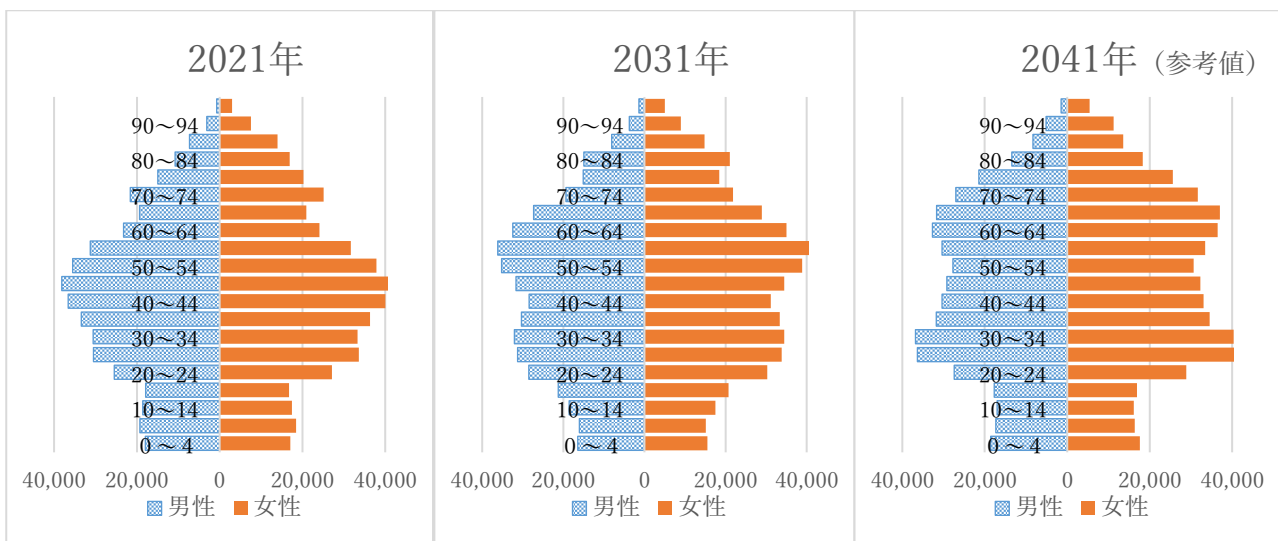
図表6）年齢3階層別人口の推計結果



	実績値	推計値		参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)
年少人口 (0～14歳)	108,895 11.8%	104,636 11.3%	99,132 10.5%	97,820 10.1%	102,979 10.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	625,899 68.0%	631,681 68.0%	640,346 67.5%	639,867 66.2%	627,780 63.9%
高齢者人口 (65歳以上)	185,578 20.2%	192,970 20.8%	208,824 22.0%	228,892 23.7%	251,324 25.6%

【年齢5歳階級別人口】

	実績値	推計値			参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)	
0～4歳	35,040	31,020	31,955	33,584	36,148	
5～9歳	37,778	34,864	31,131	32,065	33,697	
10～14歳	36,077	38,752	36,046	32,172	33,134	
15～19歳	34,621	38,944	41,977	39,044	34,621	
20～24歳	52,613	51,177	58,839	61,859	56,317	
25～29歳	64,098	63,863	65,078	74,298	77,044	
30～34歳	63,906	65,121	66,515	67,679	77,158	
35～39歳	69,766	61,078	63,688	65,031	66,306	
40～44歳	76,640	66,772	59,538	62,063	63,413	
45～49歳	80,640	75,112	66,189	59,044	61,543	
50～54歳	73,342	78,947	74,142	65,368	58,345	
55～59歳	62,973	70,933	76,895	72,370	63,878	
60～64歳	47,300	59,735	67,486	73,112	69,156	
65～69歳	40,254	44,442	56,213	63,329	68,701	
70～74歳	46,733	37,194	41,160	52,061	58,678	
75～79歳	35,143	42,106	33,586	37,197	47,050	
80～84歳	27,728	29,933	35,971	28,633	31,767	
85～89歳	21,297	21,183	22,880	27,535	21,833	
90～94歳	10,653	12,931	12,660	13,580	16,406	
95歳以上	3,770	5,181	6,353	6,558	6,892	
総人口(再掲)	920,372	929,287	948,302	966,579	982,084	



【特定年齢人口】

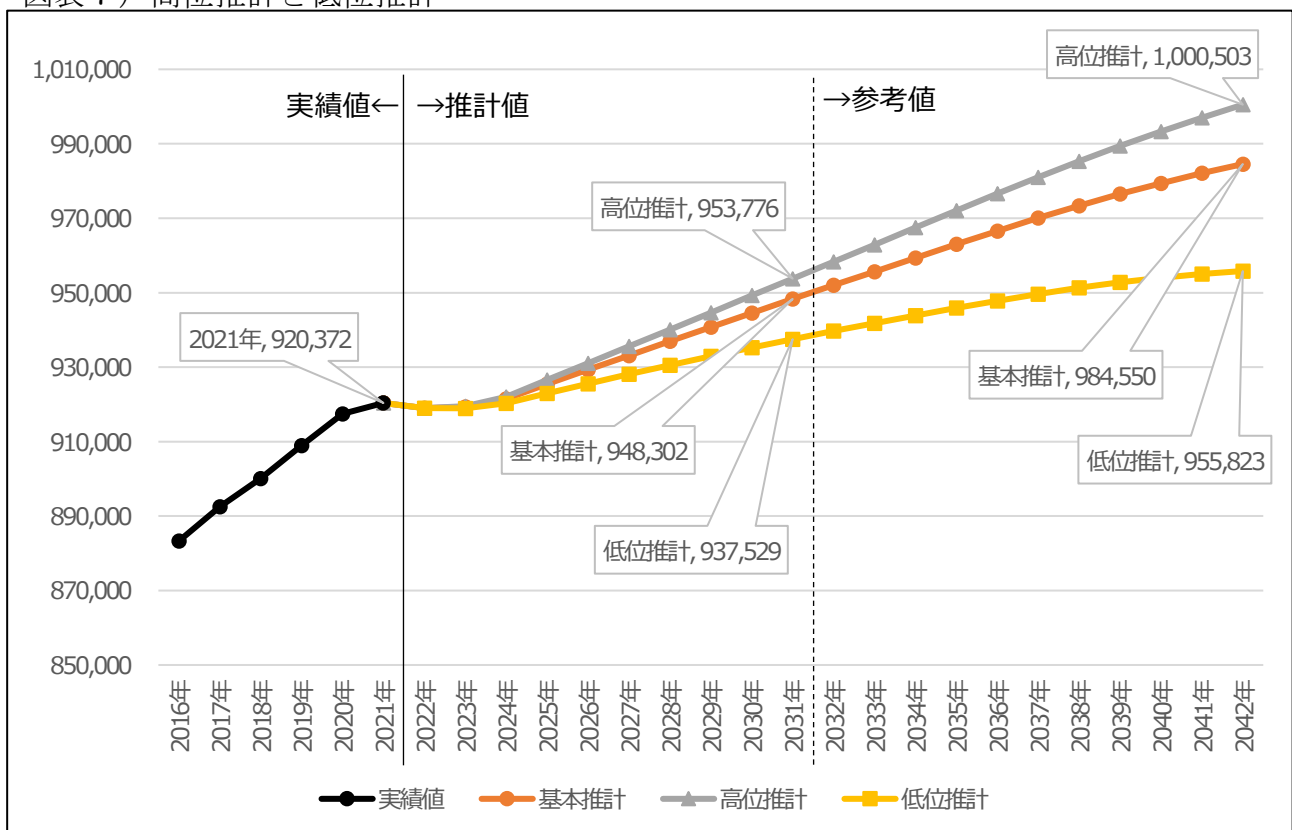
	実績値	推計値			参考値	
	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和13年 (2031年)	令和18年 (2036年)	令和23年 (2041年)	
就学前人口 (0～5歳)	42,738	37,342	38,147	40,039	43,001	
児童数 (6～11歳)	44,903	44,160	38,178	38,290	40,044	
生徒数 (12～14歳)	21,254	23,135	22,808	19,492	19,934	
前期高齢者数 (65～74歳)	86,987	81,636	97,374	115,389	127,378	
後期高齢者数 (75歳以上)	98,591	111,334	111,450	113,502	123,946	

【高位推計と低位推計】

世田谷区の人口動向は、移動（転入・転出）の影響を大きく受けます。現在のコロナ禍によるトレンド変化の中長期的な影響が弱いパターンを高位推計とし、影響を強く受け続けるパターンを低位推計とし、基本推計に加えて高位推計と低位推計の2パターンの推計を行いました。

推計パターン	基本となる純移動率の設定
基本推計	過去3年（2018～2020年）の純移動率
高位推計	過去5年（2016～2020年）の純移動率
低位推計	過去2年（2019～2020年）の純移動率

図表7) 高位推計と低位推計



■参考

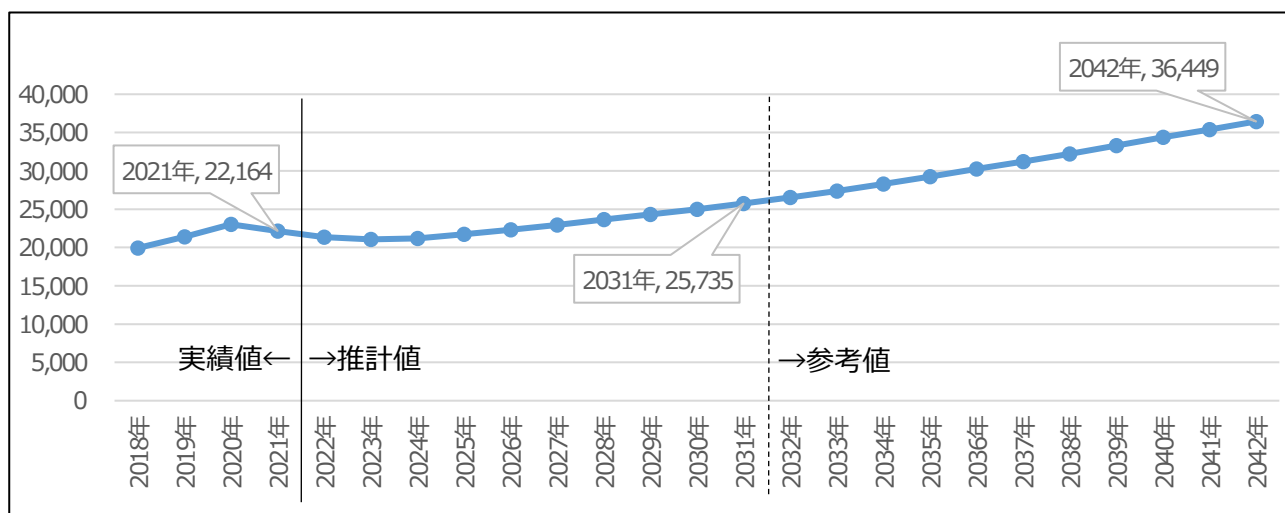
【外国人人口の推計（参考）】

今回の推計は、外国人人口を含む総人口を男女各歳別に推計しており、外国人人口・日本人人口それぞれの推計を行っていないことから、参考として外国人人口のみの試算を行いました。（推計方法は、コーホート変化率法による）

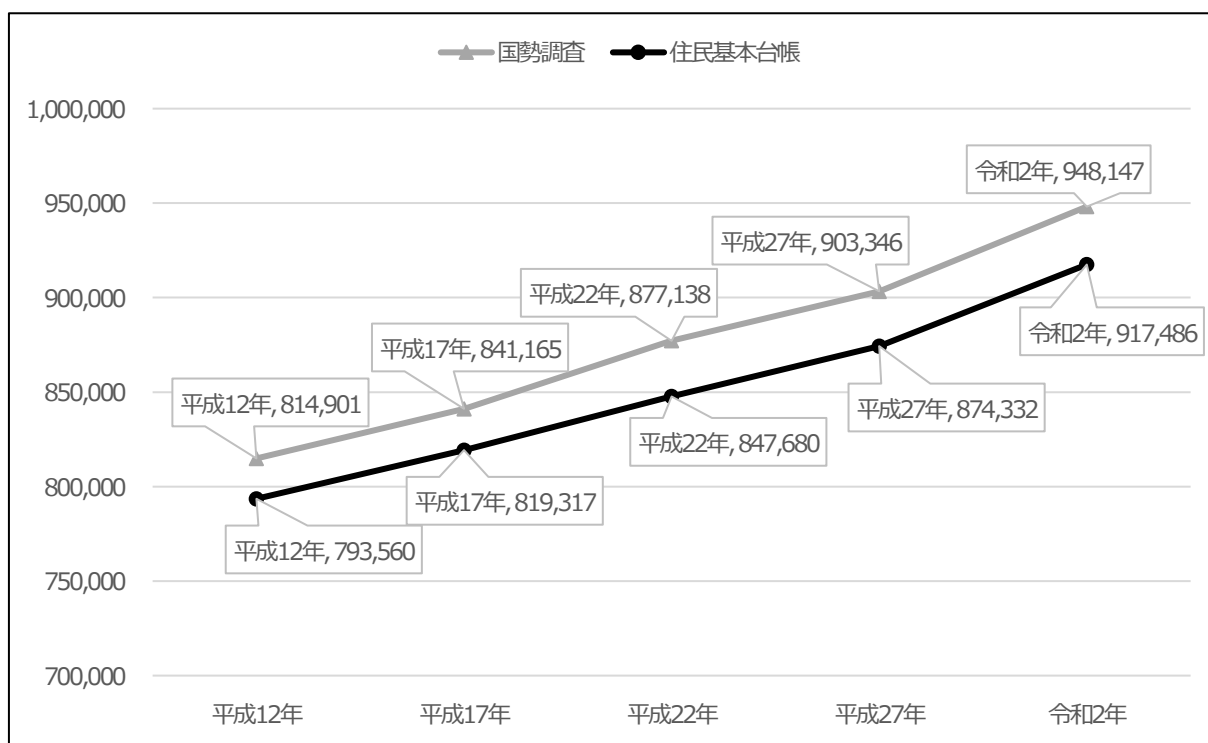
区の外国人人口比率は、現在 2.4%（特別区全体での比率は 4.8%）、参考値として示す推計最終年の令和 24 年（2042 年）に外国人人口は、36,449 人となり、人口比率では 3.7%となる見込みです。

外国人人口の動向は、国外との移動の影響を強く受けます。現在、コロナ禍によりトレンドが変化しており、中長期的にも国の政策により大きく変化する可能性があります。

図表 8) 外国人人口の推計（参考）



図表 9) 国勢調査と住民基本台帳人口の比較



	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
国勢調査	814,901	841,165	877,138	903,346	948,147
住民基本台帳	793,560	819,317	847,680	874,332	917,486

※国勢調査は 10 月 1 日時点、住民基本台帳は 1 月 1 日時点の人数を参照。国勢調査は、住民登録のある場所ではなく、実情を把握するため、現在住んでいる場所として調査を行っている。

※令和 2 年の国勢調査結果は速報値を採用。

(3) 将来人口推計から見える課題・展望

- ▶ 就学前人口は、短期的には減少が続き、その後、再び増加していくことが見込まれます。現時点で、保育待機児童は解消していますが、引き続き、地域別・地区別・学校区別の人口動向に注視しながら、保育需要を見定めていく必要があります。
- ▶ 高齢者人口は一貫して増加が続く見込みとなっており、介護サービス需要や医療費の増大が懸念されます。中長期的な介護・福祉サービスの需要量を見極め、適切なサービス量の確保に努める必要があります。また、生産年齢人口の減少を踏まえ、介護人材の確保・定着支援がより必要とされることが見込まれます。さらに、人口動向だけではなく、高齢者の単身世帯増加などにより、貧困のリスクや社会的孤立、介護需要への影響も懸念されます。地域で支えあい、安心して住み続けられる共生社会の形成に向けて取り組むことが求められます。
- ▶ 外国人人口については、参考として今回お示ししています。コロナ禍の影響による一時的な減少を見込んで、前回推計を超える増加傾向となる見込みです。また、労働人口の長期的減少が予想されるなか、外国人労働力への需要の高まりも想定されます。外国人人口の動向を見据え、外国人への生活支援や教育支援などの多文化共生施策のさらなる推進が求められます。
- ▶ 総人口の増加傾向は、前回推計と比較して緩やかなものとはなりましたが、今後も転入超過の状況は一定期間継続する見込みです。また、超高齢社会の進展が避けられない中、生産年齢人口の維持、年少人口の増加を図るなど、人口構成のバランスを重視していく必要があります。
- ▶ 子育て世帯の転出を抑制し、転入・定住を促すとともに、出生数を向上させていくことが重要となり、「子ども・子育て応援都市」を一層充実していく必要があります。妊娠期から出産、在宅育児と保育・幼児教育をシームレスにつなぐ環境のさらなる向上と改善に取り組み、子育て世代のニーズに応えていくことが求められます。さらに、みどり豊かな住環境の維持・向上、職住近接に向けた産業基盤の強化などにより、「住みたいまち」「住み続けたいまち」を目指し、コロナ禍における社会状況の変化も捉えながら、持続可能で魅力ある世田谷を創出していく必要があります。

なお、今回実施した将来人口推計は、コロナ禍における人口動向を踏まえた補正であり、次期基本計画の策定に向けて、令和4年度には、より詳細な新たな将来人口推計を行います。

3 財政見通し

令和3年2月に公表した今後5か年の中期財政見通しについて、令和4年度予算フレーム等を踏まえ、現時点における歳入見込みや必要経費等を反映し、今後の区の財政見通しの修正を行いました。

今後、つながるプランの計画案の策定に向けて、位置づける施策の具体的な取組みを精査し、今後2年間における事業費を示します。

(1) 今後2年間の財政見通し（令和4年度から令和5年度） ※令和3年8月時点

(単位：百万円)

区分		令和4年度			令和5年度		
		予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率
歳入	特別区税	117,907	0	0.0%	117,907	0	0.0%
	地方消費税交付金	19,913	0	0.0%	19,913	0	0.0%
	特別区交付金	48,780	500	1.0%	49,380	600	1.2%
	国庫・都支出金	82,218	△ 1,312	△1.6%	84,247	2,029	2.5%
	繰入金	13,300	2,296	20.9%	16,010	2,710	20.4%
	特別区債	9,720	△ 1,793	△15.6%	16,937	7,217	74.2%
	その他	27,331	△ 512	△1.8%	28,062	731	2.7%
	歳入合計 (A)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
歳出	人件費	59,007	△ 812	△1.4%	59,684	677	1.1%
	行政運営費	228,511	△ 2,165	△0.9%	229,848	1,337	0.6%
	扶助費	100,448	1,653	1.7%	101,631	1,183	1.2%
	公債費	11,520	△ 649	△5.3%	11,073	△ 447	△3.9%
	他会計繰出金	26,683	454	1.7%	27,233	550	2.1%
	その他行政運営費	89,860	△ 3,623	△3.9%	89,910	51	0.1%
	投資的経費	31,651	2,157	7.3%	42,924	11,273	35.6%
	歳出合計 (B)	319,169	△ 820	△0.3%	332,456	13,287	4.2%
財政収支 C (A-B)		0			0		

(2) 推計にあたっての考え方

<主な歳入の見通し>

●特別区税

令和4年度以降については、感染状況や地域経済の動向及びふるさと納税の影響など、今後の見通しが不透明であることから、令和3年度当初予算と同額で見込みました。

●特別区交付金

税制改正による地方法人課税の見直しの影響を令和5年度にかけて見込むとともに、本庁舎等整備にかかる特別交付金の増を見込みました。

●財政調整基金の繰入れ

今後の税収等の見通しを踏まえ、令和4年度以降は財政調整基金の繰入れを行わない前提としました。

●特定目的基金の繰入れ

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の一部改訂との整合を図りながら、公共施設や都市基盤整備などに計画的な活用を見込みました。また、本庁舎等整備については、令和2年度決算繰越金を活用した積立てによる残高見通しを踏まえ、年次ごとの繰入額の増を見込みました。

●特別区債

「世田谷区公共施設等総合管理計画」の一部改訂との整合を図りながら、公共施設や都市基盤整備などへの計画的な活用に加え、満期一括償還時の借換債を見込みました。また、本庁舎等整備については、基金繰入額の増額を踏まえ特別区債発行額の抑制を図りました。

<主な歳出の見通し>

●決算繰越金の活用による対応

投資的経費において、前年度の決算繰越金の一部を活用した補正予算による対応も含めた財政見通しとしました。

●本庁舎等整備経費

入札結果を踏まえ事業費の変動を反映しました。

●その他公共施設整備等

都市基盤施設や老朽化した公共施設の改築・改修について、「世田谷区公共施設等総合管理計画」の一部改訂との整合を図りながら、現時点における当面の整備経費を見込みました。

●人件費

令和4年度以降は職員数の増減は見込まず、退職手当の増減について反映を行いました。

●社会保障関連経費（扶助費・繰出金）

生活保護費等の一定の扶助費の増を見込むとともに、現行制度を前提にこれまでの実績や、今後の施設整備計画等の状況を踏まえた特別会計への繰出金の一定の増を見込みました。

4 次期基本計画に向けて

(1) 新実施計画の振り返り

「世田谷区基本計画（平成26年度～令和5年度）」の実現に向け、平成26年3月には「世田谷区新実施計画（平成26年度～平成29年度）」を、平成29年3月には「世田谷区新実施計画（後期）（平成30年度～令和3年度）」をそれぞれ策定し、取組みを進めてきました。

具体的には、保育待機児童の解消やまちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会の3者が連携した「福祉の相談窓口」の整備、保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の開設など、「基本計画」で掲げたとおり、「新実施計画」において取組みを進め、達成することができました。

また、基本計画の策定後に新たに顕在化した課題については、区民生活や区政を取り巻く状況の変化を踏まえ、「新実施計画（後期）」において、医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実や、世田谷版ネウボラの推進、世田谷区児童相談所の開設、東京2020大会の開催を契機としたホストタウンの取組みを位置づけるなど、実施計画の見直しにより対応してきました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、複数年にわたり厳しい財政状況が見込まれるなか、令和2年9月には、新たな区政運営の指針として、「世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）」を定めました。「①新型コロナウイルス感染症防止対策」「②区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み」「③子どもの学びと育ちの支援」「④施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換」を4つの柱として掲げ、全庁を挙げた政策課題の優先順位の整理と、あらゆる施策の本質的な見直しに取り組み、「新実施計画（後期）」においても事業の見直しを図りました。

現行の基本計画の最後の2年間の実施計画である「（仮称）世田谷区未来つながるプラン」においては、これまでの取組みや大きく変化する社会状況を踏まえ、次の基本計画につながるものとしていく必要があります。また、刻々と状況が変化するなか、基本計画及び実施計画は機動的かつ実践的な計画であることが求められます。

(2) マッチング、参加と協働の取組み

① マッチング、参加と協働の振り返り

- 平成26年度から開始した新実施計画では、基本計画で掲げたマッチングによる横断的連携や区民・事業者等との参加と協働の取組みを進めてきました。特に、基本計画における6つの重点政策については、新実施計画（後期）から、重点政策ごとに個票を作成し、「横断的連携により進める取組み」、「区民・事業者との参加と協働により進める取組み」を新たな評価軸として設け、その取組みの評価・検証を行ってきました。
- また、基本計画では、「さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めること」をマッチングの定義と

し、この間、縦割りを超え、庁内各部の連携、官民連携、区民をはじめとした多様な主体の参加と協働により、効率的で効果的な政策の形成や推進を目指してきました。

- ▶ 具体的には、「参加と協働」を軸に、基本計画で掲げる6つの重点政策に基づき以下のような取組みを着実に推進してきました。

重点政策①：保育待機児童の解消や、庁内横断的に連携したひとり親家庭支援、子どもの貧困対策など

重点政策②：地域包括ケアの地区展開による身近な地区での相談体制の確立など

重点政策③：地域住民との協働による地域防災力向上の取組みなど

重点政策④：区民・事業者・他自治体と連携した再生可能エネルギーの普及など

重点政策⑤：ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みなど

重点政策⑥：地域の課題解決に向けた提案型協働事業の実施など

- ▶ 縦割りを超えて、庁内横断的な連絡会の立ち上げや窓口の設置、協働によるまちづくりなど、参加と協働により政策を進める場や体制は整いつつありますが、行政への参加の取組みが多く、区民が主体的に地域を運営する住民自治の拡充を進めるためには、引き続き「参加と協働」を軸に、組織横断的連携の徹底、区民や事業者、大学、他自治体等との連携による取組みを一層推進していく必要があります。
- ▶ 一方、コロナ禍により、従来どおりの手法での区民参加が難しい状況となっています。コロナの収束が見通せないなか、区民参加の取組みの中止ではなく、オンライン会議や動画配信など、デジタル技術の活用による新たな手法への見直しや多様な機会の創出が求められます（参加と協働の Re・Design）。

②マッチング、参加と協働の今後の方向性

- ▶ 世界規模で起きている急速なデジタル化の動きにより、サイバー空間（コンピューターなどによる仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）の一体化が加速し、国境、都市部と地方などの物理的な障壁のみならず、年齢、性別、障害の有無など、あらゆる差異に捉われず、誰もが必要な情報を得て、自らの意見を発信する、双方向のコミュニケーションが可能な社会の到来が見込まれています。
- ▶ こうした社会のなかで、次の10年間は、これまでの延長ではなく、未来に向けて変革していく期間となります。区としても、これまで進めてきた参加と協働による取組みを一層推進するとともに、新たな地域行政制度のもとで、デジタル技術の活用による多様な参加と協働をデザインし、デジタル・デモクラシーの深化を目指します。
- ▶ 基本計画で掲げたマッチングでは、組織横断的な連携を強化し、施策を展開してきました。一方、区の事業が分野ごとに細分化したことなどにより、手法が類似した事業や対象が共通する事業を複数の所管がそれぞれ別々に実施したり、居場所の確保を子どもや高齢者などの対象者ごとに行うなど、十分に庁内で連携して取り組むことができない事例もありました。また、プロジェクトチームの結成なども複数ありましたが、一堂に会しての定期的な情報共有に留まり、日常的な意見交換や、所管を超えたメンバーによる共同の事業実施などには至らないという課題もあります。
- ▶ デジタルを活用することで、組織を超えた日常的な意見交換が可能な環境を整えるとともに、社会状況の変化が目まぐるしいなかで、突発的な課題に即座に対応していく

ため、組織に捉われない混成チームを即座に立ち上げるなど、課題に応じた機動的な対応が可能なアジャイル型組織⁷への転換を目指し、さらなるマッチングを推進していきます。また、こうした新たな働き方を支える職場環境を実現するため、新庁舎整備において、機能的・効率的で柔軟性の高い執務空間を確保していきます。

- ▶ 区民や地域の課題が複雑化し、政策分野のひとつひとつの施策の細分化が進む中で、マッチングを進めて「参加と協働」を実現するには、「つなぐ人」（コーディネーター）も重要となります。コミュニティソーシャルワーカー⁸などを中心に、「つなぐ」機能を強化していきます。
- ▶ さらに、民間、大学や他自治体など、多様なステークホルダーとともに、複雑化する課題への対応や新たな価値創造などに取り組む必要があります。
- ▶ 「協働」や「連携」を土台に「協創」や「共創」、さらにその先も見据え、新たな世田谷を創造し、さらなる発展を目指します。

（3）次期基本計画の検討にあたって

①基本計画の体系

刻々と変化する社会状況の変化を捉え、機動的・実践的な計画としていくとともに、区民へのわかりやすさ、基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、区の最上位計画である基本計画に基づく計画行政を実行していくために、次期基本計画においては、基本計画と実施計画の一体化も視野に検討を進めていきます。

また、計画期間について、現在の10年（4年－4年－2年）のサイクルを、8年（4年－4年）のサイクルとするなど、計画期間の見直しについても検討を行います。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)
現行	平成26年度(2014年)～ 基本計画(10年)					令和6年度(2024年)～ 基本計画(10年)							
	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ 調整計画(2年)		令和6年度～ 実施計画(前期)4年				令和10年度～ 実施計画(後期)4年			
次期	平成26年度～ 新実計(後期)4年			令和4年度～ つながるプラン (2年)		令和6年度～ 基本計画・実施計画期間 (前期4年)				令和10年度～ 基本計画・実施計画期間 (後期4年)			
			実施計画 検討	新たな 基本計画検討			中間 見直し			新たな 基本計画検討			

⁷ アジャイル型組織：機動的でスピード感に優れた組織。ソフトウェア開発で用いられていたアジャイル開発（「計画→設計→実装→テスト」といった開発工程を機能単位の小さいサイクルで繰り返し、状況の変化に応じながら開発を進めていく手法）の概念を、組織全体に適応させた考え方。

⁸ コミュニティソーシャルワーカー：支援を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎや、地域ネットワークづくりなどに取り組むソーシャルワークスタッフ。

②具体的な政策や施策検討にあたっての視点

●コロナ禍からの復興

- 感染症対策をはじめ、災害時の対応など、緊急時対応をより強力な体制で推進できるよう、コロナ禍の経験を踏まえた見直しを行っていきます。
- コロナ禍により、生命や健康のみならず、地域経済や地域活動、子どもの活動など、様々な影響を及ぼしました。ワクチン接種によっても完全な収束が見通せないなか、状況を見定めながら、様々な支援策を講じていきます。また、グリーンリカバリー⁹の概念を取り入れるなど、経済・社会・環境・まちづくりなど、あらゆる分野の区の施策について、コロナ禍からの復興・発展から持続可能な社会を築くため、全庁が力を合わせた取組みを進めていきます。
- 区の各施設について、例えば保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」では、コロナ禍の経験を総合的な拠点としての機能の検討に反映させていくなど、施設運営のあり方について見直しを行っていきます。

●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会

- 区では、令和2年10月に「気候非常事態宣言」を発出しました。気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害への対応として、デジタル技術のさらなる活用、グリーンインフラ¹⁰の活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちを目指すとともに、二酸化炭素の排出を削減し気候変動を緩和する取組みを進め、脱炭素社会の実現に向け、区・事業者・区民で力を合わせて行動します。
- 超高齢社会が一層進展していくなか、誰もが生き生きと暮らし、活躍できる社会の構築を進めていくとともに、次期基本計画策定にあわせて、改めて人口推計を行い、人口構成のバランスを見ながら、労働生産性の向上や新たなにぎわいの創出など、区の魅力向上を図っていきます。
- 東京2020大会を契機とした、アメリカ合衆国ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みをはじめ、ボランティアや競技会場、キャンプ地の活用、スポーツや文化、教育などの様々な分野における取組みをレガシーとして引き継ぎ、「共生のまち世田谷」の実現を目指します。

●地域コミュニティ

- 令和4年度に制定を目指す（仮称）地域行政の推進に関する条例、地域行政推進計画を踏まえたまちづくりセンター・総合支所の機能の充実や地区を重視したまちづくりの強化など、次の基本計画に反映していきます。
- 子どもから高齢者まで、居場所の確保が課題となるなか、公共施設や空き家の有効活用などにより、あらゆる世代が集える居場所の創出など、検討を進めます。
- グリーンインフラ、防災・減災、スポーツを核とする上用賀公園施設整備をはじめ、官

⁹ グリーンリカバリー：コロナ禍からの復興にあたり、元どおりの生活状況に戻すのではなく、その復興に投じられる資金などを通じて、地球温暖化の防止や生物多様性の保全を実現し、新しい持続可能な社会を築く考え方。

¹⁰ グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用等、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進めるもの。

民連携手法による公共施設等の整備も視野に、魅力ある誰もが親しめる空間を創出していきます。

●子育てしやすいまち

- 地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえ、保育園や児童館が地区における相談支援や見守りのネットワークのもと、地域関係者や活動団体、相談支援機関、子ども家庭支援センター等との多様な連携を進めるとともに、切れ目のない子育て支援の充実を図り、子どもを生み育てやすい環境を整備します。
- GIGAスクール構想¹¹による基盤整備が進む中、教育総合センターの機能を活かし、EdTech¹²等も活用しながら、個々の教育的ニーズや理解度に応じた学習、STEAM教育¹³などの教科横断的な学習など、様々な手法を検討し、個別最適な学びを実現していきます。

●持続可能な循環型社会

- 2050年カーボンニュートラル¹⁴の実現に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化の取組みをさらに加速させていくとともに、プラスチック資源循環の検討などを進めます。また、サーキュラーエコノミー（循環型経済）¹⁵など、経済システムが変革していくなか、持続可能な循環型社会の実現に向け、積極的に新たな取組みを推進していきます。
- グリーンインフラを推進することで、自然環境が持つ自律的回復力をはじめとする多様な機能を積極的に活かし、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進め、持続可能で魅力ある地域社会の形成を目指していきます。
- 「（仮称）地域経済の持続可能な発展条例」の理念を踏まえ、多様な働き方の実現、社会課題解決に向けた起業・創業支援など、旧池尻中学校跡地活用も含め、持続可能な地域経済の実現を目指していきます。
- コロナ禍により格差が広がるなか、誰一人取り残されることなく、相互に尊重しあいながら安心して住み続けられる共生社会の構築に向け、ジェンダーフリーをはじめ、あらゆる施策において、多様性（ダイバーシティ）と社会的包摂（インクルージョン）の理念を取り入れながら進めていきます。
- 次期基本計画の期間において、SDGsの目標年次である2030年を迎えることから、

¹¹ GIGAスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。「Global and Innovation Gateway for All」の略

¹² EdTech（エドテック）：Education（教育）×Technology（技術）を組み合わせた造語。テクノロジーを活用して教育業界や教育市場にイノベーション（変革）をもたらすこと。

¹³ STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の5つの教育分野を表す単語の頭文字をとったもので、教科横断的な教育。

¹⁴ 2050年カーボンニュートラル：2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。全体としてゼロとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味する。

¹⁵ サーキュラーエコノミー：従来の「原料－生産－消費－廃棄」という一方通行の直線で図式されるリニア型（直線型）ではなく、廃棄物を出さずに資源を循環させる経済の仕組み。

SDGsを意識した施策展開を図っていきます。具体的な検討にあたっては、これまでのような、現状と課題から改善策を積み上げていく考え方（フォアキャスト）だけでなく、あるべき未来の姿から逆算して現在やるべきことを構築する（バックキャスト）視点により検討を進めていきます。

●新たな自治体経営

- DXの取組みを加速させ、区民を主体としたサービスデザインを徹底するとともに、本庁舎等整備を契機とした働き方改革などに取組み、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区へと変革していきます。また、デジタル・デモクラシーにより、参加と協働を発展させていきます。
- PFI¹⁶をはじめとした官民連携手法による公共施設整備の推進による魅力向上、多世代・多用途での公共施設のさらなる有効活用など、次期基本計画にあわせた総合管理計画の改定も視野に、さらなる検討を進めていきます。
- 引き続き、厳しい財政状況が見込まれるなか、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図り、持続可能な行財政運営に取り組みます。

その他、つながるプランに位置づける施策の状況や、コロナ後の社会状況なども踏まえ、次期基本計画を総合的に検討していきます。

¹⁶ PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。「Private Finance Initiative の略」

第3章 4つの政策の柱に基づく取組み

- 1 基本的な考え方
- 2 施策体系
- 3 4つの政策の柱に基づく個別施策

政策の柱1：高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

政策の柱2：区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

政策の柱3：子ども若者の学びと育ちの支援

政策の柱4：コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

- 4 分野別計画における主な取組み
- 5 事業費一覧

1 基本的な考え方

(1) 4つの政策の柱に基づく取組み

新型コロナウイルス感染症の影響、SDGsの推進、人口トレンドの変化、大規模自然災害の発生、DXの推進など、大きく変化する社会状況を踏まえ、現行の基本計画の6つ重点政策及び政策方針の4つの柱をもとに、次の基本計画につなげていくため、新たに以下の4つの柱を設け、施策を推進します。

政策の柱1 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る

新型コロナウイルス感染症による影響、頻発する大規模自然災害に対して、安全で災害に強いまちづくりを進めるとともに、すべての区民の健康維持・増進、生命を守る取組みを推進します。

なお、新型コロナウイルス感染症への対策や緊急対応については、刻々と変わる状況を踏まえながら、補正予算等で対応することとし、つながるプランには位置づけず、臨機応変に対応していきます。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・誰もが生き生きと安心して暮らし、活躍できる社会の構築
- ・デジタル技術やグリーンインフラの活用、参加と協働によるまちづくりなど、災害に強く持続可能なまちづくり
- ・コロナ禍の経験を踏まえた緊急時対応の体制強化

政策の柱2 区民・事業者の活動を支え地域活性化を図る

新型コロナウイルス感染症による甚大な影響を受けた区民や事業者を支えるとともに、新たな時代にふさわしい地域コミュニティを再構築し、地域を活性化します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・コロナ禍の影響を受けた区民や事業者への支援、経済対策
- ・（仮称）地域行政の推進に関する条例を踏まえた、まちづくりセンター・総合支所の機能の充実
- ・公共施設の有効活用などによる、あらゆる世代が集える居場所の創出
- ・持続可能な地域経済

政策の柱3 子ども若者の学びと育ちの支援

誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの基盤を構築するとともに、子どもや子育て世帯への新型コロナウイルス感染症による影響の長期化も踏まえ、「子ども・子育て応援都市」として、次世代を担う子どもの育ちを支え、子育てを支援します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・地域包括ケアの地区展開や児童相談所の設置・運営を踏まえた、子どもや子育てにかかわる相談支援や見守りネットワークの中核を児童館が担うための機能強化
- ・ICT基盤を活用した個別最適な学びの実現

政策の柱4 コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現

新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、SDGs、気候変動など、大きく社会経済状況が変化していくなかで、コロナ後を見据えた新たな取組みを推進し、持続可能な社会を目指します。

【次期基本計画に向けての視点】

- ・2050年カーボンニュートラルに向け、さらなる取組みを推進
- ・グリーンリカバリー、サーキュラーエコノミー（循環型経済）など、持続可能な循環型社会の実現
- ・SDGsを意識した施策展開
- ・DXの推進、本庁舎等整備を契機とした働き方改革など、「ヒト」を中心とした新たな時代を切り拓く世田谷区への変革
- ・誰一人取り残されることのない共生社会の実現、東京2020大会レガシーである「共生のまち世田谷」実現に向けた取組み

(参考)

■基本計画6つの重点政策

①	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
②	高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい
③	安全で災害に強いまちづくり
④	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
⑤	世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
⑥	豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

■政策方針4つの柱

①	新型コロナウイルス感染症防止対策
②	区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み
③	子どもの学びと育ちの支援
④	施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換

(2) 4つの政策の柱に位置づける施策の考え方

コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画も見据え、現計画の継続ではなく、令和4年度及び5年度に、集中的に行う施策で、特に、区として重点的に取り組まなければならない、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進するものについて、施策の優先順位を整理し、選択と集中を図ったうえで位置づけます。

■位置づける施策

- 新規条例制定など、大きな動きがある施策。
- 4つの柱を構成する核となり、コロナ禍による社会状況の変化などを踏まえ、次期基本計画でも重要な位置づけとなることが想定され、令和4年度及び5年度に重点的に取り組む必要がある、組織横断的連携や区民・事業者等との参加と協働により推進する施策。

■位置づけない施策

- 個別の分野別計画に位置づけられているものは、原則として位置づけません。（上記の条件に該当する重要な取組みは例外として位置づけます）
- 施設整備などのハード系事業については、基本的には個別の計画に位置づけられていること、また、公共施設等総合管理計画に基づく施設整備計画にも位置づけられていることから、本計画には位置づけません。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、状況に応じて補正予算等で対応すべきものであることから、位置づけません。

（3）分野別計画における主な取組み

各分野別に別途作成されている個別計画に基づく取組みについては、基本的に、本計画には位置づけず、個別計画において進捗管理を行うこととします。

つながるプランにおいては、各分野別計画における主な取組みについて、その概要を一覧でまとめます。

※案で掲載する予定です。

（4）SDGsの推進

SDGsは、2015年9月に国連サミットで採択された国際目標であり、2030年を期限とし、持続可能な生活を実現するための17のゴールと、達成すべき169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対応しています。

世田谷区基本構想で掲げるビジョンや、基本計画の重点政策、つながるプランにおける取組みは、SDGsが目指すべき方向性と多くが重なります。

そのため、4つの政策の柱とSDGsとの関連を、幸せの象徴ともされる四つ葉のクローバーを用いて独自の「クローバーモデル」として整理しました。各施策の推進にあたっては、SDGsの理念に基づき、人権の尊重とジェンダー主流化の視点をもち、参加と協働により経済、社会、環境の側面から取り組むことで、ウェルビーイング

(well-being)¹⁷の向上を図り、「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指します。

¹⁷ ウェルビーイング (well-being) : 直訳すると幸福。個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

また、4つの政策の柱に基づく個別の施策についても、SDGsとの関連を明らかにすることで、相互に関連性を意識しながら横断的な施策展開を図り、持続可能な地域社会の実現を目指し、SDGsと一体的に推進していきます。



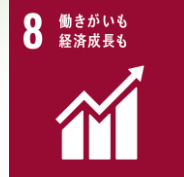
柱 1

高齢者・障害者をはじめ
すべての区民の健康と生命を守る



柱 2

区民・事業者の活動を支え
地域活性化を図る



人権の尊重とジェンダー主流化の視点を持ち、参加と協働により経済、
社会、環境の側面から取り組むことで、ウェルビーイングの向上を図り、
「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現を目指す

17

パートナーシップで
目標を達成しよう



柱 3

子ども若者の学びと育ちの支援



柱 4

コロナ後を見据えた
持続可能な社会の実現



5

ジェンダー平等を
実現しよう



10

人や国の不平等
をなくそう



16

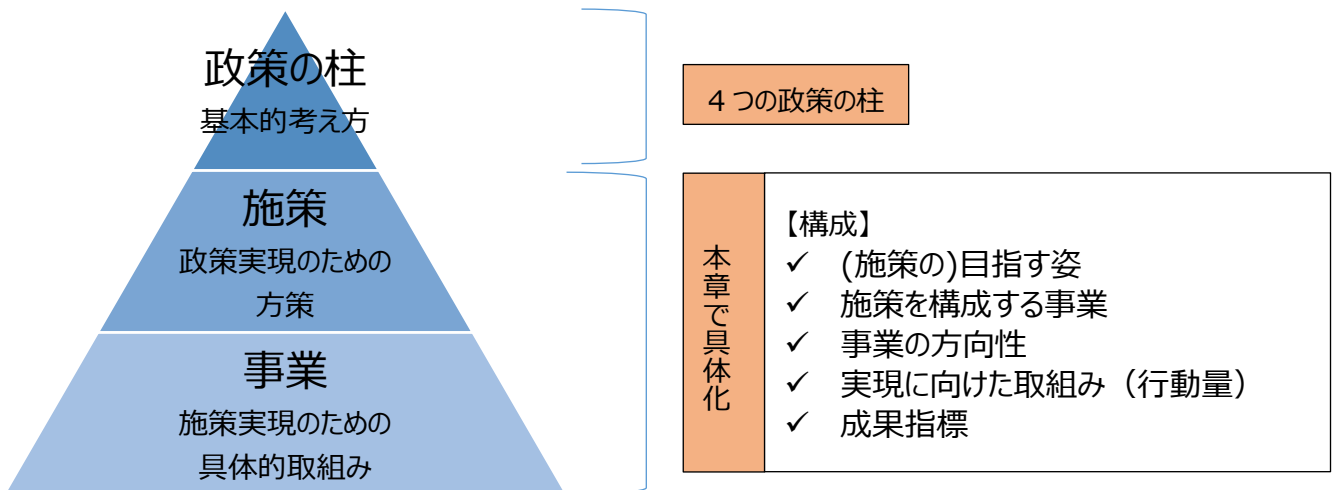
平和と公正を
すべての人に



2 施策体系

(1) 施策体系

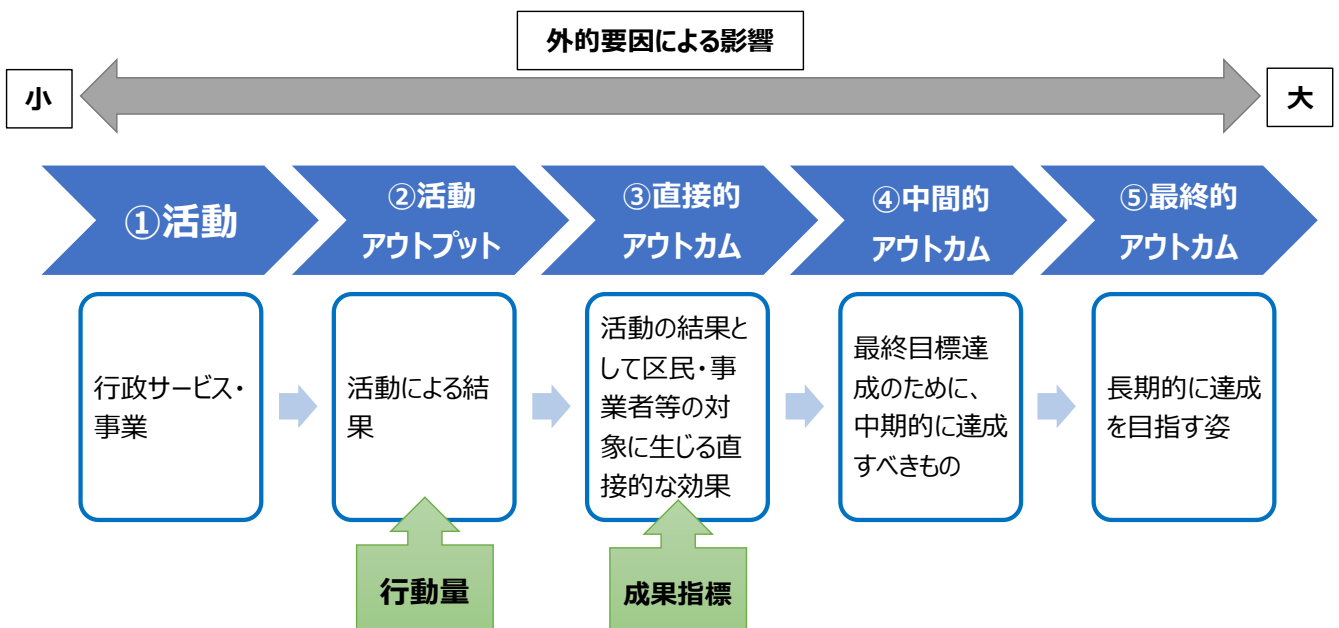
4つの政策の柱に基づき、計画期間の2年間において、重点的に推進すべき施策をとりまとめています。また、施策ごとに、目指すべき姿、構成する事業、取組みの方向性、行動量、成果指標を設定していきます。



(2) 指標の設定

それぞれの施策ごとに、以下のロジックモデルに沿って検討を行い、指標を設定することで、成果や達成度を測り、評価・検証や改善につなげていきます。

なお、最終目標に近づくほど社会経済状況等の外的要因により左右される要素が大きくなることや、2年間の計画期間も踏まえ、直接的アウトカムを成果指標として設定することを原則とします。



①指標の定義

■実現に向けた取組み（行動量）

事業における具体的な行政活動の結果を示す指標（アウトプット指標）

■成果指標

施策・事業の実施により、区民・事業者等にもたらす成果や効果を示す指標（アウトカム指標）

②指標設定の考え方

ア 実現に向けた取組み（行動量）

- 活動・取組みによる結果を測るアウトプット指標として、原則として定量的な指標を設定します。
- 活動による結果を測る指標を設定することを原則とします。施策の目指す姿の達成に向け、核となる取組みを位置づけます。

イ 成果指標

- 実現に向けた取組みにより、対象にどのような成果や効果があるか、定量的な指標を設定します。社会経済状況等の外的要因により左右される要素が大きくなる中間的アウトカム及び最終的アウトカムではなく、直接的アウトカムを設定します。
- 定量的な成果指標を設定し、達成可能な水準を少し上回る目標値（ストレッチゴール）を設定します。
- 国・都の計画や区の分野別計画等で掲げられた指標と同一の指標を設定する場合は、既存の計画と整合を図ります。

（3）計画の評価

すべての施策について、指標に対する達成度合いや新公会計制度を活用したフルコストによる分析を行い、評価・検証します。

つながるプランの評価・検証結果を踏まえ、次期基本計画の策定に反映していきます。

3 4つの政策の柱に基づく個別施策

4つの政策の柱に基づき、次の基本計画につなげていくため、選択と集中を図るとともに、目指す姿をより明確化するため、統合できるものは極力一つの施策としてまとめ、19の施策を位置づけました。

■位置づけた施策の考え方

以下の視点により、選択と集中を図り、19の施策としてまとめたうえで、4つの柱に位置づけました。

- ▶ 新実施計画（後期）において位置づけはないが、次の基本計画を見据え、新たな施策として位置づける横断的な取組み
例) ひきこもり支援、高齢者の地域参加促進など
- ▶ 新規条例制定など、大きな動きがあり、次期基本計画に向けて、今後さらに加速させていく必要がある取組み
例) 認知症とともに生きる希望条例、(仮称) 地域行政の推進に関する条例、(仮称) 世田谷区地域経済の持続可能な発展条例、障害者への理解促進及び差別解消に関する条例
- ▶ SDGs など、現基本計画策定時には想定していなかった概念により、持続可能な社会に向けてさらなる取組みを進めていく必要のあるもの
例) ジェンダー、経済成長、持続可能なまちづくり、気候変動の緩和と適応、食品ロス削減など
- ▶ コロナ禍の影響を踏まえ、次の基本計画に向けて、取組みを加速させていくもの
例) 健康危機管理体制強化、中小企業支援、高齢者の地域参加促進、居住支援、支援を必要とする子どもや家庭へのサポートなど
- ▶ 気候変動による激甚化・頻発化する災害に対し、防災・減災の取組み強化は、次期基本計画においても引き続き重要なテーマとなることから、複合的・横断的な取組みとして、他の施策とも統合したうえで位置づける
例) 気候変動の緩和と適応、グリーンインフラ、避難者対策、豪雨対策・木造住宅密集地域解消・耐震化促進・道路整備など
- ▶ 新実施計画（後期）またはその計画期間において、一定の取組みが完了したもののについて、さらに発展・充実させ、次の基本計画につなげていく取組み
例) 児童相談所開設→社会的養育の推進
教育総合センター開設→質の高い教育・保育
児童生徒へのタブレット端末配備→活用した新たな教育の推進
- ▶ 「参加と協働」やコミュニティの視点を、次の基本計画にもつなげていくもの
例) 参加と協働のまちづくり、図書館、地域行政の推進など

※複数の項目に該当する施策もあることから、上記は代表的な取組みとして例示として挙げたもの

施策一覧

政策の柱	施策番号	施策名	総合戦略	頁
1. 高齢者・障害者をはじめすべての区民の健康と生命を守る	1	地域防災力の向上	②	38
	2	安全で災害に強いまちづくり		40
	3	ひきこもり支援の推進	①	42
	4	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	①	44
	5	障害者の地域生活の支援	①	46
	6	区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化	①	48
	7	住み慣れた地域で安心して住み続けられる居住支援の推進	①	50
2. 区民・事業者の活動を支援地域活性化を図る	8	地域行政の推進	②	51
	9	高齢者の地域参加促進	①②	53
	10	持続可能な地域経済の基礎づくり	①②	55
	11	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造		57
3. 子ども若者の学びと育ちの支援	12	支援を必要とする子どもと家庭のサポート	①	59
	13	社会的養育の推進	①	61
	14	ICT 基盤を活用した新たな教育の推進		63
	15	教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進		65
4. コロナ後を見据えた持続可能な社会の実現	16	多様性の尊重	①	67
	17	気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進	③	69
	18	循環型社会形成に向けた 3R の取組みの推進		71
	19	魅力ある街づくり		73

【総合戦略】

- ①：基本目標 1 多くの世代の希望の実現
- ②：基本目標 2 地域人材と社会資源を活用した活力ある地域社会の構築
- ③：基本目標 3 心豊かな暮らしを実現するための地方・都市との連携・交流

施策1 地域防災力の向上



目指す姿

地域住民の防災意識を高め、自助・共助を推進するとともに、地域の災害対応力を高める体制づくりを推進し、地域防災力の向上を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性	
1-1	区民と地域の防災力向上	防災塾・研修等を通じて、自助・共助の担い手となる主体（区民、町会・自治会、消防団、事業所、ボランティア、NPO、大学・高校等）による相互連携、相互支援を強化することで、地域の防災力の向上を図ります。	
1-2	避難者対策	大規模災害に備え、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、自助・共助に有効な個別避難計画の作成に取り組みます。	
事業費見込み		令和4年度	令和5年度

所管部：危機管理部、保健福祉政策部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
1-1 ①	防災塾参加人数	550人 (令和3年3月時点)			
1-1 ②	女性防災コーディネーターへのフォローアップ研修参加者数	21人 (令和2年3月時点)			
1-2	個別避難計画作成数	—			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
1-1 ①	防災塾に参加したことで、自分の地区の災害リスクや、自らとるべき避難行動を理解した人の割合	—	
1-1 ②	女性防災コーディネーターによる防災研修（地域啓発研修）参加者数（累計）	92人 (令和3年3月時点)	

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
1-2	個別避難計画が作成できている人の割合	—	

施策 2 安全で災害に強いまちづくり



目指す姿

激甚化・頻発化する災害や大規模震災等から区民を守るため、災害に強く復元力のある高度な防災都市の実現を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性	
2-1	豪雨対策の推進	浸水被害を軽減するため、区民、事業者や、国、東京都と連携、協働して豪雨対策に取り組めます。	
2-2	木造住宅密集地域の解消	東京都防災都市づくり推進計画における、整備地域内の木造住宅密集地域において、国や都の補助事業を活用し、道路・公園の整備、老朽木造建築物の建替えによる不燃化を推進します。	
2-3	建築物の耐震化促進	広報や防災イベント等を通じての周知に加え、旧耐震住宅にお住まいの方に直接的に働きかける等、積極的な周知と助成を通じて建築物の耐震化の促進に取り組めます。	
2-4	優先整備路線の整備促進	「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」や「せたがや道づくりプラン」に基づき、主要な生活道路の優先整備路線の重点的な整備に取り組めます。	
事業費見込み		令和4年度	令和5年度

所管部：道路・交通計画部、総合支所、防災街づくり担当部、土木部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
2-1	雨水流出抑制施設の設置件数	304件 (令和2年度実績)			
2-2 ①	老朽建築物の除却・建替え等費用助成申請数	187件 (令和2年度実績)			
2-2 ②	道路・公園等用地取得面積	19㎡ (令和2年度実績)			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
2-3	耐震化の必要性の認知性向上 a) 支援対象建築物への直接周知 b) 掲示物を通じての周知	a) — b) 4,030 枚 (令和2年度実績)			
2-4	優先整備路線の道路整備面積	4,902 m ² (令和2年度実績)			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
2-1	流域対策量（雨水流出抑制量）（累計値）	522,700 m ³ (令和3年3月末時点)	
2-2	不燃領域率	67.2% (令和3年3月末時点)	
2-3	支援制度の活用（木造住宅）	耐震診断：87 件 耐震改修等：51 件 (令和3年3月末時点)	
2-4	主要な生活道路の道路整備率 ※東京都施行分含む	44.1% (令和3年3月末時点)	

施策3 ひきこもり支援の推進



目指す姿

ひきこもり状態にある当事者や家族へのきめ細やかな支援体制を構築し、ひきこもりの方への社会的理解の促進を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
3-1	ひきこもり等生きづらさを抱えた方の相談・支援	当事者の年齢に関わらず、「ひきこもり相談窓口」でひきこもり当事者や家族、各支援機関からの相談を受け止め、若者支援の「メルクマールせたがや」と生活困窮者支援の「ぷらっとホーム世田谷」が中心となって支援します。			
3-2	支援機関相互の連携強化	ひきこもり支援機関連絡協議会をはじめ、各部会や個別ケース検討会議により、複数の支援機関がそれぞれの強みを生かし、役割分担しながら支援体制を構築します。			
3-3	ひきこもりの社会的理解の促進	ひきこもりに関するセミナーや講演会、支援者に向けた「メルクマールせたがや」や「ぷらっとホーム世田谷」の事業紹介等を目的とした説明会をとおし、ひきこもりに関する認知度や社会的理解の向上を図ります。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：保健福祉政策部、障害福祉部、子ども・若者部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
3-1	ひきこもり相談窓口の相談者数	—			
3-2	複数の関係機関の担当者が情報共有、支援プランの検討等を行う支援（調整）会議の開催回数	—			
3-3	ひきこもり当事者の家族や一般の方に向けたセミナー等への参加者数	—			

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
3-1	支援を終了した方の利用満足度	—	
3-2	支援を終了した方の関係機関連携に関する利用満足度	—	
3-3	ひきこもり当事者の家族や一般の方に向けたセミナー等の参加者のうち理解・関心が高まった割合	—	

施策 4 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進



目指す姿

一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
4-1	情報発信・共有プロジェクト	区民が従来の認知症観から希望のある認知症観へ転換するよう、講演会や講座、イベント等のほか、条例パンフレットなど多様な媒体の活用や地域の人が集まる機会等を通じて、条例の理念を広めていく取組みを展開します。			
4-2	本人発信・参画プロジェクト	本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実及び本人同士の出会い、活動の推進を図ります。また、世田谷区認知症施策評価委員会（条例第18条）や各種認知症施策検討の場への本人参画に引き続き取り組みます。			
4-3	「私の希望ファイル」プロジェクト	区民が、これからの日々を自分らしく、認知症とともにより良く暮らしていくための「備え」を行っていくための仕組みや、認知症の本人と様々な区民等で結成される各地区のアクションチームが「私の希望ファイル」について話し合える機会をつくり、実際に利用しながら改良を重ねていきます。			
4-4	地域づくりプロジェクト	地域包括ケアの地区展開や見守り等を活かしながら、28地区の日常生活圏域ごとに「アクションチーム」を結成します。「アクションチーム」は、認知症の本人を含む区民や地域団体、関係機関等が三者（まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会）と連携し、本人の外出や社会参加の支援等、本人や家族の暮らしを支える活動を行いながら、地域づくりに取り組みます。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：高齢福祉部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
4-1	認知症観の転換を目的とした講演会や講座、イベント等の参加者数	97人 (令和3年9月時点)			
4-2	認知症に関する会議、講演会、交流会等に認知症の本人が参画している割合	40% (令和3年9月時点)			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
4-3	「私の希望ファイル」の普及啓発を目的とした講演会やイベント、交流会等の参加者数	0人 (令和3年9月時点)			
4-4	各地区においてアクションチームの結成に向けた企画会議が実施された回数	4回 (令和3年9月時点)			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
4-1	認知症観の転換を目的とした講演会や講座、イベント等の参加者のうち、認知症のイメージが希望のある新しい考え方に転換した人の割合	—	
4-2	認知症に関する会議、講演会、交流会等で意見や思いを発信できると感じる認知症の本人の割合	—	
4-3	「私の希望ファイル」の普及啓発を目的とした講演会やイベント、交流会等の参加者のうち、「私の希望ファイル」を活用したいと思う人の割合	—	
4-4	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施地区数	区内2地区で始動 (令和3年9月時点)	

施策5 障害者の地域生活の支援



目指す姿

障害のある人もない人も共に支えあって暮らし続けられる地域社会の実現を通して、障害のある人も住み慣れた地域で自立した生活が続けられる環境の確保を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
5-1	障害理解の促進と差別解消の周知・普及	小学生向けの出前講座や手話講師派遣、各種研修や講演会などの事業を通じて、障害に対する理解を促進し、障害者差別のない社会の実現に取り組みます。			
5-2	医療的ケア児（者）の支援	医療的ケア児と家族に対する支援事業や医療的ケア支援に携わる人材の育成などにより、医療的ケア児（者）の日常生活及び社会生活の向上に取り組みます。			
5-3	精神障害施策の充実	精神科長期入院者への支援やピアサポーター（当事者同士が仲間として支えあう活動を実践する者）が活躍できる環境整備など精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神障害がある区民の地域生活の継続を目指します。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：障害福祉部、子ども・若者部、保育部、世田谷保健所、教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
5-1	出張出前講座・講師派遣の実施先数	6団体			
5-2 ①	医療的ケア支援に携わる人材育成研修の参加者数	延べ309人			
5-2 ②	区立指定保育園医療的ケア児受入枠	4園（4人）			
5-3	ピアサポーター協同団体総数	2団体			

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
5-1	講座受講により、障害に対する理解が深まった受講者の割合	—	
5-2 ①	医療的ケア支援を行う施設数	12 箇所	
5-2 ②	調整中	—	
5-3	ピアサポーターによる支援を受けた精神障害者数	—	

**施策
6**

区民の健康の保持増進と健康危機管理体制の強化



目指す姿

様々な状況下においても区民の健康を保持増進できる環境づくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、健康に関する安全・安心の確保に向けて取り組みます。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性	
6-1	健康危機管理体制の強化	健康危機発生時に、区民の生命と安全確保に向けた迅速かつ適切な対応ができるよう、世田谷区健康危機管理マニュアルや世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画について、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた課題整理を行い、見直しに着手します。	
6-2	こころの健康づくり	新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化へ対応し、区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、区民が気軽に相談でき支援につながるよう、こころの健康に関する普及啓発等に取り組み、相談支援体制を整備します。	
6-3	生活習慣病予防の推進	新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、様々な状況下においても運動や食育などを通じた生活習慣病予防の推進に着実に取り組むため、オンライン講座、動画配信等の ICT 活用や事業者等と連携し区民への普及啓発を進めるなど、区民の健康づくりに向けた環境を整備します。	
事業費見込み		令和4年度	令和5年度

所管部：世田谷保健所、総合支所、教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
6-1	健康危機管理連絡会・新型インフルエンザ等対策地域医療体制検討部会の開催回数	0回 (令和3年9月時点)			
6-2	こころの健康に関する講座の参加者数	735人 (令和2年度)			
6-2	夜間・休日等こころの電話相談の利用者数	2,522人 (令和2年度)			
6-3	区民への生活習慣病予防の普及啓発に関する新たな連携事業者・団体数（累計）	—			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
6-1	新型インフルエンザ等対策行動計画改訂 健康危機管理マニュアル改訂（中間とりまとめ）	新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 4 月） 健康危機管理マニュアル（平成 23 年 4 月）	
6-2	「こころの悩みや、精神の不調は、誰にでも起こりうる身近なこと」と理解する区民の人数（累計）	—	
6-2	夜間・休日等こころの電話相談から地域支援へつないだ件数（累計）	16 人 (令和 2 年度)	
6-3	ICT 活用や事業者等と連携した生活習慣病予防の普及啓発の実施数	—	

施策 7 住み慣れた地域で安心して住み続けられる
居住支援の推進



目指す姿

高齢者・障害者等住宅確保要配慮者への支援策を強化し、住まいの確保に向けた支援に取り組み、安心して住み続けられるまちを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
7-1	高齢者や障害者等住宅確保要配慮者への入居支援	高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための支援やサービス等の推進に取り組みます。			
7-2	ひとり親世帯の居住の安定	18歳未満の子どもを養育する低額所得のひとり親世帯に対する家賃低廉化補助の対象住宅を増やす取り組みなど、民間賃貸住宅への入居支援を推進します。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：都市整備政策部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
7-1	お部屋探しサポートの利用相談者数	279人			
7-2	補助対象住宅の新規登録件数	0件			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
7-1	お部屋探しサポートによる物件情報提供を受けた利用者数	106人	
7-2	補助対象住宅への入居件数	3件	

施策 8 地域行政の推進



目指す姿

(仮称)世田谷区地域行政の推進に関する条例を制定し、区政運営の基盤とする地域行政制度の推進について必要な事項を定め、この条例に基づく実践的な地域行政改革のプログラムを推進計画として策定し、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
8-1	まちづくりセンターの機能の充実	まちづくりセンターの機能の充実・強化を実施するために必要な体制の強化や環境整備を図ります。			
8-2	総合支所の機能の充実	総合支所の機能について、行政サービスの専門性やまちづくりセンターの支援、区民参加の機会づくり等の充実を図ります。			
8-3	D X 推進による行政サービスや参加と協働の变革	D X 推進による相談、区民参加を促進するデジタル環境の整備・活用を進めます。			
事業費見込み		令和 4 年度		令和 5 年度	

所管部：地域行政部、総合支所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和 4 年度	令和 5 年度	総量
8-1 ①	地区の交流の会開催数・参加者数(調整中)	—			
8-1 ②	地区の課題と社会資源を整理・把握するための地区アセスメント拡大内容 (調整中)	—			
8-2 ①	(調整中)	—			
8-2 ②	地域のネットワークづくりや区民参加の機会の開催回数 (調整中)	—			
8-3 ①	まちづくりセンターのオンライン環境の整備か所数 (調整中)	—			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
8-3 ②	まちづくりセンターにおけるSNSやデジタルサイネージなどによる情報発信頻度・件数(調整中)	—			
8-3 ③	オンラインブースなどの整備数(調整中)	—			

■成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
8-1 ①	地区の交流の会に参加して活動が広がった団体の割合(調整中)	—	
8-1 ②	地区アセスメントにより活動につながった件数(調整中)	—	
8-2 ①	(調整中)	—	
8-2 ②	地域のネットワークづくりの会や区民参加の機会への参加者の地域への関心度(調整中)	—	
8-3 ①	まちづくりセンターでのオンライン会議・事業の開催数(調整中)	—	
8-3 ②	地区まちづくりイベントに関するインターネット広報の認知度、参加者アンケートによるインターネット広報が契機となった参加者数(調整中)	—	
8-3 ③	オンラインシステムを活用した手続きや相談ができるサービス数(調整中)	—	

施策 9 高齢者の地域参加促進



目指す姿

身近な地域での「居場所づくり」などの5つのプロジェクトを推進し、高齢者の社会的孤立の防止や健康寿命の延伸、コロナ禍による閉じこもり防止やフレイル予防の促進を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
9-1	「居場所づくり」プロジェクト	多様な高齢者の暮らしや活動に着目するとともに、加齢による身体機能の低下などを踏まえ、ひとりで気軽に訪れ、寛げ、話しのできる憩いの場を様々な資源を活用しながら、地域包括ケアの地区展開を踏まえて取り組みます。			
9-2	「健康づくり」プロジェクト	健康寿命の延伸やコロナ禍における閉じこもり防止、フレイル予防が喫緊の課題となっていることから、地域や多様な資源が連携し、継続的に取り組める高齢者向けの健康づくり施策を展開します。			
9-3	「地域参加・地域貢献」プロジェクト	高齢者の経験や能力、活動意欲と地域で指導者や活動の支援を求める団体などを結び付け、高齢者の活動の機会を拡充すると共に、地域活動や団体活動の活性化を図ります。地域への貢献意欲のある高齢者を募集し、つなぎ、活動体としていきます。			
9-4	「知と学び」プロジェクト	高齢者の学びの意欲と孤立の防止、仲間づくりを促進するため、生涯大学やいきがい講座等既存の学びの場を踏まえ、講座内容や期間等の多様化を図り、学びの機会を拡充していきます。			
9-5	「就労・就業支援」プロジェクト	高齢者が多様な形で就業・就労し、地域で活躍できる環境の創出のため、シニアの就業マッチングを推進します。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：生活文化政策部、総合支所、スポーツ推進部、経済産業部、保健福祉政策部、高齢福祉部
世田谷保健所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
9-1	気軽に利用できる居場所に伴う参加型プログラムの参加者数（延べ）	—			
9-2	運動習慣の定着に向けた運動指導の参加者数	—			
9-3 ①	地域貢献活動を実施した高齢者の人数(延べ)	—			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
9-3 ②	「おたがいさまbank」を通じた地域活動への参加件数	—			
9-4	内容や期間等が多様な講座への参加者数(延べ)	—			
9-5	シニア就労事業の新規登録者数	—			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
9-1	プログラム参加者に実施するアンケートで、またプログラムに参加したいと答えた割合	—	
9-2	保健センターによる運動指導を受けた高齢者のうち、運動習慣がついたと答えた割合	—	
9-3 ①	地域貢献活動に参加した区民の人数(延べ)	—	
9-3 ②	おたがいさまbankの登録者で地域活動に参加した人数	—	
9-4	内容や期間等が多様な講座参加者のうち、今後も地域での学びの場に参加したいと思う割合	—	
9-5	シニア就労事業の就労者数	—	

施策 10 持続可能な地域経済の基礎づくり



目指す姿

事業者の新たな挑戦や様々な主体の有機的なつながりの促進、多様な働き方の支援により新たな価値を創造し、持続可能な社会を実現する地域経済のエコシステム¹⁸の基礎をつくります。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
10-1	地域連携型ハンズオン支援 ¹⁹ の実施	コロナ後を見据え、事業環境の変化に対応するために新商品やサービスの開発、販路拡大、事業多角化等に取り組もうとする事業者を支援し、世田谷経済の持続可能な発展を推進します。			
10-2	SETAGAYA PORT ²⁰ による新たな産業の創出	オンラインツールやコミュニケーションツールを用いながら、多様な人材や業種が交流し、社会課題や地域課題の解決に向けた新たな産業の育成の機会の提供や、事業者間の結びつきが強固になるよう取り組みます。			
10-3	三軒茶屋就労支援センター事業の実施	一人でも多くの方が安定した仕事に就き、就労し、また事業所が必要とする人材を獲得できるマッチングを進めるとともに、雇用労働分野のワンストップ窓口として総合的な支援に取り組みます。			
10-4	区内企業と求職者のマッチング事業の実施	求職者のキャリアチェンジを意識した取組みを充実させ、人材不足産業を中心に区民生活を支える中小企業等とのマッチングを推進します。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：経済産業部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
10-1	地域連携型ハンズオン支援を活用した事業者による新規プロジェクトの達成	—			
10-2	SETAGAYA PORT 会員登録者数	—			

¹⁸ エコシステム：ある地域において、企業、金融機関、地方自治体、政府機関等の各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体等とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創してゆく関係。

¹⁹ 地域連携型ハンズオン支援事業：区内で新規プロジェクトの事業化等に挑戦する事業者に対し、専門家によるアドバイス等の伴走（ハンズオン）支援と補助金で集中的に事業実施を支援する事業。

²⁰ SETAGAYA PORT：区内の多様な企業・フリーランス・プロボノ・大学・金融機関など異業種により構成される産業連携のプラットフォーム。

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
10-3	三軒茶屋就労支援センターの利用者数	27,245人 (令和2年度)			
10-4	区内企業と求職者のマッチング事業の参加者数	146人 (令和2年度)			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
10-1	地域連携型ハンズオン支援により事業活動が好転した事業者数	—	
10-2	SETAGAYA PORT のプログラムを通して実現した連携事業数	—	
10-3	三軒茶屋就労支援センターの就職決定者数	622人 (令和2年度)	
10-4	区内企業と求職者のマッチング事業のマッチング成立件数	48人 (令和2年度)	

**施策
11**

知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造



目指す姿

図書館の公共性の観点を維持し、子どもの読書環境の整備、大人の生涯学習活動を支援します。さらにコミュニティの醸成につながる地域に開かれた知的な居場所を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
11-1	子ども読書活動の推進	幼児から青少年に至る成長過程において、本に親しみ、読書を楽しむための支援を行います。幼少期に身に付けた読書習慣を青少年期においても維持し続けられるような施策に取り組みます。			
11-2	課題解決支援サービスの拡充	より高度なレファレンスサービスへの対応や地域行政資料の収集など、区民の生活や地域の課題解決を支援するサービスを拡充していきます。			
11-3	図書館運営・図書館サービスへの区民参画の拡大	ボランティアの活動内容を拡大し、区民の有する知識や経験等の活用を図ります。また（仮称）図書館運営協議会を設置し、図書館運営への区民参画を進めていきます。			
11-4	中央図書館のマネジメント機能強化	区立図書館としての公共性・専門性を確保するため、中央図書館のマネジメント機能の強化や職員の人材育成に取り組みます。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：教育委員会事務局

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
11-1	中高生向け講座参加者数	0人 (令和2年度実績)			
11-2	図書館活用講座・情報検索講座等参加者数	123人 (令和2年度実績)			
11-3	図書館にかかるボランティア講座等参加者数	47人 (令和2年度実績)			
11-4	司書資格取得研修等への参加者数	3人 (令和3年9月時点)			

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
11-1	中高生の図書館利用登録率	43.3% (令和 2 年度実績)	
11-2	レファレンス受付件数	65,283 件 (令和 2 年度実績)	
11-3	図書館にかかるボランティア登録者数	488 人 (令和 2 年度実績)	
11-4	正規職員の司書資格者の割合	33.5% (令和 3 年 4 月時点)	

**施策
12**

支援を必要とする子どもと家庭のサポート



目指す姿

妊娠期から就学前までの切れ目のない支援である世田谷版ネウボラや地域での見守りによって、より支援を必要とする子どもと家庭に早期かつ適切に支援を行うことで、すべての子どもが喜びをもって健やかに育つまちを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
12-1	生活困難を抱える子どもと家庭への支援の推進	生活困難を抱える子どもへの食・学習・居場所等の支援や保護者への相談支援等を充実します。また、気づきのシートと生活応援ガイドブックの活用を踏まえたフォーラムを開催するなど支援・サービスへつなげる取り組みを推進します。			
12-2	ひとり親家庭への支援の推進	ひとり親家庭の孤立化や貧困化の予防を強化するため、養育費等も含めより相談しやすい環境を整備するなど母子生活支援施設の機能を強化し、地域のひとり親家庭支援の拠点を目指します。			
12-3	児童館を拠点とした地区における見守りネットワークの強化	子どもや子育て家庭に身近な地区の中で多様な地域資源と連携し、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすことにより切れ目ない支援や見守りを強化し、子ども・子育て家庭が地区の中で安心して生活できることを目指します。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：子ども・若者部、総合支所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
12-1 ①	(調整中)	—			
12-1 ②	子どもの貧困対策推進フォーラムへ参加した延べ人数	300名			
12-2	ひとり親家庭等への夜間休日の相談支援の実施（養育費相談会の実施回数）	6回			
12-3 ①	人材育成や支援力向上を目的とした研修を受講した延べ児童館職員数	146名			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
12-3 ②	子どもや子育ての相談や見守り連携のためのネットワーク構築の実施地区数	9地区			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
12-1 ①	(調整中)	—	
12-1 ②	フォーラムの参加者アンケートで理解が深まったと回答した人の割合	—	
12-2	ひとり親家庭の養育費をもらっている割合	39.9% (平成30年度)	
12-3	児童館への延べ相談件数	約3,000件 (令和3年9月時点)	
12-3	関係機関と連携して対応した延べ相談件数	28件 (令和3年9月時点)	

施策 13 社会的養育の推進



目指す姿

子どもの最善の利益の実現を図るため、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と各種支援を推進し、代替養育を必要とする子どもができる限り良好な家庭環境において養育されることを目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性				
13-1	家庭と同様の環境における代替養育の推進	代替養育を必要とする子どもが家庭と同様の環境で養育されるように、里親の登録数を増やし、家庭養育を優先した養育委託の推進に取り組みます。				
13-2	施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備	<p>児童ができる限り家庭的な環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化[※]の推進に取り組みます。</p> <p>※児童養護施設の小規模かつ地域分散化の概要</p> <p>区内の児童養護施設において、グループホームを地域に新規で設置するとともに、既存のグループホーム及び本体施設におけるユニット（本体施設で行われるケアの1グループあたりの生活単位）の定員数を減らすことにより、小規模かつ地域分散化された空間で、子ども一人ひとりに対して個別ケアを実施できる体制の充実に図ります。</p>				
事業費見込み		<table border="1"> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> <td>令和5年度</td> <td></td> </tr> </table>	令和4年度		令和5年度	
令和4年度		令和5年度				

所管部：子ども・若者部、総合支所、児童相談所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
13-1	里親制度等に関する新規相談受付件数	93件			
13-2	グループホーム及びユニット ²¹ における1単位あたりの定員数（平均値）	グループホーム：6人 ユニット：6.3人			

²¹ ユニット：本体施設の敷地内で行われるケアの1グループあたりの生活単位のこと。

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和 5 年度末)
13-1	登録里親数	94 家庭	
13-2	施設全体（本体施設とグループホームにおける定員数の総和）に対するグループホームの定員数の割合	54.5%	

**施策
14**

ICT 基盤を活用した新たな教育の推進



目指す姿

児童・生徒 1 人 1 台タブレット端末等の新たな ICT 基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び、個別最適な学び等を実現します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
14-1	ICT を活用した学びの推進	学習用タブレット端末のさらなる活用に向けて、デジタル教科書・教材や ICT 機器を活用した授業の進め方について教育委員会及び学校間で情報交換を行い、より効果的な活用方法を研究するとともに、利活用を推進します。			
14-2	ICT 環境整備の充実	ICT を活用した新たな学びの推進に向け、ネットワーク環境や機器類の整備充実を図ります。			
14-3	教職員の支援・人材育成の推進	「ICT を活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画（令和 3 年～ 5 年度）」に基づく人材育成を進め、ICT を効果的に活用した探究的な学びや協働的な学び、個別最適な学びの実施に向け、学びのスタイルの質的転換を図ります。			
事業費見込み		令和 4 年度		令和 5 年度	

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和 4 年度	令和 5 年度	総量
14-1	児童・生徒が、学校で ICT 機器を毎日使用している割合	—			
14-2	(調整中)	—			
14-3	ICT 関連研修参加者数	720 人 (令和 2 年度実績)			

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
14-1	児童・生徒が、学習したことをICT機器を使ってもっと調べてみたいと回答をした割合	—	
14-2	調整中	—	
14-3	教員がオンライン授業でのICT活用において「できる」と回答した割合	37.4% (令和2年度実績)	

**施策
15**

教育総合センターを拠点とした質の高い教育及び保育の推進



目指す姿

教育の質の転換を担う教職員等の育成や学校支援を進め、乳幼児期からの教育・保育の質の向上を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
15-1	学校支援・教職員等支援の強化	教育の質的転換に向けて、教員研修の実施や探究的な学びの普及に取り組むとともに、教員の研究支援や指導相談等を通じて、次世代の世田谷の教育を担う人材を育成していきます。			
15-2	子ども支援・教育相談・個別支援の強化	子どもたちの個性や特性を尊重し、一人ひとりに寄り添った適切な支援を行うため、いじめや不登校、特別支援教育などの相談の一元化や専門チームによる総合的な支援に取り組みます。			
15-3	乳幼児期の教育・保育の支援の強化・拡充	乳幼児期の教育・保育の充実や発展を図るため、質の向上に向けた実践の基本方針の作成や義務教育への円滑な接続、幼稚園教諭・保育士等の人材育成や運営支援に取り組みます。			
15-4	地域・社会との連携の強化	地域や大学・企業等と連携した学校支援を進めるため、地域人材を集約・活用する仕組みの構築・活用に取り組みます。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：教育委員会事務局、保育部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
15-1	(仮称)教育総合センター重点研修参加者数	—			
15-2 ①	特別支援巡回グループによる学校訪問回数	68回 (令和2年度実績)			
15-2 ②	不登校児童・生徒や保護者への支援件数	119件 (令和2年度実績)			
15-3	学び舎に参加・連携した乳幼児教育・保育施設数(累計)	8施設 (令和3年3月末時点)			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
15-4	学校を支援する人材の登録数	129件 (令和2年度実績)			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
15-1	(仮称)教育総合センター重点研修が児童・生徒への指導力向上につながると回答をした割合	—	
15-2 ①	特別支援教育巡回グループによる支援・助言が、児童・生徒一人一人の状況に応じた支援に効果があると回答した学校の割合	—	
15-2 ②	どこにもつながっていない不登校児童・生徒の割合	—	
15-3	「学び舎」による幼稚園・区立小中学校等の連携・交流が行われていると回答した保護者の割合	51.2% (令和2年度実績)	
15-4	学校が必要としている人材を紹介できた割合	87% (令和2年度実績)	

施策 16 多様性の尊重



目指す姿

SDGs の考え方に基づき、「誰一人取り残さない」社会の実現とともに、東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現に向け、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される地域社会を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性	
16-1	人権施策の推進	女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権への理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進に取り組みます。	
16-2	男女共同参画の推進	男女共同参画意識の啓発とワークライフバランスの推進に取り組みます。また、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であるDV、デートDV等の暴力を未然に防止する取り組みを進めます。	
16-3	多文化共生の推進	外国人等の地域社会における活躍の推進、誰もが安心して暮らせるまちの実現、多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消に取り組みます。	
事業費見込み		令和4年度	令和5年度

所管部：生活文化政策部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
16-1 ①	人権啓発イベントの参加者数	300人 (令和元年度)			
16-1 ②	性的マイノリティ理解促進研修参加者数	1,500人 (令和元年度)			
16-2 ①	ワークライフバランス推進に資するイベントの参加者数	91人 (令和元年度)			
16-2 ②	デートDV出前講座受講者数	696人 (令和2年度)			
16-3 ①	外国人向け日本語教室受講者数	36人 (令和2年度)			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
16-3 ②	多言語通訳アプリケーション導入タブレット設置台数	7台 (令和3年度)			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
16-1 ①	人権啓発イベントで理解・関心が高まった割合	—	
16-1 ②	性的マイノリティ理解促進研修参加者で理解・関心が高まった割合	—	
16-2 ①	イベント参加者でワークライフバランスに関する興味・関心が高まった割合	—	
16-2 ②	デートDV出前講座受講者数で理解・関心が高まった割合	—	
16-3 ①	日本語教室受講者のうち日本語が上達したと答えた割合	94% (令和2年度時点)	
16-3 ②	通訳アプリケーションの延べ利用件数	—	

**施策
17**

気候変動の緩和と適応に対応する取組みの推進



目指す姿

省エネルギー、せたがや版 RE100（再生可能エネルギーの利用拡大）、緑化など、気候変動を緩和する取組みを推進し、脱炭素社会を実現します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
17-1	環境に配慮したライフスタイルへの転換	住宅都市という特徴を踏まえ、区民参加型事業を実施するとともに、区民、事業者との協働により環境負荷を低減させる取組みを推進します。			
17-2	環境配慮型住宅の推進	住まいや建物の環境性能を高め、住宅から排出される二酸化炭素量の削減に繋げるため、広報・HP等を通じて啓発するとともに環境配慮型住宅リノベーションの助成支援に取り組みます。			
17-3	せたがや版RE100の推進（再生可能エネルギーの利用拡大）	世田谷区気候非常事態宣言を踏まえ、気候危機への取組項目の一つとして、エネルギーの地産地消、自治体間連携、庁舎への再生可能エネルギー100%電力の導入、利用啓発といった再エネの利用拡大に取り組みます（せたがや版 RE100 の推進）。			
17-4	みどりの保全創出	2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けて、二酸化炭素吸収源としての機能を有するみどりの保全創出に取り組みます。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：環境政策部、みどり33推進担当部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
17-1	省エネポイントアクションの結果報告者数	654人 (令和2年度実績)			
17-2	環境配慮型住宅リノベーション補助の交付件数	267件 (令和3年8月時点の交付予定件数)			
17-3 ①	せたがや版 RE100 への賛同登録に係る啓発件数 (累計)	2,380件 (令和3年9月現在)			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
17-3 ②	他自治体との連携による自治体産電力供給に係る啓発件数（累計）	1,710 件			
17-4 ①	特別保護区及び市民緑地等の活動ボランティア参加人数	—			
17-4 ②	緑化助成件数	74 件 （令和2年度実績）			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 （令和5年度末）
17-1	省エネポイントアクションで省エネに成功した区民の人数	302 人 （令和2年度実績）	
17-2	環境配慮型住宅リノベーション推進事業によるCO ₂ 削減量	10.7t-CO ₂ （令和3年6月中旬時点）	
17-3 ①	せたがや版 RE100 への賛同登録数（累計）	132 件	
17-3 ②	他自治体との連携による区内への自治体産電力供給件数（累計）	100 件	
17-4 ①	ボランティア参加者で理解・関心が高まった人数	—	
17-4 ②	緑化助成による緑化面積（単年度実績）	599 m ² （令和2年度実績）	

**施策
18**

循環型社会形成に向けた 3R の取組みの推進



目指す姿

発生抑制と再使用を中心に再生利用も含めた 3R について、区民・事業者の意識醸成・行動促進を図り、ごみ減量と資源化の取組みを進め、環境に配慮した持続可能な社会の実現、SDG s の目標達成を目指します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
18-1	食品廃棄物（生ごみ）削減の推進（食品ロスの削減）	家庭から排出される可燃ごみの約 3 割を占める生ごみについて、特に食品ロスの削減を進めることにより減量を図ります。なお、削減にあたっては、発生抑制を第一として取り組み、それでもなお発生するものについて再使用や再生利用を促進します。また、食品ロスを含む生ごみの減量化は、一般廃棄物処理基本計画で取り組むごみ減量にも直接つながる取り組みであり、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減に対する意識・行動の変化を促すことにより、廃棄物全体の削減にもつなげ、環境に配慮した持続可能な社会の実現を目指します。			
18-2	廃棄物削減に向けたリユース（再使用）・リサイクルの推進	ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動促進に加え、粗大ごみのリユースの拡充などの調査検討や試行等を行います。また、家庭からの廃棄物の資源化を推進します。			
18-3	事業者主体の 3R 活動の促進	再利用計画書の作成義務がある大規模事業所などが自主的に廃棄物の削減に取り組めるよう、事業者の取組み事例に関する情報収集及び好事例の紹介などの環境づくりを支援します。			
事業費見込み		令和 4 年度		令和 5 年度	

所管部：清掃・リサイクル部

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和 4 年度	令和 5 年度	総量
18-1	家庭系食品廃棄物(生ごみ)削減量	—			
18-2 ①	資源回収量	47,828 t (令和 2 年度実績)			
18-2 ②	資源回収品目数	19 品目 (令和 3 年 9 月時点)			

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
18-3 ①	廃棄物管理責任者講習会 やごみ減量セミナーへの参加 者数	224人 (令和2年 度実績)			
18-3 ②	エコフレンドリーショップ新規 登録店舗数	6店舗 (令和3年9 月時点)			

■ 成果指標

事業番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
18-1	家庭系食品ロス排出量(5年平均)	10,165 t (令和元年度実績)	
18-2	区民1人1日あたりのごみ排出量	550 g/人・日 (令和2年度実績)	
18-3	事業系ごみ排出量	47,005 t ※ (令和元年度実績)	

※令和2年度の事業系ごみ排出量は、新型コロナウイルスの影響による倒産や営業自粛、テレワークによるオフィス系紙ごみの減少により、39,327tと飛躍的に減少したことから、令和元年度実績を掲載した。

**施策
19**

魅力ある街づくり



目指す姿

地区特性に応じた街づくりから、魅力ある都市づくりを推進します。

■ 施策を構成する事業

事業番号	事業名	事業の方向性			
19-1	地区街づくりの推進	地区特性に応じた街づくりを推進するため、地区住民等とともに地区計画、地区街づくり計画の策定、変更及び実現に向けた取組みを行います。			
19-2	市街地開発事業等の促進	「（仮称）三茶のミライ（三軒茶屋駅周辺まちづくり基本計画）令和3年度策定予定」で示す9つの未来像実現に向けて、多様な主体と連携した取組みを推進することにより、まちづくりの気運と熟度を高め、推進体制構築に取り組みます。また、三軒茶屋駅周辺地区（三軒茶屋二丁目）におけるまちづくりの気運を醸成するなど、準備組合を支援し、市街地再開発事業を促進します。			
19-3	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	下北沢駅前交通広場、緑地・小広場や防災施設、通路等の公共施設を一体的に整備し、駅周辺街づくりを推進します。			
事業費見込み		令和4年度		令和5年度	

所管部：都市整備政策部、総合支所

■ 実現に向けた取組み（行動量）

事業番号	取組み	現況値	令和4年度	令和5年度	総量
19-1	地区計画等策定検討地区数	11地区 (令和2年度)			
19-2 ①	社会実験等の参加人数	—			
19-2 ②	市街地再開発事業に向けた活動団体の身近な地域活動の参加人数	—			
19-3 ①	北沢デザイン会議及び下北沢駅前広場整備における意見交換会等の回数	—			
19-3 ②	下北沢駅前交通広場の各施設の整備延長や面積	—			

■ 成果指標

事業 番号	指標	現況値	目標値 (令和5年度末)
19-1	地区計画等策定・変更実施地区数	1 地区 (令和2年度実績)	
19-1	用途地域変更実施地区数	—	
19-2 ①	社会実験等参加後のまちづくり会議への登録数	191 人	
19-2 ②	市街地再開発事業に向けた身近な地域活動への参加者で理解・関心が高まった割合	—	
19-3 ①	北沢デザイン会議及び下北沢駅前広場整備における意見交換会等の参加人数	—	
19-3 ②	下北沢駅前交通広場の各施設整備の割合	—	

4 分野別計画における主な取組み

各分野別計画に位置づけられているものは、4つの政策の柱に基づく施策には原則として位置づけていません。つながるプランにおいては、参考として、各分野別計画における主な取組みの概要を一覧としてまとめ、掲載していきます。

※案で掲載する予定です。

5 事業費一覧

4つの政策の柱に基づく施策にかかる事業費を示していきます。

※案で掲載する予定です。

第4章 DXの推進

- 1 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- 2 Re・Design SETAGAYA へのステップ(2年間の取組み)
- 3 実現に向けた取組み

Re・Design SETAGAYA

DX(デジタル・トランスフォーメーション)とは、デジタル技術の導入や活用をきっかけに、「変革」し続けていくこと。

コロナ禍において、様々な分野で導入が加速したデジタル技術は、人々の日々の生活に必要不可欠なものとなり、社会全体を変えています。

それは地方自治体も例外ではありません。先行して変化している人々の生活に、地方自治体が追いつかないといけません。

リ・デザイン セタガヤ

世田谷区はDX推進のコンセプトを「Re・Design SETAGAYA」と決めました。

ICTの浸透により区民生活があらゆる面でより良い方向に変化する、

Re・Design SETAGAYAの目指す方向をイメージしながら、区民の視点に立った取組みを進めます。

1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（1）デジタル社会の実現に向けて

新型コロナウイルス対応において明らかとなった、行政システムのデジタル化の遅れへの迅速な対処とともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等についてデジタル技術を用いて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）が求められています。

国においては、社会のデジタル化を強力に推進するため、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月25日閣議決定）を定め、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方など、目指すべきデジタル社会へのビジョンが示されました。

基本方針等を踏まえ、デジタル庁創設や地方公共団体の情報システムの標準化などを定めた、デジタル改革関連法が令和3年5月に成立しました。

デジタル改革関連法のもと、令和3年9月に発足した「デジタル庁」が、デジタル社会形成の司令塔として、官民の施策や取組みを推進することになります。

（2）世田谷区DX推進方針（～Re・Design SETAGAYA～）

このような中、世田谷区におけるDX推進の方向性を示すため、令和3年3月に「世田谷区DX推進方針 Ver.1」（以下「推進方針」という。）を策定しました。変わりゆく社会情勢や行政ニーズに柔軟に対応するため、デジタルデバイドの課題も踏まえたうえで、デジタル技術を導入することによる「変革」にこれまで以上に重点を置き、3つの方針「行政サービスのRe・Design」「参加と協働のRe・Design」「区役所のRe・Design」を立てました。これらの方針のもと、具体的な取組みについて、即着手できるものからスモールスタートし、トライアンドエラーによる改善を進めています。

方針1	方針2	方針3
行政サービス のRe・Design 	参加と協働 のRe・Design 	区役所 のRe・Design 
【区民の視点からの変革】 区民の視点や困りごとに立ち寄り、行政サービスを再構築していく。区民は、デジタル化によって、時間や場所を選ばず、必要な情報を得たり問合せや手続きができる。 すべての区民にとって、行政サービスの選択と利用のハードルを下げ、快適なサービス利用をデザインしていく。	【多様化の推進】 区民や地域団体、事業者、行政などが、それぞれコミュニケーションをとり、地域活動に参加する機会を、デジタル化の推進により多様化する。 民間企業やNPOなどは、地域の課題解決のための活動をする上で、電子申請やオープンデータ、行政の協力体制から、世田谷区での活動を選択する。	【役割のシフト】 デジタル技術やデータを活用した業務改善により資源を生み出し、対人・相談業務や企画立案などにより注力するなど、業務を再構築する。 BCP対策やワークスタイル改革として、職員が社会情勢やライフステージの変化にも対応し、業務の維持・向上ができる強固な基盤を構築する。

(3) 変革 (Re・Design) への基盤づくり

D Xは、単に行政手続き等のデジタル化を目的とするのではなく、区民や事業者の視点から、デジタル技術やデータを活用して行政システムを根本から変革し、ICTの浸透により区民生活があらゆる面で良い方向に変化する、誰一人取り残さない、人にやさしい地域社会の実現を目指していくものです。

こうしたデジタル社会の実現に向けて、必要な基盤の整備や普及に区を挙げて取組みを進めていきます。

2 Re・Design SETAGAYA へのステップ (2年間の取組み)

(1) 行政サービスの Re・Design の取組み

すべての区民が対面・非対面を問わずサービスを選択できる環境を整え、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供をデザインしていきます。



オンライン
手続き

01 オンライン手続き

離れた場所から好きな時に電子申請や電子データによる手続きができる。



キャッシュレス

04 キャッシュレス

現金以外にも様々な方法で支払いが可能になる。



オンライン
相談

02 オンライン相談

離れた場所からでも職員と顔を合わせて、相談が可能になる。



セグメント
受信

05 セグメント受信

自分にとって必要な情報をすぐに知ることができる。



24h
チャット
相談・案内

03 チャット相談・案内

曜日・時間帯を問わず、24時間いつでも問合せ可能になる。



デジタルデバ
イド
解消

06 デジタルデバインド解消

ICT機器の利活用による情報格差を生まない。

(2) 参加と協働の Re・Design の取組み

デジタル技術の活用により多様な参加と協働をデザインしていきます。



気軽な
区民参加

01 気軽な区民参加

いつでも、どこでも、誰でも区政に意見が言える。



コミュニケーション
の多様化

03 コミュニケーションの多様化

区民や地域団体、事業者、行政などがそれぞれコミュニケーションをとれるようになる。



ニーズ
の見える化

02 ニーズの見える化

ニーズの見える化によってEBPMの取組みや事業者提案型の地域課題解決を促す。



マッチング
による協働

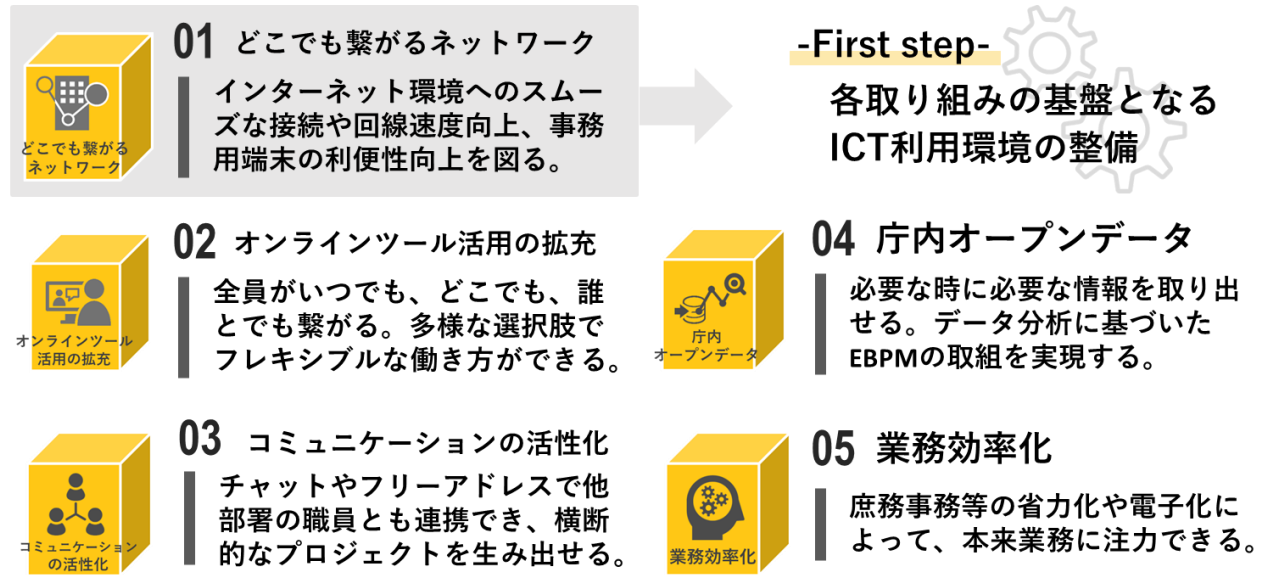
04 マッチングによる協働

マッチングにより地域活動に参加する機会を多様化する。

*EBPM : Evidence-based Policy Making 事実 (エビデンス) に基づく政策立案

(3) 区役所の Re・Design の取組み

職員の能力をフルに発揮できる ICT 環境の整備を進め、区民の視点に立ったサービスの向上に繋がります。



(4) Re・Design を支える人材の確保・育成

研修をはじめ、職務の中で小さなDX体験を積み重ねながら、意識改革に重点を置き、区のDXについて、主体的に取り組めるマインドを持った職員を育成します。



3 実現に向けた取組み

Re・Design SETAGAYA へのステップ（2年間の取組み）を着実に実現するため、以下の項目に取り組みます。

取組み項目	取組み内容	DX 推進方針との対応	頁
勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組み	全職員が働きやすい環境を整えるため、より一層のワーク・ライフ・バランス推進策を行ってまいります。	区役所の Re・Design	98
ワークスタイル改革に関する取組み	行政事務の効率化の基盤となる庁内ネットワークの環境整備を進めるとともに、業務改善の実施により効率的な行政運営を推進します。	区役所の Re・Design	98
次期情報化基盤の整備	D Xを推進し、職員の業務効率や生産性の向上を下支えする情報化基盤を整備します。	区役所の Re・Design	99
各種端末の配備及び庁舎内無線 LAN 等のネットワーク環境の整備	業務に合わせて働く場所を選択できる働きやすい I C T 環境を整備するため、事務用端末の仕様を見直し、庁舎内無線 LAN 等のネットワーク環境の整備を図ります。	区役所の Re・Design	99
クラウドサービスを円滑に活用できる環境の整備	クラウドサービスやコミュニケーションツールの利活用を推進するため、事務用環境からセキュアに利用できるネットワークを構築します。	区役所の Re・Design	99
情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直し	情報化基盤の安定運用のための、情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直しを実施します。	区役所の Re・Design	99
ペーパーレス化の実現に向けた取組み	各業務フローにおける課題を整理し、最も適切な業務手法を検討します。他自治体における成功事例の研究やデジタル技術の活用などを通じ、ペーパーレス化の実現に向けた取組みを進めます。	区役所の Re・Design	100
執行体制の整備	新たな地域行政の展開に向けた対応も見据え、多様な政策課題に機動的かつ柔軟に対応できるよう、D Xの視点を取り入れ、新たな発想をもって効果的・効率的に業務が遂行できる機能的な組織体制を整備します。	区役所の Re・Design	104
定員適正化の推進	D Xの推進による業務効率化を含めた事務事業の見直しを進めるとともに、重点政策や緊急課題については必要な人材を弾力的に投入するなど、会計年度任用職員を含めた適正かつメリハリのある職員定数管理を推進します。	区役所の Re・Design	104
職員の給与・福利厚生事務の手法の見直しに向けた検討	それぞれの業務内容を整理・分析して、その性質に応じて、アウトソーシング（民間委託等）、実施方法の変更（窓口の廃止、電子化等）等、業務の効率化に向けた検討を行ってまいります。	区役所の Re・Design	109
業務改善の実施	各所属の業務改善の取組みを伴走型で支援し、業務プロセス分析、O C R・R P Aなどの活用により業務効率化を図ります。	区役所の Re・Design	111

取組み項目	取組み内容	DX 推進方針との対応	頁
滞納整理の強化	公法上の債権については、効率的な督促・催告の実施、D X の観点から I C T 技術を活用したより効率的な財産調査、差押等の滞納整理の強化を図ります。私法上の債権については、司法的手段を講じることも含めてその履行確保に努めます。	区役所の Re・Design	123
収納事務の改善	D X の観点から I C T 技術を活用した口座振替の利用促進を図り、期限内納付による収納率向上に努めます。	区役所の Re・Design	123
D X 推進による行政サービスや参加と協働の変革	D X 推進による手続や相談、区民参加を推進するデジタル環境の整備・活用を進めます。	行政サービスの Re・Design ／ 参加と協働の Re・Design	91
S N S 利用の拡大	世田谷区 D X 推進方針に沿った区民視点によるセグメント配信等、S N S での情報発信のあり方を検討・拡充します。	行政サービスの Re・Design ／ 参加と協働の Re・Design	95
くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、総合支所等の窓口業務のあり方の検討	D X 推進による手続きや相談、区民参加のデジタル環境の整備・活用を進めます。	行政サービスの Re・Design ／ 参加と協働の Re・Design	101
区の刊行物・デジタルサインージ等を活用した広告事業の推進	新たに区刊行物への広告掲載を導入するなど、広告事業の拡充を図ります。また、庁舎内広告付き映像モニター協定の更新により、税外収入確保を図ります。	行政サービスの Re・Design ／ 参加と協働の Re・Design	118
区のおしらせ「せたがや」の充実	記事構成を工夫し、限られた中でも「区民に関心をもって読んでもらえる」紙面をめざします。スマートフォン・タブレット端末用アプリの活用拡大、新聞折込以外の配布手法の拡大を図ります。	行政サービスの Re・Design	95
区ホームページのリニューアルに向けた検討	世田谷区 D X 推進方針に沿った区民視点の行政サービス拡充に繋がるよう関係所管と連携し、令和 6 年度のリニューアルに向けてホームページ構築の検討を進めます。	行政サービスの Re・Design	95
マイナンバー制度の活用による区民サービス向上、業務の効率化	「自治体 D X 推進計画」及び「世田谷区 D X 推進方針」を踏まえ、マイナンバーカードを用いたマイナポータルからのオンライン手続の導入を進め、デジタル化による利便性の向上を推進します。	行政サービスの Re・Design	101
デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上	「世田谷区 D X 推進方針」に基づき、デジタル技術を活用して、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供を進めます。	行政サービスの Re・Design	110

取組み項目	取組み内容	DX 推進方針 との対応	頁
問い合わせへの迅速かつ適切に対応できる体制の整備	区民がいつでもどこでも問い合わせできるよう、AI チャットボットの導入及び利用を推進します。	行政サービスの Re・Design	115
電子申請の推進	世田谷区DX推進方針を踏まえ、子育て世代の利便性向上を目的に、保育関連手続きの電子申請の検討・導入及び電子申請サービスの利用を推進します。	行政サービスの Re・Design	115

第5章 行政経営改革の取組み

- 1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み
- 2 外郭団体の見直し
- 3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み
- 4 行政経営改革効果額

1 行政経営改革 10 の視点に基づく取組み

行政経営改革の 10 の視点

自治の推進と独自性のある自治体経営の確立に向け、また、コロナ禍等によるさらなる行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえた持続可能な行財政運営を行うため、行政経営改革の取組みを継続して行う必要があります。

コロナ禍による人々の生活様式の変化や、ICT技術の飛躍的な進展など、社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるとともに、施策事業の見直しにあたっては、公正性・公平性や、成果に基づく評価の観点とともに、低所得者等への配慮の観点を踏まえ、区民の視点に立った改革を着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

これらの考え方を踏まえ、以下の3つの基本方針と10の視点により、行政経営改革の取組みを着実に進めます。

➤ 基本方針 1 区民に信頼される行政経営改革の推進

視点1	自治体改革の推進
都区制度改革を始め、自治権拡充や地方分権に向けた取組みを進め、自主財源の拡充にも取り組み、自立した自治体を目指します。また、自治体や大学との連携により、広域的な課題の解決や地域社会の持続的な発展に取り組みます。	
視点2	自治の推進と情報公開、区民参加の促進
住民自治を持続可能なものとするため、区民主体のまちづくりを推進していきます。また、デジタル技術も活用し、適正な文書管理と個人情報保護のもと、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。	
視点3	世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進
世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、コロナ禍を経た新たな時代の変化を敏感に捉え、区政課題に的確に応えるために、本格化する新庁舎整備後も見据え、庁内のワークスタイルや業務手法等の改革を進めます。	
視点4	執行体制の整備
区政の課題に確実かつ効果的に応えられる簡素で柔軟な組織体制を整備するとともに、職員定数の適正化を行います。職員が共に育ち合い、育てる職場風土の醸成に取り組み、経営感覚を持ち、区民との協働を進める職員を育成します。	

➤ **基本方針 2 持続可能で強固な財政基盤の確立**

視点5	施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し
P D C Aサイクルにより施策の進行管理を適切に行い、現在の社会情勢や区民ニーズを踏まえた施策事業を行う意義（必要性）や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか（有効性）等々を評価します。施策の優先度や成果の達成状況、費用対効果等を検証し、施策の課題や見直すべき点を明らかにするとともに、施策のプロセスにおける成功要因や工夫を照らし出し、中長期的な施策の改善に活かします。	
視点6	民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減
民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上、業務の効率化やコストの縮減が図れる場合には、行政の責任を明確にし、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に進めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。	
視点7	施策事業の効率化と質の向上
政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスをめざした改善を行います。デジタル技術を活用した業務の標準化や効率化、事業手法の見直しや整理統合などを進め、より高度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。	
視点8	区民負担等の適切な見直し
施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、経費抑制策や事務改善等に取り組むとともに、区民負担等の適切な見直しを図ります。	

➤ **基本方針 3 資産等の有効活用による経営改善**

視点9	公有財産等の有効活用
区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図ります。	
視点10	税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上
持続可能で強固な財政基盤を構築するため、効率的な公金運用、広告事業やネーミングライツ、区有地等の活用による多様な税外収入の確保を推進します。また、適正な債権管理と納付方法の多様化等による収納率の向上を図ります。	

取組み一覧

コロナ禍により表面化した新たな行政課題への対応やDXの推進等を踏まえ、行政経営改革の10の視点に基づき、以下の各取組みを位置づけました。

基本方針	視点	取組み名	頁
区民に信頼される行政経営改革の推進	1 自治体改革の推進	1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革	88
		1-2 自治体間連携等の推進（総合戦略）	89
	2 自治の推進と情報公開、区民参加の促進	DX 2-1 地域行政の推進【再掲】	91
		2-2 公文書の適正な管理・活用の推進	92
		2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し	93
		2-4 情報公開の推進	94
		DX 2-5 広報機能の充実	95
		2-6 広聴機能の充実	96
		2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進	97
	3 世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進	DX 3-1 勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革	98
		DX 3-2 DX推進を支える情報化基盤の強化	99
		DX 3-3 保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み	100
		DX 3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み	101
		3-5 災害対策本部機能の充実	102
		3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減	103
	4 執行体制の整備	DX 4-1 執行体制の整備と人材育成	104
持続可能で強固な財政基盤の確立	5 施策事業の必要性、有効性、優先度の視点やプロセス評価による見直し	5-1 行政評価の活用による事業の検証	105
		5-2 効果的な新公会計制度の運用	106
	6 民間活用や官民連携によるサービスの向上とコスト縮減	6-1 官民連携の取組み	107
		6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進	108
		DX 6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し	109
	7 施策事業の効率化と質の向上	DX 7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上	110
		DX 7-2 時代にあった業務改善の取組み	111
		7-3 補助金の見直し	112

基本方針	視点	取組み名	頁
	7 施策事業の効率化と質の向上	7-4 庁有車の統廃合	113
		7-5 区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）	114
		DX 7-6 保育園入園申請手続きの効率化	115
	8 区民負担等の適切な見直し	8-1 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	116
資産等の有効活用による経営改善	9 公有財産等の有効活用	9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却	117
	10 税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上	DX 10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進	118
		10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保	119
		10-3 区有地を活用した税外収入の確保	120
		10-4 公園を活用した税外収入の確保	121
		10-5 安全かつ効率的な公金運用	122
		DX 10-6 債権管理重点プランに基づく取組み	123

※ **DX** …デジタル技術を活用する（検討を含む）取組み項目

1-1 自治権拡充、都区制度改革、地方分権改革

取組みの狙い

地方分権の時代にふさわしい持続可能で自立した真の基礎自治体を目指し、さらなる自治権拡充に関する検討を進めます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
自治権拡充・都区制度改革に向けた取組み	都区制度改革や拡充すべき権限など世田谷区がめざす自治体のあり方について、さらなる検討を進めます。
地方分権改革に向けた取組み (提案募集方式活用活性化)	提案募集方式を活用し、権限拡充に向けた提案を行います。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
自治権拡充・都区制度改革に向けた取組み	都区制度改革や拡充すべき権限の検討		
地方分権改革に向けた取組み (提案募集方式活用活性化)	提案募集方式を活用した国への提案		
—	効果額 (千円)		
	累計額 (千円)		

所管部：政策経営部、各部

1-2 自治体間連携等の推進（総合戦略）

取組みの狙い

他自治体との連携・交流を強め、広域的な課題解決に寄与することで、共存共栄を目指します。また、大学の持つ専門性や地域資源を活かし、地域社会の持続的な発展に資するため、区内大学等との一層の連携・協働を推進します。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
自治体との「ひと」や「もの」の交流	縁組協定を結ぶ群馬県川場村をはじめ、交流自治体、近隣自治体との相互理解と親善のもと、「ひと」や「もの」の交流を深めていきます。
自治体間連携フォーラムの開催	自治体間連携・交流のあり方や、広域での課題解決に向けて、交流自治体の首長との情報共有・意見交換の場として、自治体間連携フォーラムを開催します。
（再掲）他自治体との連携による区内への自治体産電力供給	自治体間連携に伴う区内への電力供給（区民・事業者）の仕組みづくりを行い、区内での利用を促進します。
災害時協力協定締結自治体との連携（意見交換会の実施）	情報交換や実災害における支援・受援の事例を参考にしながら意見交換を行い、相互の協力関係を構築します。
大学との包括協定の締結	区と大学がそれぞれの持つ資源や特色を活かし相互に連携・協力することで、様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展に資することを目的に包括協定を締結します。
大学学長と区長との懇談会の実施	各大学の持つ専門性や地域資源を活かしながら、各大学と相互に連携・協力するネットワークを強化するため、大学学長と区長との懇談会を実施します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
自治体との「ひと」や「もの」の交流	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページで交流自治体の物産販売サイト紹介(21自治体) せたがやふるさとオンライン区民まつりでの交流自治体のオンラインインタビュー実施(10自治体) 世田谷 246 オンラインハーフマラソン市民ランナー招待(6自治体) 	/	/

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
自治体間連携フォーラムの開催	1回/年		
(再掲) 他自治体との連携による区内への自治体産電力供給	累計 100 件		
災害時協力協定締結自治体との連携（意見交換会の実施）	1回/年		
大学との包括協定の締結	累計 10 大学		
大学学長と区長との懇談会の実施	1回/年		
—	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：交流推進担当部、危機管理部、生活文化政策部、環境政策部

2-1 地域行政の推進【再掲】

取組みの狙い

(仮称)世田谷区地域行政の推進に関する条例を制定し、区政運営の基盤とする地域行政制度の推進について必要な事項を定め、この条例に基づく実践的な地域行政改革のプログラムを推進計画として策定し、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区を重視したまちづくりの強化を図り、区民自治の充実と地域社会の発展に寄与します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
まちづくりセンターの機能の充実	まちづくりセンターの機能の充実・強化を実施するために必要な体制の強化や環境整備を図ります。
総合支所の機能の充実	総合支所の機能について、行政サービスの専門性やまちづくりセンターの支援、区民参加の機会づくり等の充実を図ります。
D X 推進による行政サービスや参加と協働の変革 DX	D X 推進による手続や相談、区民参加を推進するデジタル環境の整備・活用を進めます。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
まちづくりセンターの機能の充実	まちづくりコーディネート機能の促進にかかる検討		
総合支所の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地性を踏まえた行政サービスの専門性の充実・強化にかかる検討 ・ まちづくりセンターの専門的な支援にかかる検討 		
D X 推進による行政サービスや参加と協働の変革 DX	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりセンターのオンライン環境整備・活用の検討 ・ 行政サービス提供促進にかかる検討 		
—	効果額 (千円)		
—	累計額 (千円)		

所管部：地域行政部、総合支所

2-2 公文書の適正な管理・活用の推進

取組みの狙い

区政に関する重要な事項が記載された公文書を重要公文書と位置づけ、保存期間満了後も永久保存する特定重要公文書の保存体制の検討・整備等を進めるとともに、広く区民の利用に供します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
特定重要公文書の目録作成及び公開	特定重要公文書の保存及び利用のため目録を作成し、区ホームページで公開します。
特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法の検討及び管理	特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法を検討し、検討内容を踏まえ適切な管理を行います。
区民等からの特定重要公文書の利用請求への対応	公開した目録に基づく特定重要公文書の利用請求について、適切に対応します。また、利用請求により公開した文書については、後日、区ホームページに掲載し広く区民の閲覧に供するなど、さらなる活用方法を検討します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
特定重要公文書の目録作成及び公開	特定重要公文書の移管受入れ及び目録作成の検討・準備		
特定重要公文書の適切な保存環境及び保存方法の検討及び管理	特定重要公文書の保存環境の検討		
区民等からの特定重要公文書の利用請求への対応	利用請求対応の検討		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：総務部

2-3 情報公開・個人情報保護制度の見直し

取組みの狙い

個人情報保護法改正に伴い、区の個人情報保護制度及び情報公開制度の取扱いについて、情報公開・個人情報保護審議会等の意見を聴きながら、個人情報保護条例等の見直しについて検討を進めます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
情報公開・個人情報保護審議会の意見聴取、パブリックコメントの実施ほか区民等への周知	情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の小委員会を開催し、審議会から答申を得て、見直しを進めます。 パブリックコメントを実施するとともに、制度の変更について区民等へ広報紙、ホームページ等を通じて周知します。
個人情報保護条例をはじめとした関連する規定の適切な改正	国からのガイドライン等及び審議会からの答申を踏まえ、個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）のほか関連する規定について、適切に改正を行います。
新制度について研修等を通じた全職員への周知徹底	職員向け説明会及び研修等を行い、新制度の内容及び運用について周知徹底を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
情報公開・個人情報保護審議会の意見聴取、パブリックコメントの実施ほか区民等への周知	審議会に個人情報保護法改正の概要等にかかる情報提供		
個人情報保護条例をはじめとした関連する規定の適切な改正	保護条例ほか関連規定の改正検討		
新制度について研修等を通じた全職員への周知徹底	職員研修等計画の策定		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：総務部

2-4 情報公開の推進

取組みの狙い

区民の区政の理解と参加を促進するとともに、職員の意識向上によるワイズ・スペンディング（賢い支出）を図るため、公金の支払いに関する情報を公開します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
公金支払に関する情報の公開	公金の支払いに関する情報（件名や金額等）を、令和4年度から区ホームページで公開します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
公金支払に関する情報の公開	未実施		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：会計室

2-5 広報機能の充実

取組みの狙い

区のおしらせ「せたがや」の魅力ある紙面の検討や、デジタルツール等も活用した情報発信の充実、区ホームページのリニューアルに向けた検討・準備等を実施します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区のおしらせ「せたがや」の充実 DX	記事構成を工夫し、限られた中でも「区民に関心をもって読んでもらえる」紙面をめざします。 スマートフォン・タブレット端末用アプリの活用拡大、新聞折込以外の配布手法の拡大を図ります。
S N S利用の拡大 DX	世田谷区DX推進方針に沿った区民視点によるセグメント配信等、S N Sでの情報発信のあり方を検討・拡充します。
区ホームページのリニューアルに向けた検討 DX	世田谷区DX推進方針に沿った区民視点の行政サービス拡充に繋がるよう関係所管と連携し、令和6年度のリニューアルに向けてホームページ構築の検討を進めます。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区のおしらせ「せたがや」の充実 DX	・記事構成を工夫した紙面での発行 ・アプリの活用、戸別配付やコンビニ配布等の実施		
S N S利用の拡大 DX	L I N Eセグメント配信の検討・運用開始、 Twitterの配信状況及び閲覧実績の確認・分析		
区ホームページのリニューアルに向けた検討 DX	現ホームページユーザー調査の実施（区民・職員）		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：政策経営部、各部

2-6 広聴機能の充実

取組みの狙い

無作為抽出による区民意見募集や区政モニターを活用し、区民の意見や要望を広く集めるとともに、より多くの区民が区政に意見を出しやすい環境づくりに取り組みます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区民意見募集制度の見直し	区民意見募集への無作為抽出や区政モニターの活用を行うとともに、SNSを活用した新たな周知方法を実施し、検証します。
区民の声システムの見直し	『区長へのメール』の利便性の向上に向け、区のホームページの次期リニューアルに合わせた入力フォームの改善を検討します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区民意見募集制度の見直し	無作為抽出、区政モニターの活用		
区民の声システムの見直し	『区長へのメール』入力フォームの改善 (令和元年度実施)		
—	効果額 (千円)		
	累計額 (千円)		

所管部：政策経営部

2-7 寄附文化の醸成とふるさと納税対策の推進

取組みの狙い

寄附文化の醸成に向け、オンライン受付や多様な決済手段等の寄附しやすい環境整備、クラウドファンディングの手法を活用した取組みに対する寄附募集を行うとともに、ふるさと納税制度の是正に向けて取り組みます。

■取組み内容

取組み項目	取組み内容
寄附制度への理解促進と寄附しやすい環境整備	区民の参加と協働による支えあいの輪が広がる地域社会を目指し、寄附の活用等への理解を深める取組みを進めるとともに、寄附しやすい環境を整備し、内外からの区政参加を促します。
魅力ある記念品の設定等区の施策を応援してもらうためのPRの実施	区取組みや魅力を体験できる機会の創出や寄附金の使い道を明確に報告することにより、区への寄附を促進します。
クラウドファンディングの活用	寄附の目的や用途、事業の必要性を明確にPRし、寄附に繋がります。
制度見直しに向けた取組み	機会を捉えて国に対し制度是正を訴えるとともに、制度の不備を広く周知していきます。

■年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
寄附制度への理解促進と寄附しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 区ホームページ、ポータルサイトの内容充実 区の広報媒体を活用した啓発 		
魅力ある記念品の設定等区の施策を応援してもらうためのPRの実施	<ul style="list-style-type: none"> 寄附実績報告の発行 体験型記念品(世田谷美術館・文学館共通チケット等)の検討 		
クラウドファンディングの活用	<ul style="list-style-type: none"> 羽根木プレーパークリーダーハウス再整備 医療的ケア児の笑顔を支える基金の重点的PR 		
制度見直しに向けた取組み	特別区長会等を通じた制度是正の訴えと広報活動		
歳入増	効果額(千円)		
	累計額(千円)		

所管部：政策経営部、総務部、各部

3-1

勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進、ワークスタイル改革

取組みの狙い

柔軟な働き方を実現することにより、誰もが働きやすい職場環境の整備を進め、区政を担う優秀な人材の確保・定着・育成に繋げていきます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組み DX	全職員が働きやすい環境を整えるため、より一層のワーク・ライフ・バランス推進策を行っていきます。
ワークスタイル改革に関する取組み DX	行政事務の効率化の基盤となる庁内ネットワークの環境整備を進めるとともに、業務改善の実施により効率的な行政運営を推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
勤務時間の適正管理及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組み DX	<ul style="list-style-type: none"> 「新たな超過勤務ルール」の実効性を確保するための取組みの実施 「世田谷区役所版両立支援ハンドブック」の発行等の職員のワーク・ライフ・バランス推進のための取組みの実施（男性職員の育児休業取得率 40%） 	/	/
ワークスタイル改革に関する取組み DX	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎等整備を契機とした機能的・効率的で柔軟性の高い執務空間の検討 モバイル端末 720 台 庁舎内無線 LAN 環境整備 6 箇所 業務改善の実施 8 業務 	/	/
—	効果額（千円）	/	/
—	累計額（千円）	/	/

所管部：総務部、政策経営部、庁舎整備担当部

3-2 DX 推進を支える情報化基盤の強化

取組みの狙い

情報セキュリティポリシーガイドラインの見直しに対応した、次期情報化基盤の整備を行うとともに、働き方改革やDX推進を支える情報化基盤等の強化を目指します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
次期情報化基盤の整備 DX	DXを推進し、職員の業務効率や生産性の向上を下支えする情報化基盤を整備します。
各種端末の配備及び庁舎内無線LAN等のネットワーク環境の整備 DX	業務に合わせて働く場所を選択できる働きやすいICT環境を整備するため、事務用端末の仕様を見直し、庁舎内無線LAN等のネットワーク環境の整備を図ります。
クラウドサービスを円滑に活用できる環境の整備 DX	クラウドサービスやコミュニケーションツールの利活用を推進するため、事務用環境からセキュアに利用できるネットワークを構築します。
情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直し DX	情報化基盤の安定運用のための、情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直しを実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
次期情報化基盤の整備 DX	次期情報化基盤の検討・移行設計		
各種端末の配備及び庁舎内無線LAN等のネットワーク環境の整備 DX	モバイル端末 720台 庁舎内無線LAN環境整備 6箇所		
クラウドサービスを円滑に活用できる環境の整備 DX	オンライン会議サービスの利用環境整備		
情報セキュリティに関するシステム対策及びセキュリティポリシーの継続的な見直し DX	改善に向けた現状調査および課題整理		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：政策経営部、デジタル改革担当部

3-3 保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み

取組みの狙い

各種申請・届出や健診・検診、事業の普及啓発のチラシなど膨大な書類の処理や作成に要する、事務量や人員のコスト削減に向けた業務改善を検討し、ペーパーレス化の実現に向けた取組みを進め、区民サービスの利便性向上を図ります。また、ペーパーレス化の実現に向けた研究・検討のプロセスを通じて、業務改善・業務効率化を推進していく組織風土を醸成します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
ペーパーレス化の実現に向けた取組み DX	各業務フローにおける課題を整理し、最も適切な業務手法を検討します。他自治体における成功事例の研究やデジタル技術の活用などを通じ、ペーパーレス化の実現に向けた取組みを進めます。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
ペーパーレス化の実現に向けた取組み DX	紙文書業務の把握	/	/
—	効果額（千円）	/	/
—	累計額（千円）	/	/

所管部：世田谷保健所

3-4 機能的な窓口の実現に向けた取組み

取組みの狙い

機能的な窓口の実現に向けて、集中入力センターの効率的な運営やマイナンバー制度の活用による区民サービス向上・業務の効率化に取り組むとともに、DXの推進により、新庁舎整備も見据え、来庁を不要とする総合支所やまちづくりセンターの行政手続きや相談業務等、窓口業務の見直しを検討します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
集中入力センターの効率的な運営	窓口支援の効率的な運営を継続するため、住民異動届・戸籍通知受け付けに係る嘱託員の入力作業のスキルアップを図ります。 処理件数が増加する繁忙期は、窓口混雑緩和・待ち時間短縮のための体制を強化し、窓口業務の効率化を実施します。
マイナンバー制度の活用による区民サービス向上、業務の効率化 DX	「自治体DX推進計画」及び「世田谷区DX推進方針」を踏まえ、マイナンバーカードを用いたマイナポータルからのオンライン手続の導入を進め、デジタル化による利便性の向上を推進します。
くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、総合支所等の窓口業務のあり方の検討 DX	DX推進による手続きや相談、区民参加のデジタル環境の整備・活用を進めます。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
集中入力センターの効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> 届出入力支援体制による継続的な窓口の待ち時間短縮 届出入力支援体制強化による繁忙期の窓口混雑緩和 	/	/
マイナンバー制度の活用による区民サービス向上、業務の効率化 DX	マイナポータル（ぴったりサービス）からの電子申請データのオンライン取込みの仕組み構築（26事業）の検討	/	/
くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、総合支所等の窓口業務のあり方の検討 DX	まちづくりセンターのオンライン環境の整備・活用検討	/	/
—	効果額（千円）	/	/
	累計額（千円）	/	/

所管部：地域行政部、総合支所、政策経営部、デジタル改革担当部

3-5 災害対策本部機能の充実

取組みの狙い

災害時に区民の生命や財産を守るための機能が十分に発揮されるよう災害対策本部機能の充実を図るため、新庁舎整備に合わせ、災害時における全庁を通じた情報共有・適切な情報発信が行える防災情報システムの導入などの設備・機能の検討を進めます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
防災情報システム導入へ向けた検討・設計及び構築	区として、一連の災害対応をより一層円滑かつ正確に行うことを目的として、情報収集・意思決定及び情報発信機能を一元的に管理・運用する総合的な防災情報システムを構築します。
システム運用に係る職員への研修の実施	システム運用開始にあたり、複数回の操作研修や、継続的に職員の熟練度を高める研修を実施します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
防災情報システム導入へ向けた検討・設計及び構築	防災情報システム導入に向けた機能等の検討 導入事業者選定に向けた準備・検討		
システム運用に係る職員への研修の実施	—		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：危機管理部

3-6 区施設等のエネルギー使用量の削減

取組みの狙い

職員による環境配慮行動を推進するとともに、新庁舎をはじめとする区施設の断熱性能の向上や高効率設備の導入などを進め、脱炭素社会の構築に向けた省エネルギーの促進とCO₂排出量の抑制を図り、環境負荷低減に努めます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
「E C Oステップせたがや」の推進	世田谷区環境マネジメントシステム「E C Oステップせたがや」の取組みを進め、区施設のエネルギー使用量を削減します。
街路灯L E D化	区内の街路灯のうちL E D化されていない街路灯をL E D化します。
公共施設高効率照明改修実施	予防保全を兼ねた中長期保全改修工事にあわせ、該当施設の電気設備の老朽化度を勘案しながら継続的に推進します。
E S C Oサービスの実施	千歳温水プールでのE S C Oサービスの導入を進めるとともに、これまで対象としていなかった、エネルギー使用量の少ない施設などでの新たな手法を検討します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
「E C Oステップせたがや」の推進	平成21年度比9.3%削減（令和2年度実績）		
街路灯L E D化	街路灯L E D化 大型水銀灯 240台／年 小型蛍光灯 856台／年		
公共施設高効率照明改修実施	150施設改修済（令和3年度末見込）		
E S C Oサービスの実施	6施設導入済		
削減額	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：環境政策部、施設営繕担当部、土木部

4-1 執行体制の整備と人材育成

取組みの狙い

複雑多様化かつ増大する行政需要に対応していくため、様々な課題に機動的に対応できる柔軟な組織づくりと、高度な専門知識や能力を持った職員や、民間や区民との連携、協働により公的サービスを生み出す、折衝力や調整力を持った職員の育成に取り組めます。また、DXの推進による業務効率化を含めた、全庁的な視点による適正かつメリハリのある職員定数管理を行うとともに、会計年度任用職員の任用数管理に取り組むなど、中長期的な定員適正化を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
執行体制の整備 DX	新たな地域行政の展開に向けた対応も見据え、多様な政策課題に機動的かつ柔軟に対応できるよう、DXの視点を取り入れ、新たな発想をもって効果的・効率的に業務が遂行できる機能的な組織体制を整備します。
定員適正化の推進 DX	DXの推進による業務効率化を含めた事務事業の見直しを進めるとともに、重点政策や緊急課題については必要な人材を弾力的に投入するなど、会計年度任用職員を含めた適正かつメリハリのある職員定数管理を推進します。
人材育成施策の推進	次代の区政課題に的確に対応できる組織・人づくりを組織全体で行うことのできる総合的・一体的な人材育成施策について、急速な時代の変化を踏まえた具体的な取組みを推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
執行体制の整備 DX	機動的かつ柔軟な組織体制の運営		
定員適正化の推進 DX	定員適正化の推進 (職員数：5,507名 令和3年4月1日時点)		
人材育成施策の推進	人材育成施策の推進		
—	効果額(千円)		
—	累計額(千円)		

所管部：総務部、政策経営部

5-1 行政評価の活用による事業の検証

取組みの狙い

新公会計制度を活用した行政評価の実施や、事業の必要性・有効性・公益性等の各視点からの評価やコスト分析等を踏まえた事務事業等の検証を行います。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
行政評価の実施	新公会計制度を活用したコスト分析やプロセス評価の手法を取り入れながら、PDCAサイクルの考えに基づいた行政評価を適切に実施します。
行政評価の活用による事務事業等の検証	課題を有する事務事業について、行政評価を活用した事業の検証・見直しを行います。
評価手法の改善	新公会計制度のさらなる運用も踏まえ、より効果的・効率的な行政評価の手法について検討し、改善を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
行政評価の実施	「新実施計画(後期)」 重点政策・新実施計画 事業の評価・公表 (6政策・54事業) 各部所管事務事業の対 象整理・評価の実施		
行政評価の活用による事務事業等の検証	事業の評価による検証		
評価手法の改善	—		
—	効果額(千円)		
—	累計額(千円)		

所管部：政策経営部

5-2 効果的な新公会計制度の運用

取組みの狙い

各財務諸表の作成・公表を実施していくとともに、財務情報を活用し経営感覚を持った行政運営、事業実施における成果志向、コスト意識の醸成など、職員の意識向上を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
財務諸表の作成・活用	各財務諸表を作成、公表し、各部や各事業のマネジメントへの活用を推進します。
職員の会計スキルの向上 ①職員研修の実施	財務諸表の理解を深め、分析、活用方法を体得するため、職員研修を実施します。
職員の会計スキルの向上 ②庁内報の発行	庁内報を発行し、職員のコスト意識、会計スキルの向上を図ります。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
財務諸表の作成・活用	会計別財務諸表、各会計合算財務諸表、事業別財務諸表の作成・公表		
職員の会計スキルの向上 ①職員研修の実施	・職員向け実務研修の実施(年1回・100名) ・管理職向け分析・活用研修の実施(年1回・200名)		
職員の会計スキルの向上 ②庁内報の発行	庁内報の発行 年4回		
—	効果額(千円)		
—	累計額(千円)		

所管部：会計室、政策経営部、財務部、施設営繕担当部

6-1 官民連携の取組み

取組みの狙い

民間企業等との連携による、柔軟な発想や手法を取り入れた事業展開、行政コストの削減を促すため、民間からの提案に基づく連携事業の実施や官民連携窓口の対外的な広報活動、官民連携を担っていく人材育成に取り組めます。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
民間提案型による事業実施	民間からの提案に基づき、実施に向けて庁内外の調整を着実に実施します。
テーマ設定型による取組み	区の行政課題などのテーマを投げかけ、事業につなげる「テーマ設定型」の仕組みを活用し、区政課題の解決に直結する民間からの提案を募集することで、効果的な官民連携の実施につなげます。また、庁内調査を行い区の課題を抽出し、テーマ設定型の取組み強化を図ります。
効果的な官民連携事業構築に向けた情報発信の充実	効果的な官民連携の事業実施に向けて、民間からの多種多様な提案機会の創出や、テーマ設定型による取組みを広くPRするため、情報発信を強化します。
官民連携指針に基づく人材育成	民間との連携を庁内に広く浸透させ、前向きな姿勢をもってチャンスを活かす組織風土の醸成に向けて、職員向けの研修や官民連携事例の発信・共有など、官民連携を担っていく人材育成を実施します。
サウンディング調査	行政が事業を決定する前に、市場性の有無や実現可能性、アイデア等の把握、公募に向けた条件整理等を行うため広く民間企業と対話を行う「サウンディング調査」を実施し、民間の知恵と力を最大限に活かせる事業の実施を推進します。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
民間提案型による事業実施	50～60件/年		
テーマ設定型による取組み	4～5件/年		
効果的な官民連携事業構築に向けた情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページでの事例発信 ・ 民間メディアプラットフォームの活用 		
官民連携指針に基づく人材育成	職員向けセミナー実施 1回/年		
サウンディング調査	1～2回/年		
抑制額	効果額(千円)		
	累計額(千円)		

所管部：政策経営部、各部

6-2 魅力ある図書館運営・サービスの推進

取組みの狙い

「知と学びと文化の情報拠点」を実現する魅力ある図書館づくりの推進に向け、図書館サービスの充実や I C タグ関連機器の導入による区民の利便性向上や業務の効率化を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
魅力ある図書館運営・サービスの推進	令和 4 年度にモデル的に指定管理者制度を導入し、業務委託館も含め、民間活用による魅力ある図書館づくりに向けて、検証を行っていきます。
I C タグ関連機器の導入による効率化	図書館資料への I C タグを貼付するとともに、自動貸出機等の関連機器を導入し、定型的業務の効率化による専門性を生かしたサービスの拡充や利用者のプライバシー確保など、利用者サービスの向上を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和 4 年度	令和 5 年度
魅力ある図書館運営・サービスの推進	指定管理者制度 1 館 一部業務委託 2 館		
I C タグ関連機器の導入による効率化	I C タグ貼付 20 館 (室) I C タグ関連機器の導入 13 館 (室)		
抑制額	効果額 (千円)		
	累計額 (千円)		

所管部：教育委員会事務局

6-3 職員の給与・福利厚生事務の手法の見直し

取組みの狙い

職員の給与事務、福利厚生事務について、それぞれの業務の性質に応じて、アウトソーシングやデジタル化といった手法の変更等、業務の効率化に向けた検討を行います。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
職員の給与・福利厚生事務の手法の見直しに向けた検討 DX	それぞれの業務内容を整理・分析して、その性質に応じて、アウトソーシング（民間委託等）、実施方法の変更（窓口の廃止、電子化等）等、業務の効率化に向けた検討を行っていきます。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
職員の給与・福利厚生事務の手法の見直しに向けた検討 DX	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他自治体の情報収集 ・ 業務に関する実施手順書の作成 ・ 早期電子化が可能な一部業務の移行準備 	/	/
抑制額	効果額（千円）	/	/
	累計額（千円）	/	/

所管部：総務部

7-1 事業手法の見直し等による効率化・質の向上

取組みの狙い

D Xの推進により、区民の利便性向上やI C T環境の整備を通じた事業の効率化を図るとともに、成果の達成状況等に課題を有する事務事業等について、事業の評価・検証を行い、事業手法の見直し等による効率化や質の向上を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上 DX	「世田谷区D X推進方針」に基づき、デジタル技術を活用して、区民の視点に立った快適な行政サービスの提供を進めます。
事務事業の見直し・改善による効率化・質の向上	行政評価を活用した事業の成果や費用対効果を評価・検証し、事業手法の見直しや類似事業との整理統合等による効率化や質の向上を図ります。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
デジタル技術を活用した行政サービスの利便性向上 DX	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の推進 キャッシュレス決済の導入準備 		
事務事業の見直し・改善による効率化・質の向上	事業の評価による検証		
削減額	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：政策経営部、デジタル改革担当部、各部

7-2 時代にあった業務改善の取組み

取組みの狙い

各所属が業務改善に取り組むため、改善事例の蓄積を進め、業務プロセス分析、OCR・RPA の活用などノウハウの標準化や啓発を図ることにより、全庁で業務改善の取組みを推進します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
業務改善の実施 DX	各所属の業務改善の取組みを伴走型で支援し、業務プロセス分析、OCR・RPAなどの活用により業務効率化を図ります。
業務改善マインドの醸成	業務プロセス分析などのノウハウを標準化し、改善事例を共有するとともに、業務改善を推進する人材を育成します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
業務改善の実施 DX	8業務		
業務改善マインドの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良事例の共有、改善プロモーション（庁内レポートの発行）4回 ・ RPA研修の実施1回 		
削減額	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：政策経営部

7-3 補助金の見直し

取組みの狙い

補助金の有用性に留意しつつ、社会状況の変化、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的にあり方を点検・見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
補助金対象事業の点検と見直し	補助金の有用性に留意しつつ、「ガイドラインに基づくチェック項目記載要領」に基づき、社会状況の変化、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の観点に立ち、定期的なあり方を点検・見直すことにより、適正な補助金執行を図ります。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
補助金対象事業の点検と見直し	補助金対象事業の点検と見直し		
削減額	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：政策経営部、各部

7-4 庁有車の統廃合

取組みの狙い

新庁舎整備を見据え、DXの推進も視野に庁有車の共有化を進め、庁内で所有する車両を統廃合し共用車両を増大することで、車両の総台数を削減し、維持管理経費の削減や効率化を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
庁有車の統廃合（庁内カーシェアリング等）	車両のスケジュール管理をシステム化することにより、車両の予約や管理の円滑化を図るとともに、各部で所有する車両の共有化により、車両の統廃合を進め、維持管理経費を削減します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
庁有車の統廃合（庁内カーシェアリング等）	予約システムの使用準備及び一部試行		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：財務部、各部

7-5

区立保育園の今後のあり方（「区立保育園の今後のあり方」による取組み）

取組みの狙い

今後の保育需要等を見定めながら、施設更新による効率化を図りつつ、安全で安定した保育環境を整備します。引き続き、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担うため、緊急保育や子育て支援事業等の拡充等を行うことで、在宅子育て家庭を含む地域の子育て支援機能や、保育の質の向上に向けた取組み等を効果的・効率的に推進していきます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区立保育園の再整備	「区立保育園の今後のあり方」に基づき、区立保育園を統合し、再整備を進めます。
地域・地区における区立保育園の役割の拡充	地域・地区における「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を果たすために、区立保育園での緊急保育や一時保育を実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区立保育園の再整備	区立保育園 46 園		
地域・地区における区立保育園の役割の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急保育の実施（全 46 園） ・ 一時保育の実施（全 46 園で定員 1 名から 2 名に拡充試行） 		
削減額	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：保育部

7-6 保育園入園申請手続きの効率化

取組みの狙い

保育園入園に関する子育て世代からの問い合わせ及び申込み等について、A I チャットボットや電子申請等を活用し、利便性の向上を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
問い合わせへの迅速かつ適切に対応できる体制の整備 DX	区民がいつでもどこでも問い合わせできるよう、A I チャットボットの導入及び利用を推進します。
電子申請の推進 DX	世田谷区DX推進方針を踏まえ、子育て世代の利便性向上を目的に、保育関連手続きの電子申請の検討・導入及び電子申請サービスの利用を推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
問い合わせへの迅速かつ適切に対応できる体制の整備 DX	幼児教育・保育の無償化及び入園申込みに関する問い合わせに対応したA I チャットボットの導入		
電子申請の推進 DX	無償化現況確認、保育施設利用現況確認、保育入園申込での導入		
—	効果額（千円）		
—	累計額（千円）		

所管部：保育部

8-1 区民利用施設等の使用料・利用料の見直し

取組みの狙い

区民サービスの維持に向けて、区民生活を取り巻く社会状況の変化も幅広く捉えた検証を行い、使用料・利用料の見直しの要否を総合的に判断します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	新たな指針の策定に向けた検討や新公会計制度に基づく検証を踏まえ、区民利用施設等の使用料・利用料の見直しに向けた検討を行います。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区民利用施設等の使用料・利用料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 新たな指針策定に向けた検討 新公会計制度に基づく検証 		
歳入増	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：政策経営部

9-1 公共施設跡地の民間への条件付貸付、売却

取組みの狙い

公共施設跡地を、必要性が高い施設の整備を条件として貸し付けや売却を行い、民設民営の施設整備を誘導するとともに、地代や売払い金等の収入を確保します。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
ふじみ荘跡地活用	福祉系施設のニーズを踏まえ、複合的な施設機能での活用を基本に、全庁的視点から検討を進めます。
厚生会館の移転による跡地売払い	公共施設の多機能活用の観点より、建物付きで売却します。
深沢保育園跡地活用	玉川地域拠点保育園の整備により生じる跡地について、令和5年度以降を目途に、私立認可保育園等を整備します。
奥沢西保育園跡地活用	玉川地域拠点保育園の整備により生じる跡地について、令和5年度以降を目途に、私立保育施設の改築時仮園舎として活用します。
下北沢保育園跡地活用	北沢地域拠点保育園の整備により生じる跡地について、令和5年度以降を目途に、私立認可保育園等を整備します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
ふじみ荘跡地活用	跡地活用に向けた検討		
厚生会館の移転による跡地売払い	跡地活用に向けた検討		
深沢保育園跡地活用	—		
奥沢西保育園跡地活用	—		
下北沢保育園跡地活用	—		
歳入増	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：財務部、政策経営部、各部

10-1 区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進

取組みの狙い

広告事業の拡充に向けて、既存の広告手法のみならず、区事業や区施設を活用した新たな広告掲出を進め、税外収入確保を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進 DX	新たに区刊行物への広告掲載を導入するなど、広告事業の拡充を図ります。また、庁舎内広告付き映像モニター協定の更新により、税外収入確保を図ります。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区の刊行物・デジタルサイネージ等を活用した広告事業の推進 DX	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内広告付き映像モニター協定の運用 ・ 広告事業の拡充検討 	/	/
歳入増	効果額（千円）	/	/
	累計額（千円）	/	/

所管部：政策経営部、各部

10-2 ネーミングライツによる税外収入の確保

取組みの狙い

税外収入確保に向けて、民間事業者等と区民の双方にメリットのある、より魅力的で実効性のあるネーミングライツ事業に取り組みます。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
ネーミングライツに適した施設の情報発信強化	庁内調査を実施して、ネーミングライツに適した区内施設を選出し、該当施設の概要や利用者数などの情報と併せて民間事業者等に公表することで情報発信の強化を図ります。
ネーミングライツの導入	区施設の新築や改築、改修時期等の機会を捉えて、ネーミングライツを推進します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
ネーミングライツに適した施設の情報発信強化	—		
ネーミングライツの導入	継続1件 (コミュニティサイクルポート) 公募1件 (世田谷公園ミニSL)		
歳入増	効果額(千円)		
	累計額(千円)		

所管部：政策経営部、各部

10-3 区有地を活用した税外収入の確保

取組みの狙い

区立施設の敷地や遊休地等をコインパーキング、自動販売機、宅配ロッカーやキッチンカー等のスペースとして提供し、区有地の有効活用と税外収入の確保、区民の利便性向上に繋がります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
区有地を活用した税外収入確保策の検討、実施	公共施設などの区有地の一部を民間企業等に貸し出し、使用料等による税外収入を確保するとともに、区民の利便性の向上に繋がります。
新たな税外収入確保に向けた情報発信の実施	未活用の区有地等の情報を公表し、民間事業者等から区有地活用に向けた提案を募集します。
キッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援	区内事業者への支援と区民の利便性向上を図ることを目的として、区有地を活用したキッチンカー等移動販売を実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
区有地を活用した税外収入確保策の実施	コインパーキング(13箇所) 自動販売機(185台) 宅配ロッカー(4台)		
新たな税外収入確保に向けた情報発信の実施	—		
キッチンカー等の出店スペース提供、事業者支援	6カ所		
歳入増	効果額(千円)		
	累計額(千円)		

所管部：政策経営部、財務部、経済産業部、各部

10-4 公園を活用した税外収入の確保

取組みの狙い

官民連携による収益施設の誘致や Park-PFI²²の活用等、公園や園内施設を活用した税外収入の確保に取り組むとともに、公園の新たな魅力創出を図ります。

取組み内容

取組み項目	取組み内容
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設の誘致（Park-PFIの活用等）	玉川野毛町公園は、拡張事業基本計画に基づき、Park-PFI等の活用を検討し、公募を実施します。上用賀公園は、引き続き関係所管による検討を行います。
公園におけるキッチンカー等の誘致	公園の魅力向上と利用促進を図るため、キッチンカー等の誘致を行います。
新たな税外収入の取組みの検討、実施	公園を活用した、新たな税外収入確保の手法を検討し、実施します。

年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設の誘致（Park-PFIの活用等）	拡張事業基本計画の策定および公募案の検討 1公園（玉川野毛町公園）		
公園におけるキッチンカー等の誘致	キッチンカーの実施 6公園（大規模公園他）		
新たな税外収入の取組みの検討、実施	クラウドファンディングの実施 1公園（世田谷公園）		
歳入額	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：みどり3 3推進担当部、政策経営部、スポーツ推進部

²² Park-PFI：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公園設置管理制度」のこと。

10-5 安全かつ効率的な公金運用

取組みの狙い

世田谷区公金管理方針及び公金運用計画に基づき、安全性を第一に、資金の流動性も確保しつつ安定的かつ効率的な運用を行い、税外収入の確保を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
積立基金利子収入目標額の達成に向けた公金運用	今後の運用可能額や金融動向等を注視し、毎年策定する公金運用計画において、積立基金利子の収入目標額を設定していきます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
積立基金利子収入目標額の達成に向けた公金運用	債券及び預金による運用		
歳入増	効果額（千円）		
	累計額（千円）		

所管部：会計室

10-6 債権管理重点プランに基づく取組み

取組みの狙い

持続可能で強固な財政基盤の構築と区民負担の公平性、公正性を確保するために、滞納予防や債権回収に向け、さらなる債権管理の適正化と収納率の向上を図ります。

■ 取組み内容

取組み項目	取組み内容
現年分徴収の徹底	現年分の徴収の成果が、その後の滞納繰越額の増減に直結することから、口座振替による納期内納付の推進など現年分収納率の向上を目指し、収入未済額の縮減に全力をあげて取り組んでいきます。
滞納整理の強化 DX	公法上の債権については、効率的な督促・催告の実施、DXの観点からICT技術を活用したより効率的な財産調査、差押等の滞納整理の強化を図ります。私法上の債権については、司法的手段を講じることも含めてその履行確保に努めます。
収納事務の改善 DX	DXの観点からICT技術を活用した口座振替の利用促進を図り、期限内納付による収納率向上に努めます。
職員の専門性の向上と債権管理体制の強化	専門研修の充実、各債権管理所管課が持つノウハウの庁内共有化などにより、職員の専門性を向上します。また、民間事業者の活用を含めた債権管理体制の強化を図ります。
制度運用の適正化	財産調査により、資力がないと判断した場合等、法令等に基づく滞納処分の執行停止等の納付緩和措置を適切に行います。保険料賦課、貸付金の貸付等の制度運用について、引き続き、その適正化を進めていきます。

■ 年度別計画

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
現年分徴収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 電話催告センター等の活用 納付勧奨業務の拡充に向けた仕組みの構築 	/	/
滞納整理の強化 DX	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な督促、催告の実施や差押等の強化 預貯金照会の電子化に向けた検討 私法上の債権に係る履行確保の強化 	/	/

取組み項目	現況	令和4年度	令和5年度
収納事務の改善 DX	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替、コンビニ収納等の利用促進 ・WEB口座振替受付サービスの導入準備 ・スマートフォンのアプリを利用した電子マネー納付開始 	/	/
職員の専門性の向上と債権管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・専門研修の充実(年2回実施) ・電話催告センター等の活用による債権管理体制の強化 	/	/
制度運用の適正化	法令等に基づく適切な納付緩和措置の実施等	/	/
歳入増	効果額 (千円)	/	/
	累計額 (千円)	/	/

所管部：財務部、各部

2 外郭団体の見直し

外郭団体改革の取組み方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

基本計画で定めている外郭団体改革基本方針における以下の 5 つの改革の取組み方針に基づき、外郭団体が自立した経営の下、公益性と専門性を活かした、区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制の確立をめざして、外郭団体（11 団体）ごとに改革の取組みを進めます。

- 方針 1 外郭団体のあり方に関する見直し
- 方針 2 外郭団体への委託事業に関する見直し
- 方針 3 財政的支援・関与の見直し
- 方針 4 人的支援・関与の見直し
- 方針 5 中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

外郭団体改革の取組み方針に基づく今後 2 年間の取組み内容（令和 4 年度～令和 5 年度）

施設の管理と運営を一体的に行うための財団の独自色を打ち出すとともに、企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金の拡充などによる財政面の一層の強化を図ります。

外郭団体を取り巻く状況は設立時から大きく変化してきました。

NPO を含む公共サービスの担い手増加に加え、民間事業者は公共的な役割を高めており、官民連携の手法など、公共サービスの更なる充実に向けた様々な取組みが進んでいます。

また、今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、外郭団体は事業運営や経営に様々な影響を受ける一方、区の財政状況も当面厳しい状況が続くことが懸念されます。

今後も SDGs の推進など、新たな区政課題において外郭団体の専門性や公益性を活かしていくことが重要です。さらに、区で推進している DX は、外郭団体においても求められています。

このような状況下で、外郭団体がそれぞれの役割を最大限に発揮していくために将来を見据えながら、外郭団体改革基本方針に基づくさらなる改革に取り組めます。

各団体の設立目的に沿って団体の存在意義や事業の公益性・必要性を見直し、区の財政支援に関する必要な見直しを進めます。また、各団体が自主性・自立性を高めるよう、コンプライアンス向上などガバナンスを一層強化するとともに、職員の人材確保育成のための支援とともに、区から外郭団体への職員派遣について、適正化を図ります。

こうした取組みを次期基本計画における外郭団体改革基本方針へとつなげ、大きな変化を見せる社会状況を踏まえながら不断の改革を進めていきます。

各外郭団体の取組み

外郭団体改革基本方針で定めた各団体の「改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）」に基づき、今後 2 年間の改革方針を定めるとともに、改革実現に向けた取組みを推進します。

団体名	所管部名	頁
公益財団法人 せたがや文化財団	生活文化政策部	127
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	経済産業部	128
公益財団法人 世田谷区保健センター	保健福祉政策部	129
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	都市整備政策部	131
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	スポーツ推進部	133
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	高齢福祉部	134
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	保健福祉政策部	135
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	経済産業部	136
株式会社 世田谷サービス公社	政策経営部	137
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	生活文化政策部	138
多摩川緑地広場管理公社	みどり 3 3 推進担当部	139

団体名	公益財団法人 せたがや文化財団	所管部名	生活文化政策部
-----	--------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

施設の管理と運営を一体的に行うための財団の独自色を打ち出すとともに、企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金の拡充などによる財政面の一層の強化を図ります。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

新型コロナウイルス感染症の影響など、社会状況の変化や区民ニーズに対応する必要があります。そのため、施設の管理と事業運営を一体的に行い、また、財団の特性を活かしつつ事業計画に沿った効果的な事業展開を図るとともに、併せて、強固な事業推進に向け、収益事業の工夫、更に各種助成金、協賛金、寄附金の拡充などに注力します。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	執行体制の充実	せたがや文化財団人材活用計画に基づく組織運営、人材育成を推進し、安定した実施体制の整備を図ります。また、財団の特性を踏まえた研修の実施に取り組みます。
2	財団の持つ総合力を活かした事業展開	文化生活情報センター、美術館、文学館の各施設の特性を活かした連携事業や情報発信など、ネットワークの強化を図ります。
3	安定的な財源の確保	事業収益、助成金、協賛金、寄附金等の確保の強化、拡充を図ります。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	人材育成の強化に資する採用選考の検討・財団の特性を踏まえた研修内容の充実		
2	各施設間の連携の取組み		
3	協賛金・寄附金獲得に向けた新たな仕組みの構築		

団体名	公益財団法人 世田谷区産業振興公社	所管部名	経済産業部
-----	----------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

区内産業振興をより効果的に行うため、事業のあり方について他団体との連携も視野に入れた検討を行うとともに、法人（組織）形態のあり方についても検討します。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

令和 3 年度までに検討している「法人のあり方の方向性」をふまえ、体制構築を図ります。今後もコロナ禍で深刻な影響を受ける区内事業者のセーフティネット施策が重要となることから、セーフティネットと産業におけるまちづくり推進に区と連携して取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	主要 4 事業の見直し	D X の進展や S D G s への対応など社会経済環境の変化をふまえ、行政と民間の役割分担等を再検証し、主要 4 事業（セラ・サービス、観光、雇用就労、経営支援）の業務内容、手法の見直しを図ります。
2	法人形態のあり方検討	主要 4 事業の見直しをふまえ、他団体との連携を視野に入れた法人形態のあり方の整理に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	主要 4 事業の課題整理、手法及び実施主体の見直し		
2	事業見直しをふまえた法人形態の見直し		

団体名	公益財団法人 世田谷区保健センター	所管部名	保健福祉政策部
-----	----------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

公益財団法人としての役割を一層発揮し、梅ヶ丘拠点施設への保健センターの移転※ 1 に向けて、区民の健康づくりの支援やがん患者等を支える取組みの拡充、こころの健康等に関する相談窓口の整備とともに、地域医療機関への後方支援の強化などに取り組んでいきます。法人の自立性を高めるため、収益事業の拡充など経営基盤の安定化に取り組むとともに、経営の効率化を一層進めます。

※ 1 令和 2 年 4 月、梅ヶ丘拠点施設への保健センター移転を完了した。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

保健医療福祉の拠点機能として保健センターが担う「健康を守り、創造する機能」「相談支援・人材育成機能」を推進するため、移転後の施設・設備を有効に活用した事業展開や新規事業の検討を進めます。また、コロナ禍においても感染予防の工夫を凝らしながら事業を展開しつつ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い落ち込んだ事業収益の回復に向けた取組みを進めます。さらに既存事業の見直しによる財務改善を図るとともに、将来を担う人材の育成に取り組み、財団の自立性を高めるための経営改革に取り組めます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	梅ヶ丘拠点における保健センター事業の拡充・見直し	区立保健センターの施設・設備を有効に活用するための地域への PR 活動や拠点内施設との連携を図りつつ、コロナ禍を経た地域社会の変化や区民ニーズを的確に捉え、既存事業の見直しやニーズに応える新たな事業の構築を図ります。
2	自主財源確保に向けた財務改善等の取組み	令和 3 年 3 月に策定した「財務改善計画」に基づき、自主事業の目標数値の着実な達成を図ります。併せて、必要な事務事業の見直しを図り、自主財源の確保に努めます。
3	将来を見据えた人材育成	向こう 10 年間の大量退職（定年退職）に備え、業務知識や技術の継承を図りつつ、高い専門性を発揮できる人材の確保・育成など、次世代を担う職員の計画的な育成を進めます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和4年度	令和5年度
1	事業の強化・見直し		
2	「財務改善計画」に沿った自主事業の収益向上と事務改善		
3	必要な人材の確保・育成		

団体名	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	所管部名	都市整備政策部
-----	------------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

みどりの保全・創出、豊かな歴史的・文化的景観環境の保全活用、多様な区民主体のまちづくり、活力ある魅力的なコミュニティづくりを推進するとともに、財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現し、業務効率の高い組織・職員体制の構築、経営基盤の安定化を図ります。

社会情勢等の変化や財団の経営状況、役割、将来展望を踏まえつつ、新たな取組み等も研究し、公益法人化と一般法人の各々の課題を抽出し検討を進めます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

社会情勢等の変化や財団の経営状況、役割、将来展望を見据え、団体のあり方についてのこれまでの検討を踏まえ、公益法人化に向けた取組みを進めます。

財団の専門性・優位性を発揮した事業展開を実現するため、様々な団体との更なる連携を図るとともに、業務効率の高い組織・職員体制の構築、経営基盤の安定化に努めます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	公益的役割の強化	環境共生・地域共生の実現に寄与しているボランティア活動や寄附金等による支援を募りつつ、より一層公益的な役割を果たすため、公益財団法人への移行に向けた取組みを進めます。
2	経営基盤の安定化	収益事業である駐車場事業の運用改善及び駐車場の設備更新により、自主財源を効果的に公益目的事業に還元させ、経営基盤の安定化を図ります。
3	専門性・優位性の向上	多様な主体との連携による研究・プロジェクト等の実施により、専門性・優位性を発揮した事業展開を図ります。
4	DXの推進	ホームページの再構築やオンラインツールの活用により、コミュニケーションの多様化と利便性の向上を推進します。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	公益財団法人移行に向けた取組み		
2	駐車場事業の運用改善及び駐車場の設備更新		
3	協定締結団体、大学、NPO等との連携によるグリーンインフラの普及や実践者育成		

番号	取組み項目	令和4年度	令和5年度
4	利便性を向上させるホームページの再構築		

団体名	公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	所管部名	スポーツ推進部
-----	------------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

区との役割分担を改めて明確にした上で、世田谷区体育協会の事務局としての役割も含め、各スポーツ団体との連携を通じ、公益財団法人ならではの公益性の高い事業展開ができるよう、経営の効率化を一層進めるとともに、自主財源のさらなる確保に努めます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

区や各スポーツ団体等との連携を通じ、社会情勢や災害などの影響にも柔軟に対応し、東京 2020 大会後のレガシーを活用しライフステージに応じた各種事業を持続的に展開するとともに、職員の人材育成を強化し、中長期的な視点で自主自立に向けた、より一層の効率的な経営に努めます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	地域団体等と連携した各種事業の展開	スポーツによる地域の活性化の視点をもって、賛助会員や地域団体等と連携し、ライフステージに応じたスポーツ活動等を展開します。
2	自主財源の確保	経営の自立化に向け、事業協賛金や寄附金収入のほか、収益事業の推進により自主財源の確保に努めます。
3	職員の人材育成	職員教育・研修要領に基づき、マネジメントを含むスキルアップを目的とした職層別研修の充実を図ります。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	各種事業の充実及び事業形態の変更		
2	事業協賛金の確保に向けた協賛金制度及び協賛活動の充実		
3	業務や職層に応じた研修・教育の実施		

団体名	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	所管部名	高齢福祉部
-----	-----------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

経営の自立化（本部補助と区派遣職員の廃止※1）を図るため、経費削減や人件費の見直しなどの経営の効率化や新たな特別養護老人ホームの整備※2 を行うなど、事業の拡大及び新規事業の実施により経営基盤の強化を進めます。併せて、これまで培ってきた高い専門性や経験を活かし、他の民間事業所では対応の難しい先駆的な取組みや質の高いサービス提供を行うなど、今後とも事業団の独自性や積極的な事業展開を図ります。

※1 区派遣職員については、平成 25 年度をもって廃止した。

※2 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわを平成 30 年 3 月 1 日に開設したほか、区立特別養護老人ホームの芦花ホームと上北沢ホームを令和 3 年 4 月 1 日より自主運営化（民営化）した。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

経営の自立化に向け、一層の経費削減や給与体系のあり方検討など経営の効率化を進めるとともに、安定した収益の確保、事業の見直し等により経営基盤の強化を図ります。また、生産性とサービス特性を重視した抜本的な見直しにより、自立経営でも持続可能な組織体制を構築します。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	人事・給与制度の改正	メンバーシップ型雇用に科学的介護の実践を職務基準とするジョブ型雇用を取り入れながら、人材確保と経営の効率化を図ります。
2	組織体制の変更	ジョブ型雇用を前提に組織体制を見直し、ライン型組織からラインアンドスタッフ型の組織に変更することで生産性の拡充を図ります。
3	科学的介護の実践	科学的根拠に基づく介護を導入・実践し、自立支援・重度化防止に資する再現性と質の高い介護サービスを提供することで、安定的に収益を確保します。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	新たな人事・給与制度の設計・構築と導入に向けた調整・準備（令和 6 年度導入予定）		
2	新たな組織体制の検討と変更に向けた準備（令和 6 年度変更予定）		
3	科学的介護の検討・段階的導入と職員研修の実施		

団体名	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	所管部名	保健福祉政策部
-----	-----------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

自立かつ持続可能な財政基盤の確立をめざし、当面の間、基金・積立金の取り崩しにより組織運営を行いながら、人事・給与制度の見直し及び適正かつ効率的な事業執行による経常経費の削減を図るとともに、新たな福祉ニーズに取り組み、事業の拡大と収益確保を図っていきます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

平成 30 年度から①財政の健全化、②人材育成、③事業・組織の見直しを 3 つの柱とする社協改革に取り組み、人事給与制度の見直し、職員の専門性の向上、新たな福祉ニーズに対応できる事業の開発、組織の見直しなどを進めています。

引き続き、社協改革を着実に進め、財政基盤の安定化を図りながら組織の自立性を高めていきます。また、職員の個別支援や地域づくりに関する専門性を向上させるとともに、区民の地域生活を支える事業の開発や効果的に事業が展開できる組織体制を目指していきます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	職員の人材育成	相談支援、地域づくりを行うコミュニティソーシャルワークの専門性の向上と、組織運営に関するマネジメント力の強化を図ります。
2	自主財源の確保	広報活動を強化し、住民や事業者等の寄附の拡大を目指します。
3	区民ニーズに即した事業の実施	コロナ禍で生活に困窮する区民のニーズに即した、食の支援事業に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	職員の専門性を高める研修の実施、マネジメント力強化のための研修実施、区研修への参加		
2	寄附募集のための PR 活動の推進		
3	コロナ禍における区民ニーズに即した食の支援事業の実施		

団体名	公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	所管部名	経済産業部
-----	--------------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

公共・民間からの就業の場の受注拡大に努める一方、高齢者の生きがい対策としての社会奉仕活動にも積極的に取り組みます。

研修等を通じた新規会員のスキルアップやコンプライアンスの向上、社会奉仕活動の場の確保を図るとともに、職員の能力開発・資質向上に向けた取組みを継続的に進めます。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

コロナ禍でも会員増を図るため、これまでの魅力ある仕事の確保・開拓と会員の能力にあった職種分野の開拓はもとより、オンライン入会手続きについても周知を徹底するとともに、より簡便で利用しやすい方法の検討を進めます。

コロナ禍でも公共・民間を問わず受注拡大を図るため、発注者の利便性向上と感染症対策につながるオンライン発注の仕事の種類の拡大に取り組みます。

新しい日常に対応した組織の強化・育成に向け、職員の能力開発・資質向上に取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	会員増に向け、新しい生活様式に対応した取組み	新しい生活様式に対応した事業の手法の転換および整備を行います。（入会説明会の多様化など）
2	受注の拡大と確保	新しい分野の仕事の確保に向け、ICT を活用した受注拡大を図ります。
3	職員の人材育成	新しい生活様式に柔軟に対応できるスキルを持つ人材の育成に取り組みます。
4	会員増及び受注拡大に向けた PR 活動	SNS を活用し、シニア向けの PR、団体の認知度アップに向けた PR に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	対面とオンラインを組み合わせた入会申し込み・就業相談などのさらなる充実		
2	ICT を活用した受注手法の多様化		
3	区や民間の研修参加、先進的な取り組みを行っている団体への視察		
4	SNS を活用した PR 活動		

団体名	株式会社 世田谷サービス公社	所管部名	政策経営部
-----	-------------------	------	-------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

施設維持管理等業務における専門性の再構築など事業全体を検証する一方、一般民間事業者と競合する事業への参画について見直しを行います。また、障害者雇用の場の拡大や他の外郭団体が行っている事業の統合、区内事業者との連携などによる、区の政策方針に沿った新規事業の開発・獲得、将来につながる人材の確保・育成・能力の向上などに積極的に取り組み、特に不採算事業の収支改善を早期に実現する等、経営基盤を強化します。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

施設維持管理等業務において、外郭団体として専門性・効率性の一層の向上を図るとともに、業務委託のあり方について、災害対策、地域コミュニティ、障害者雇用等の視点から検証を行い、効果的な事業展開に向けた必要な見直しを行います。他の外郭団体との連携を強化し、将来につながる人材の育成・確保に積極的に取り組み、経営基盤を強化します。地方公社として地域社会の発展と区民福祉の向上に向け、障害者の安定的な雇用継続や災害対策の強化に取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	社内コンプライアンスの強化 社員のキャリアアップ形成	社内コンプライアンス強化、研修等による接遇の向上、社員キャリアアップに向けた支援に取り組みます。
2	施設維持管理業務委託の見直し取組みの方向性	災害対策、地域コミュニティ、障害者雇用等の視点から検証を行い、効果的な事業展開に向けた必要な見直しを行います。
3	障害者雇用の持続可能性確保のための組織体制整備	障害者雇用の持続可能性確保のための組織体制の整備を図っていきます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	接遇を重点とした研修の実施 社内接遇マイスター認定制度実施 社員キャリアアップに向けた支援		
2	見直し施設		
3	就労継続・相談支援体制の強化		

団体名	株式会社 世田谷川場ふるさと公社	所管部名	生活文化政策部
-----	---------------------	------	---------

改革の方針（平成 26 年度～令和 5 年度）

世田谷区と川場村の縁組協定の理念及び世田谷川場ふるさと公社の設立目的を実現するため、物産品販売などによる川場村の PR を通じて、自主事業の収益を増加させることにより経営基盤の安定化を図ります。

今後 2 年間の改革方針（令和 4 年度～令和 5 年度）

コロナ禍・コロナ後の社会状況を見据えて、安全・安心で効率的な区民健康村の施設運営に取り組むとともに、感染症対策を踏まえながら区と村の関係性を深める交流事業を展開します。

区からの指定管理業務や団体の自主事業等の状況など踏まえて、現行の指定管理料や利用料金制度の検証を行います。

健康村施設の利用促進や区と村の新たな交流に向けて、社員募集や給与制度の検証、社員研修の充実など、人材確保と人材育成に向けた取組みを推進します。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	交流事業の見直し・充実	川場村とのより深い交流を推進するため、新しい手法の導入や新規参加者の受け入れに向けた取組みなど交流事業の充実・見直しを進めます。
2	業務のあり方検討	効果的な業務展開や経営基盤の安定化や施設利用者の増加に向けて、指定管理業務や自主事業の検証・見直しを進めます。
3	人材育成と確保	里山整備、自然体験など先進的な取組みを学び、区民・村民の交流の活性化や質の高いプログラムを提供できる社員の育成・確保を進めます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和 4 年度	令和 5 年度
1	交流事業の充実に向けた協力者の発掘・育成		
2	指定管理業務と自主事業のあり方検討		
3	外部の専門研修への参加		

団体名	多摩川緑地広場管理公社	所管部名	みどり33推進担当部
-----	-------------	------	------------

改革の方針（平成26年度～令和5年度）

大田区と調整を図りながら、利用者ニーズにあったサービス提供や会計処理のための効率的なシステム導入に向けて取り組むとともに、自主事業の拡大に向けて取り組み、自主運営可能な新たな共同運営形態への移行をめざします。

今後2年間の改革方針（令和4年度～令和5年度）

大田区と調整を図りながら、新型コロナウイルス感染症等の感染リスクを軽減し、両区民が安心して心身の健康維持に努めることができるよう、利用者ニーズに応えた施設運営に引き続き努めます。また、予約システム、利用率の向上についての検討を引き続き進め、事務改善によるコスト縮減にも併せて取り組みます。

■ 取組み内容

番号	取組み名	取組みの方向性
1	予約方法の改善	抽選予約方法の更なる改善と利用者の利便性向上に取り組みます。
2	利用率の向上	平日の施設利用を増やし全体の利用率向上に取り組みます。

■ 実現に向けた取組み

番号	取組み項目	令和4年度	令和5年度
1	抽選予約方法の更なる改善と利用者の利便性向上		
2	平日利用促進と施設全体の利用率向上		

3 公共施設等総合管理計画に基づく取組み

取組み方針

公共施設等総合管理計画に掲げる取組み方針の中でも重点的に推進する取組みを「重点方針」として定め、計画の実効性を高めるとともに、施設総量の維持と更なる経費の抑制に向けた取組みを徹底し、持続可能な公共施設の維持管理を実現します。

令和5年度までは、緊急的な対応期間とし、学校等の耐震再診断への対応や学校体育館等への空調整備等の緊急課題を着実に実施します。これに伴う経費の増加については、基金の活用や他施設の改築・改修時期の延期（区民の安全を確保するための整備を除く）等の調整により対応します。

都市基盤施設は、個別計画の進行管理を適切に行い、予防保全、長寿命化等による経費抑制します。特定財源の確保に加え、税外収入や更なるコスト抑制手法の検討を進め、保全・改修と新規整備の両立を図ります。

■全体方針

既存施設を適切に保全、長寿命化しつつ、必要かつ合理的な更新を進める。また、新規施設は計画的に整備し、より少ない投資で必要な機能を提供する「省インフラ」を実現する。

- ① 建物は、新規整備を原則として行わず、複合化等の推進により更新時に施設規模を縮減する。
- ② 都市基盤施設は、新規整備と保全・更新を両立しながら経費の総額を一定に維持する。

■重点方針

重点方針1	学校を中心とした複合化整備の推進
施設総量の過半数を占める学校を中心に、公共施設の複合化整備や共同利用を推進することで、維持管理経費等の削減や敷地の有効活用を図ります。	
（具体的な取組み） 1-1 学校施設等の複合化 1-2 小学校プール施設の共同利用におけるモデル事業の試行	
重点方針2	効果的・効率的な公共施設整備の徹底
効果的・効率的な公共施設整備の徹底により、より少ない投資で必要な機能を提供する「省インフラ」を実現します。	
（具体的な取組み） 2-1 改築・改修工事内容の見直し 2-2 官民連携手法の導入	
重点方針3	既存施設の区民利用機会の更なる拡充
既存施設の区民利用機会の更なる拡充を図り、身近な地域・地区において活動できる場の確保に取り組みます。	
（具体的な取組み） 3-1 区民利用施設の更なる有効活用 3-2 学校施設の地域開放による活動スペースの拡充	

取組み内容

以下、建物に関する取組み、都市基盤施設に関する取組みにより、次のとおり施設総量（建物）の増加抑制、各施設の維持管理、更新、整備経費の抑制を行います。

項目		令和4年度	令和5年度
経費	建物		
	都市基盤		
施設総量	延床面積		

項目			令和4年度	令和5年度
抑制額	効果額 (千円)	建物に関する取組み (改築時期の延伸、複合化など面積縮減、仮設建築物の抑制など)		
		舗装更新計画に基づく取組み (長寿命化(半永久舗装)、平準化など)		
		公園等長寿命化改修計画に基づく取組み (長寿命化、平準化、LED化など)		
		橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み (長寿命化、平準化など)		
	累計額(千円)			
削減額	効果額(千円) (建物の借上げ施設の返還など)			
	累計額(千円)			

(1) 建物に関する取組み

■ 取組み方針

項目		内容
①	整備の具体化における事前協議	個別施設の整備方針や基本構想を策定する際、施設規模や整備手法（複合化、長寿命化（リノベーションを含む）、棟別改築、仮設建築物の抑制、官民連携手法など）などについて、公共施設マネジメントの観点から事前に協議を行い、経費上限と建物総量上限を超えないように調整するとともに更なる経費縮減を図ります。
②	複合化	新規施設整備は原則として行わず、複合化や効率的な設計等により施設規模の縮小を図ります。
③	仮設建築物の抑制	仮設経費を最小限にするため、工事期間中の施設の運営期間等を調整するとともに、他施設の活用や敷地内の建物配置の工夫などにより、仮設建築の抑制を図ります。
④	設計時の VE 実施	整備を進める施設は、設計段階での VE の実施などにより、整備経費の縮減を徹底します。
⑤	中長期保全改修工事	中長期保全改修の実施により、既存施設の適切な保全による改築時期の延伸（築 65 年）を図りながら、建物状況等を踏まえた必要かつ合理的な整備（改築、長寿命化（築 90 年）、リノベーション等）を進めます。
⑥	長寿命化改修に向けた躯体調査	
⑦	借上げ施設の返還	土地、建物を借り上げている施設については、長期的な借上げによるトータルコストを踏まえ、計画的に返還を進め、維持管理費の抑制を図ります。用途、立地、短期的な活用などで借上げの優位性が確保できる場合は、既存施設の課題解消、複合化・多機能化などの手法を併せて検討します。
⑧	学校施設の標準仕様の適切な運用及び再検討	学校施設の標準仕様書の適切な運用及び仕様の再検討を行います。
⑨	新公会計制度を活用した運営改善等の取組み	新公会計制度を用いて施設運営コスト等の分析を行い、運営改善や整備手法の選択等に活用します。
⑩	官民連携手法	官民連携手法による建物整備を推進し、民間のノウハウを活かした新たな手法に取り組みます。
⑪	学校施設長寿命化計画に基づく取組み	学校施設の長寿命化とともに、他の施設との複合化・共有化を可能な限り進め、計画的に老朽化対策（改築、長寿命化（築 90 年）、リノベーション等）を行います。

■ 建物総量上限

項目		令和 4 年度	令和 5 年度
公共施設数（建物数）			
延床面積	区長部局等		
	学校教育施設		
	合計		

■ 実現に向けた取組み

項目		令和4年度	令和5年度
①	整備の具体化における事前協議		
②	複合化		
③	仮設建築物の抑制		
④	設計時の VE 実施		
⑤	中長期保全改修工事		
⑥	長寿命化改修に向けた躯体調査※		
⑦	借上げ施設の返還		
⑧	学校施設の標準仕様の適切な運用 及び再検討		
⑨	新公会計制度を活用した運営改善 等の取組み		
⑩	官民連携手法		
⑪	学校施設長寿命化計画に基づく取 組み		

※築 65 年により更に長寿命化（リノベーションを含む）が可能か、建物の状況を調査する。

<建物の施設類型ごとの主な取組み>

①庁舎等

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
本庁舎整備		
本庁舎仮庁舎（北沢保健福祉センターの後利用）		
清掃事務所移転整備		

②区民集会施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
世田谷区民会館整備		
奥沢区民センター／奥沢図書館 ／奥沢子育て児童ひろば ※文化・学習施設、児童福祉施設含む		
利用率の低い区民集会施設の有効活用	北烏山地区会館（寺町通り区民集会所との統合）	
	羽根木区民集会所（代田地区会館との統合）	

③防災施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
広域用防災倉庫の整備	上用賀公園拡張用地	
	玉川野毛町公園	
	小田急上部（下北沢駅西側）	

④交流施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
世田谷区民健康村施設の再整備に向けた検討		

⑤文化・学習施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
梅丘図書館の改築		
中央図書館の機能拡充		

⑥スポーツ施設

取組み項目・施設名		令和4年度	令和5年度
大蔵運動場、大蔵第二運動場の整備検討			
スポーツ施設の整備	北烏山地区施設		
	上用賀公園拡張用地		

⑦リサイクル関連施設

取組み計画なし

⑧高齢者施設

取組み計画なし

⑨障害者施設

取組み計画なし

⑩児童福祉施設・その他の児童関連施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
玉川地域拠点保育園（奥沢西保育園と深沢保育園の統合） （玉川総合支所分庁舎跡地に整備）		
弦巻保育園と西弦巻保育園の統合園 （区立松丘幼稚園跡地に整備）		
区立保育園の再整備		
児童館の整備		

⑪その他の福祉施設

取組み計画なし

⑫自転車関連施設

取組み計画なし

⑬住宅施設

取組み項目・施設名	令和4年度	令和5年度
世田谷区営住宅等長寿命化計画に基づく改修		

⑭学校教育施設

取組み項目・施設名		令和4年度	令和5年度
学校整備	砧小学校（砧幼稚園との複合化）		
	弦巻中学校（松丘幼稚園との複合化）		
	瀬田小学校		
	池之上小学校		
	八幡中学校		
	奥沢中学校		
	次期改築校等		
	学校の適正規模化・適正配置		
区立幼稚園 用途転換等 計画に基づく 取組み	砧幼稚園		
	松丘幼稚園		
小学校プール施設の共同利用におけるモデル事業の試行			
不登校特例校（分教室型）の整備			
北沢小学校（池之上小学校仮校舎）の後利用			
給食設備の更新			

<公共施設跡地等の有効活用>

- ①跡地等の有効活用の方向性
- ②跡地等の有効活用方針が定まったもの

(2) 都市基盤に関する取組み

① せたがや道づくりプランに基づく取組み		
区民の日常生活を支える道路ネットワークを整備するため、拠点駅における交通結節機能強化、事業施行中の路線・区間の早期事業完了、優先整備路線の重点的な事業化などに取り組みます。		
取組み方針		
道路整備に関する区民等の理解と協力を得ながら、特定財源の確保等に努め、都市計画道路から地先道路までバランスよく計画的かつ効率的に事業を推進します。		
取組み項目	令和4年度	令和5年度
事業進捗に伴う道路整備		

② 舗装更新計画に基づく取組み		
区道全路線（1,094km）の舗装について、計画的かつ効率的な更新に取り組み、長期的な更新経費の大幅な抑制を図ります。		
取組み方針		
区道を「主要な区道」（バス通り、緊急輸送道路等151km）と「その他区道」（主に生活道路943km）に区分し、特性に応じた維持更新を進めます。		
定期的な点検、診断結果に基づく措置、舗装管理台帳の整備等によりメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型管理を推進します。		
「主要な区道」は、半永久舗装※により長寿命化し、ライフサイクルコストを縮減することで、平成30年度からの50年間で約470億円の経費抑制を図ります。		
更なる効率化に向けて、「その他区道」の舗装構造の検討、占用企業との連携強化、工事発注方法の工夫等に取り組みます。		
※半永久舗装：表面の軽微な補修だけで、50年間以上機能維持できる舗装		
取組み項目	令和4年度	令和5年度
主要な区道の更新		
その他の区道の更新		
定期点検		
更なる効率化の取組み		

③ みどり基本計画に基づく公園整備の取組み		
区民一人当たりの公園面積目標6㎡以上を目指し、財政計画との整合性を図りながら、地域の資源を活かしつつ、不足している世田谷の公園緑地が充実するよう努めます。		
取組み方針		
防災機能や健康レクリエーション効果を発揮させるとともに、生物多様性に配慮し、景観形成などの地域環境にも寄与する空間となるよう、区民参加の手法を取り入れながら、みどり豊かで魅力のある公園・緑地を増やしていく。		
取組み項目	令和4年度	令和5年度
新たな公園緑地の整備		

④ 公園等長寿命化改修計画に基づく取組み			
老朽化する公園施設に的確に対応するため、財政負担の平準化と抑制を図りながら、調査点検に基づく優先度を設定した計画的な維持管理に取り組み、公園利用者の安全・安心を確保します。			
取組み方針			
<p>耐用年数の長い施設の採用や点検等に基づく計画的な改修を実施していくことで、公園施設の長寿命化及び費用の平準化による経費抑制（年間約1億2千万円）を図ります。</p> <p>老朽化が進む公園について、財政負担を平準化させながら、優先度を設定し、計画的に改修します。</p> <p>各種公園施設のうち、安全性や防犯性の観点から「遊具」「トイレ等建築物」「がけ、擁壁」を特に重要な施設（特定施設）と位置づけ、点検等に基づく予防保全型の管理を実施します。</p> <p>公園灯のLED化に取り組み長寿命化、省エネルギー化を実現します。</p> <p>長寿命化計画の効果的な推進と更なる効率的な維持管理に向けて、設計方針の作成、住民参加による維持管理の拡大などに取り組みます。</p>			
取組み項目		令和4年度	令和5年度
改修	大規模公園		
	緑道		
	身近な広場		
特定施設健全度調査 (定期点検)			
トイレの洋便器化			
公園灯のLED化			
更なる効率化の取組み			

⑤ 橋梁長寿命化修繕計画に基づく取組み			
世田谷区が管理する橋梁 159 橋について、日常管理の徹底と定期的な点検、計画的な修繕・架替えの実施による戦略的に老朽化対策を施していくことで、維持管理費用の縮減と平準化を図りながら、橋梁の安全性を確保します。			
取組み方針			
<p>令和3年度の改定計画の方針に基づき、管理する全ての橋梁において、「予防保全型」の管理を行うことにより、供用期間100年以上を目標とした橋梁の長寿命化を図り、維持管理費用を縮減します。</p> <p>橋梁点検・修繕計画（令和3年度から令和12年度）に基づき、定期点検による橋梁の健全性の的確な把握と計画的な橋梁の修繕及び架替えを実施します。</p>			
取組み項目		令和4年度	令和5年度
5年ごとの定期点検			
計画修繕			
架替え			
更なる効率化の取組み			

⑥	水路の維持の取組み
通常のパトロールにより点検し、必要に応じて補修等を行います。	

⑦	その他、公共施設等総合管理計画に含まれる都市基盤施設の取組み
その他、街路灯維持管理、LED 街路灯新設改良、交通安全施設（ガードパイプなど）整備など、計画的に取り組めます。	

4 行政経営改革効果額

行政経営改革の取組みによる効果額を示します。

※案で掲載する予定です。